

神奈川県町村会からの「平成16年度県の
施策・予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 実効性のある三位一体改革の推進について	1
2 地方分権の推進について	2
3 市町村合併の支援について	3
4 医療保険制度等の改革と充実について	4
5 介護保険制度の拡充について	6
6 廃棄物処理対策等の推進について	7
7 森林等水源環境の保全について	10

II 共通要望

1 町村財政基盤の強化	12
2 地震防災対策の充実強化	17
3 安心で豊かなくらしの創造	18
4 地域情報化施策の推進	20
5 社会福祉の充実強化	21
6 保健医療対策の充実強化	25
7 農林業振興対策の推進	28
8 観光地振興対策の推進	31
9 都市基盤整備の推進	32
10 教育振興対策の推進	38
11 治安対策、交通安全対策の推進	42

III 地域要望

1 三浦	44
2 湘南等	44
3 足柄上	45
4 足柄下	47
5 厚木・愛甲	48
6 水源地域	49

IV 個別要望

企画部関係	51
防災局関係	51
県民部関係	52
環境農政部関係	52
県土整備部関係	59
企業庁関係	82
教育庁関係	83
警察本部関係	84

I 重点要望

1 実効性のある三位一体改革の推進について

(要望事項)

(1) 改革の工程表が具体的でないため、今後の調整は予算編成過程等に委ねられることとなつたが、これらの過程等において、眞の「三位一体」の改革を確実に実現すること。

<措置状況> (企画部)

地方自治体が自主性を發揮するためには、権限の移譲とともに、地方税財源の適正配分と充実確保が不可欠です。

現在、国において三位一体改革が進められておりますが、今後とも、この改革が地方の意見を十分反映しつつ着実に推進されることはもとより、さらなる地方税財政制度の改革を早期に実現するよう、機会をとらえて強く国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 地方自治体が財政危機を克服し、自己決定による個性と活力ある地域社会を築いていくためには、地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、地方税源を安定的かつ普遍的なものに充実強化することが重要である。このため、所得税から住民税への税源移譲や、地方消費税の拡充等を早急に実現すること。

<措置状況> (企画部・総務部)

地方自治体が自主性を発揮するためには、権限の移譲とともに、地方税財源の適正配分と充実確保が不可欠です。

現在、国において三位一体改革が進められておりますので、今後とも、この改革が地方の意見を十分反映しつつ着実に推進されることはもとより、さらなる地方税財政制度の改革を早期に実現するよう、機会をとらえて強く国に働きかけてまいります。

なお、国から地方への税源移譲については、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとしており、平成16年度の税制改正では、それまでの間の暫定措置として所得譲与税が創設される見込みであります。

(要望事項)

(3) 国から地方への税源移譲が行われても、税源の偏在による市町村間の財政力格差が拡大する恐れがある。特に人口が少なく、課税客体に乏しい町村にとっては、地方交付税の財源保障機能と財政調整機能の果たす役割は重要である。このため、地方交付税所要総額を確保するとともに、これ以上の段階補正は行わないこと。

<措置状況> (企画部)

地方交付税制度については、現在、国において三位一体の改革の中で見直しが進められておりますので、その状況を勘案しながら、地方交付税の所要額の確保とともに、地方税財源の充実が早急に図られるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に働きかけているところです。

また、段階補正を含めた地方交付税の算定については、地方自治体の意見を反映する制度が地方交付税法の改正により、平成12年4月1日から施行され、県でも地方自治体の財政状況に応じた総額の確保と財政需要を的確に反映した算定方法などについての意見を申し出ているところです。県では、こうした制度を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で必要な意見を申し出ていきたいと考えております。

(要望事項)

(4)国庫補助負担金の整理合理化を行うに当たっては、真に国が措置すべき分野については引き続き国が確実に負担するとともに、地方が主体となって実施する必要のある事業については地方自治体への税源移譲を行うなど、不交付団体が不利益とならない代替措置を講じること。

<措置状況> (企画部)

地方自治体が自主性を発揮するためには、権限の移譲とともに、地方税財源の適正配分と充実確保が不可欠です。

国庫補助負担金については、現在、国において三位一体の改革の中で見直しが進められておりますが、これに伴う税財源の移譲が十分に実施されていないのが現状であり、特に不交付団体にあっては、実質的な国庫補助負担金の削減につながり、財政運営に影響を及ぼすものと考えております。

今後とも三位一体改革が地方の意見を十分反映しつつ着実に推進されることはもとより、さらなる地方税財政制度の改革を早期に実現するよう、機会をとらえて強く国に働きかけてまいります。

2 地方分権の推進について

(要望事項)

(1)国と地方の適正な役割分担に応じ、より一層の事務・権限の移譲を推進すること。特に、農地転用、農業振興地域の指定など、土地利用規制の権限については、地域に精通している市町村の判断に委ねることが合理的であるので、移譲の推進を図ること。

<措置状況> (企画部)

国と地方の役割分担に応じた事務・権限の移譲については、平成14年10月に地方分権改革推進会議が内閣総理大臣に提出した「事務・事業の在り方に関する意見」や平成15年5月に同会議が内閣総理大臣に報告したこの意見のフォローアップ結果に基づき、国において事務・事業の在り方の見直しが進められておりますので、その動向を注視するとともに、基礎自治体である市町村優先の原則に立ち、市町村への一層の権限移譲を推進するよう、今後とも機会をとらえ、地方六団体などとも連携して国に対して働きかけてまいります。

また、土地利用規制に関する権限については、国における事務・事業の在り方の検討状況を視野に入れつつ、市町村と十分に協議しながら、事務処理の特例制度を活用した県独自の権限移譲を検討してまいります。

.....

(要望事項)

(2)県から市町村への権限移譲に際しては、移譲項目の決定過程における市町村意思の反映強化と、移譲事務に係る人的支援及び移譲に必要な財源確保に引き続き努めること。

<措置状況> (企画部)

県から市町村への権限移譲については、従来、県・市町村間行財政システム改革推進協議会の場を通じて、市町村とともに検討し、双方の協議が調ったものから実施に移してきておりますが、市町村への円滑な引継ぎが行われるよう、事務の内容によっては職員交流制度を活用した職員の派遣などに努めております。

また、移譲事務に係る財源に関しても、市町村に超過負担が生じないよう、事務量等を勘案した市町村移譲事務交付金により措置してきたところです。

今後とも、権限移譲の推進に当たっては、市町村の意向を十分に尊重するとともに、適切な支援を行ってまいります。

(要望事項)

(3) 知事の提唱される「チャレンジ市町村制度（仮称）」の制度化に当たっては、既存の仕組みを見直すとともに、市町村の規模等にのみ着目するのではなく、自らの責任のもとで市町村の意欲と主体性が發揮できるようにすること。

<措置状況>（企画部）

「チャレンジ市町村制度（仮称）」については、県・市町村間行財政システム改革推進協議会の場を通じて、市町村と共同でその仕組みづくりに向けた検討を進めているところです。

制度化に当たっては、国における事務処理の特例制度の改正などの動向も視野に入れながら、市町村の意向が十分に反映されるよう努めてまいります。

3 市町村合併の支援について

(要望事項)

(1) 合併特例法の適用期限内における合併を実現するため、国に対し必要な支援策の実施を働きかけるとともに、県においてもこれまで以上に積極的な人的、財政的な支援策を講じること。

<措置状況>（企画部）

県では、平成14年9月に策定した「神奈川県における市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自動的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図っております。

また、法定協議会での合併検討が進んでいる真鶴町、湯河原町については、平成15年9月に定めた「真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針」を踏まえ、平成16年度予算において、市町村合併特例交付金として総額7億円、また市町村振興資金貸付金の中で公債費負担軽減のための無利子貸付の財源として5億円を確保するなど、県独自の支援策を講じたところです。

なお、複数市町村で合併検討を行っているその他の地域についても、情報提供や助言など必要な支援を行っております。

(要望事項)

(2) 合併特例法の失効後も、自動的な合併に取り組んできた市町村には合併に伴う特別な行財政需要が生じてくるため、引き続き支援策が受けられるよう国に働きかけること。

<措置状況>（企画部）

市町村合併特例法の期限延長については、国にも要望しておりましたが、国では、特例法の期限である平成17年3月末までに知事に合併申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村については、現行の特例を適用する経過措置を設けることとして、現行法の改正案を今通常国会に提出したところです。

(要望事項)

(3) 合併に際しては、公共料金の格差是正については特別交付税による措置があるが、水道料金格差など、地域の特殊性によって特別交付税措置分だけでは調整できない課題があるので、県において地域の実情に合わせた独自の財政支援を行うこと。

<措置状況>（企画部）

法定協議会での合併検討が進んでいる真鶴町、湯河原町については、平成15年9月に定めた「真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針」を踏まえ、平成16年度予算において、市町村合併特例交付金として総額7億円、また市町村振興資金貸付金の中で公債費負担軽減のための無利子貸付の財源として5億円を確保するなど、県独自の支援策を講じたところで

す。

4 医療保険制度等の改革と充実について

(要望事項)

- (1)国民健康保険事業の財源安定化を図るため、保険者の一本化と併せ、国保制度の抜本的な改革を早期に行い、地方に負担が転嫁されないよう国庫負担を充実すること。

<措置状況> (福祉部)

国民健康保険の再編・統合については、現在、国がその改革に着手しているところですが、県では先に提出した「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、地方自治体へ事務や財政負担の安易な転嫁がないよう要望しており、今後とも国の動向を踏まえ、必要な要望をしてまいります。

(要望事項)

- (2)国民健康保険法施行規則の改正により、被保険者の利便を考慮し、一人1枚のカード化が認められたが、システム改修費用等多額な事業費が必要となるため、当該事業に対する補助制度の創設などの財政的支援を行うこと。

<措置状況> (福祉部)

保険者のカード化促進のために、今後も、12大都道府県国民健康保険主管課長会議等を通じて、国に財政支援を求めてまいります。

(要望事項)

- (3)平成14年の医療制度改革に伴い、国民健康保険税の徴収事務がコンビニエンス・ストアにも委託することができるようになったが、町村部では厚生労働省の指定基準に適合せず、指定が受けられない状況となっている。

保険税の収納率向上のため、10万人未満の市町村であっても私人（コンビニエンス・ストア）委託ができるよう基準の見直しを行うこと。

<措置状況> (福祉部)

「保険税」の徴収の委託については、地方自治法施行令第158条の2の規定により、保険者の判断により、実施が可能となっております。

なお、「保険料」の徴収の委託については、国が定めた指定基準の一つとして、被保険者数が10万人以上であること、がありますが、国はその基準を満たさなくても、委託を行う必要性があり、希望する市町村には、「指定する」旨の判断を示しておりますので、ご了解願います。

(要望事項)

- (4)被保険者間の負担の公平と国民健康保険税の収入の確保を図るため、平成12年度に国民健康保険法等が改正され、国民健康保険税滞納者に対しては資格証明書を交付するなどの対策が講じられたが、「保険給付」と「納税義務」の関係では、法の実効性が不明瞭であるので、悪徳滞納者への医療給付制限は法をもって対処すべく、より実効性のある法の整備を行うこと。

<措置状況> (福祉部)

国民健康保険法等の改正により、資格証明書の交付と同様に、一定期間滞納している世帯に対し、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることが義務化されるとともに、一時差止めを行っている資格証明書の交付世帯について差止め額から滞納している保険料（税）額を控除することができるとしております。

法改正により、実際に給付の差止めを行うこととなって、まだ2年余りであることから、実態を踏まえながら、必要があれば、国に法整備を要望してまいります。

(要望事項)

(5) 平成14年10月の医療制度改革により、70歳以上の前期高齢者の判定事務や高額療養費支給事務の複雑・高度化に伴い、事務量が増大しているが、小規模自治体においては人員を直ちに確保することは困難である。事務を簡素化し、事務負担の軽減を図るとともに、住民にも理解されやすい制度とするよう改正を行うこと。

<措置状況> (福祉部)

平成14年10月の医療制度改革に伴い、老人医療においては、所得に応じた負担割合の判定事務や、高額医療費の支給事務などの新たな事務が増大、または複雑化し、老人医療受給者や医療機関にとっても、わかりにくい制度となっています。

市町村の老人医療事務の適正な運営に支障が生じないよう、わかりやすい、簡便な制度となるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(6) 平成14年度から市町村国民健康保険の特別会計の会計区分が「4月～3月」ベースから「3月～2月」ベースに切り替えられたことに伴い、年度当初における療養給付費（3月分）等の支払いに財源不足が生じ、資金繰りに苦慮している。このため、年度当初に交付される予定の4月分国庫負担金（療養給付費等負担（補助）金など）については、期日に遅れることのないよう適正に交付すること。

<措置状況> (福祉部)

4月分国庫負担金の交付については、国に交付決定通知等を速やかに施行するよう要望するとともに、県内部の手続きについても、一層速やかに行うよう努めてまいります。

(要望事項)

(7) 高齢者の増加や長引く経済の低迷を背景に、老人医療費などの支出の増加と所得の伸び悩みが続いていること、国保財政は非常に深刻な状況に陥っている。このような中で県補助金は、平成15年度は全体で対前年度比約40%の減額と聞いているが、厳しい財政状況は市町村も同様であるので、補助金の引上げと今後の維持・継続を図ること。

<措置状況> (福祉部)

国民健康保険運営強化事業促進対策費補助金については、国民健康保険法の改正により、県の市町村国保事業に対する財政支援が制度化・充実されていることから、支援する分野を重点化するとともに、今後のあり方を検討してまいります。

(要望事項)

(8) 医療制度の改正による対象者の減、受診者負担の増、あるいは介護保険への移行という要因はあるものの、高齢社会への進行や医療技術の高度化、健康志向の高まりなどを受け、医療費は今後も増大することが予想され、一般会計からの繰入れも限界に達するなど、老人保健医療事業の推進はますます厳しい状況となっている。

このため、次の事項について国に強く働きかけること。

ア 国庫負担及び支払基金の算定方法を改善し、概算交付方法を見直すこと。

<措置状況> (福祉部)

安定した老人保健医療事業の推進を図るため、必要な額が支払時期に交付されるよう、国に要望してまいります。

(要望事項)

イ 国庫負担金の精算時期を早めること。

<措置状況> (福祉部)

安定した老人保健医療事業の推進を図るため、国庫負担金の精算時期を早めるよう、国に要望してまいります。

(要望事項)

ウ 健康診査部分を実態に即した基準額に改正すること。

<措置状況> (福祉部)

基本健康診査の国庫負担金基準単価については、国において社会保険診療報酬の点数、全国市町村での事業費等を勘案し、設定されておりますが、県では、地域の実情等を十分に踏まえたものとなるよう、今後とも国に要望してまいります。

5 介護保険制度の拡充について

(要望事項)

(1) 介護保険制度が引き続き円滑に運営できるよう、財政上の課題はもとより制度運営上の諸課題について国・県・市町村の役割分担を明確にし、町村に過重な財政的・人的負担を強いないこと。

<措置状況> (福祉部)

介護保険制度の運営にあたり、市町村に過度の財政負担が生じないよう、また、介護保険制度の見直しに当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえるとともに、新たな財政負担を課さないよう、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 介護保険給付費の負担について、国の負担分である25%に5%の調整交付金が含まれているが、調整交付金については25%の国負担とは別に、国が負担すること。

<措置状況> (福祉部)

介護給付費財政調整交付金については、国の負担割合25%とは別枠として措置するよう、国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをすること。

<措置状況> (福祉部)

低所得者対策については、国による統一的・恒久的な制度を創設するよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 人件費などの介護保険運営に伴う事務費は年々増加しているので、市町村負担の軽減のため、事務費交付金の対象範囲を拡大するとともに、適正な基準額に引上げを行うなどの財政措置を講じること。

<措置状況> (福祉部)

介護保険制度の運営に伴い生じる財政負担については、必要十分な額を措置するよう国に要望してまいります。

（要望事項）

(5) 介護保険法の施行により、特別養護老人ホームについては住所地特例が定められているが、養護老人ホームや有料老人ホーム、グループホームについてはこの特例の対象外となっている。また、建設を抑制する法的な規制がないため、首都圏近郊の自然環境豊かな町村へは、高齢者の転入に歯止めが利かず、将来にわたって当該町村の財政への影響が懸念されている。

このため、養護老人ホーム等の住所地特例化や無秩序な建設の抑制を国へ働きかけるとともに、県においても積極的な支援を行うこと。

＜措置状況＞（福祉部）

住所地特例が適用とならない養護老人ホーム等については、所在市町村の保険財政に影響を及ぼしていることから、財政負担の軽減策を図るよう国に要望しております。

また、設置に当たり介護保険事業計画との整合を図るため、市町村が実態を把握し、意向を反映できるような方策を講じるよう国に要望しております。

（要望事項）

(6) 現在、町村での一般福祉施策として実施している施設入浴サービスを、介護保険制度の指定居宅介護（支援）サービスとすること。

＜措置状況＞（福祉部）

入浴については、訪問入浴介護サービスや通所介護サービスの対応が基本とされているところですが、利用状況を踏まえ、各市町村とともに検討のうえ、国に働きかけてまいります。

（要望事項）

(7) 介護保険料の徴収の時効が2年であるため、不納欠損処分が多く生じている。介護保険については加入者が年金等の収入のみの者が多く、生活への負担を軽減するため分割納付等長期的な収納に努めている。このため、時効を現行の2年から延長すること。

＜措置状況＞（福祉部）

保険料徴収の時効を現行の2年間から延長することについては、介護保険が年度を単位とする短期保険であり、その債権債務関係を長く不確定の状態に置くことは、保険事業の運営上好ましくないことや、国民健康保険料も同様に2年間に設定（国民健康保険税は5年間）されていることなどから、すべての保険者の意見を踏まえたうえで、慎重に検討すべき事項であると考えております。

（要望事項）

(8) 年金受給者の介護保険料は原則として年金からの特別徴収になっているが、その中で65歳になった時の特別徴収への切替期間が1年以上になる場合があり、その間は普通徴収の取扱いになっているのが現状であるので、切替期間を短縮すること。

＜措置状況＞（福祉部）

保険料徴収事務の効率化を図るため、特別徴収の事務処理の改善を図るよう、国に要望してまいります。

6 廃棄物処理対策等の推進について

（要望事項）

(1) 一般廃棄物の発生抑制については、循環型社会形成推進基本法にも定める「拡大生産者責

任」の一層の強化が必要と考えられるので、「拡大生産者責任」を明確化する廃棄物処理・リサイクル関連の法体系の整備・拡充と各種施策の強化を図ること。

＜措置状況＞（環境農政部）

廃棄物の発生抑制と事業者責任の強化については、循環型社会形成推進基本法において、事業者の排出責任及び拡大生産者責任の一般原則が定められるなど、制度的な枠組みが整備されたところですが、各リサイクル法の施行状況を見ますと容器リサイクル法等で市町村の負担が過大になっていると考えております。

県では「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において、排出者責任、拡大生産者責任の充実に向けたリサイクルに関する法体系の整備や、事業者責任の強化という観点からのデポジット制度の導入、さらに、業界に対する分別しやすい商品づくりの指導など、リサイクルを円滑に進めるための条件づくりを図るよう国に要望しております。

（要望事項）

（2）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について、リサイクル料金等の排出者の費用負担を商品価格に上乗せすることにより不法投棄の防止を図るとともに、対象品目を拡大すること。

なお、早急に法改正が行われない場合は、不法投棄防止対策事業等に係る財政的負担に対する補助制度を創設すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、対象品目の拡大を検討すること及び不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることを、国に要望しております。

（要望事項）

（3）不法投棄された機器を市町村が回収した場合は、再商品化料金を製造業者が負担すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることを、国に要望しております。

（要望事項）

（4）平成13年5月から施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品関連事業者に対しては食品廃棄物を「発生を抑制する」「再生利用する」「減量する」ことが義務づけられ、平成18年度までに実施率を20%向上させなければならなくなつたが、本県の事業者が実施率を早期に達成できるよう、全国に先駆けて当該事業者に対する生ごみ処理機導入の補助及び融資制度を確立すること。

また、町村がモデル事業として実施する小学校への生ごみ処理機導入事業に対する財政支援を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

県では、食品関連事業者が中心となった食品廃棄物の再生利用等の取組みを推進するため、食品事業者や食品リサイクル事業者等が農林漁業者などと連携し、一体的に食品リサイクルを推進するモデルとなる食品廃棄物を原料として肥料・飼料を製造する施設等を整備する場合には、国の補助事業を活用した支援を行っており、平成15年度は横浜市内で1件の補助を実施しています。

なお、町村が要望の事業を実施する場合には、同様の国庫補助事業があります。

(要望事項)

(5) 国立公園内の処理施設整備事業については、自然環境保持のため、公害防止計画策定地域と同等の補助率を適用するよう国庫補助制度を強化すること。

<措置状況> (環境農政部)

国に「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、公害防止計画策定地域以外も策定地域と同様に国庫補助率を1/2に引上げることを要望しております。

(要望事項)

(6) 「ダイオキシン類対策特別措置法」によるダイオキシン類の測定分析については町村の財政負担が大きいので、その経費について補助を行うこと。

<措置状況> (環境農政部)

ダイオキシン類の測定分析については、平成13年度に環境科学センターにダイオキシン分析施設を設置し、測定分析を行っております。

また、県では、ダイオキシン類の簡易かつ迅速な測定方法の開発とその標準化について、これまでにも国に働きかけを行ってきたところであり、「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中でも要望しております。

(要望事項)

(7) ごみ処理の広域化に係る基礎調査については、県の支援を受けて県内各地域で実施されているが、今後は「広域化実施計画」を策定し、順次稼動に向けた取組みを行うこととなる。このため、計画推進の各段階における県からの技術的支援と財政的支援を強化充実すること。

また、広域化実施計画に基づく廃棄物処理施設整備に対しては、国庫補助枠を新たに設けること。

<措置状況> (環境農政部)

技術的支援については、県と各ブロックの実務の責任者で構成する、ごみ処理広域化連絡調整会議の場を活用し、技術的安定性、環境負荷、処理コスト、維持管理等に関する技術情報の提供などの支援を行うとともに、ブロック別の調整会議等の場において、積極的な対応を図ってまいります。

次に、財政的支援については、本来、ごみ処理は市町村の自治事務であることから、ごみの広域処理に伴って必要とされる経費についても、市町村の自主財源でまかなうことのできる財源措置がとられるべきと考えておりますが、現状では地方への税源移譲が進んでおりませんので、当面の対策として、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、国庫補助金の総枠を確保すること、国庫補助対象外となっている建築物や建設用地等を補助対象とすること、既存施設の廃止に伴う国庫補助金の返還等の特例を設けることについて、これまでにも国に働きかけを行ってきたところであり、「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中でも要望しております。

さらに、県でも、市町村の取組みを促進する仕組みづくり等について、今後検討してまいりたいと考えております。

また、広域化実施計画に基づく施設整備は国庫補助の対象になりますので、その確保に努めてまいります。

(要望事項)

(8) 河川区域内及び津久井湖、宮ヶ瀬湖周辺への不法投棄が数多く発生し、その撤去等に苦慮している。町村は、清掃や防止に努めているが、財政的にも限界があるので、これらの廃棄物処理については、河川管理者等の責任において早期に撤去するとともに、不法投棄防

止用フェンス等を設置すること。

＜措置状況＞（県土整備部・環境農政部）

県の不法投棄対策については、平成9年度から「不法投棄・散乱ごみ総合対策」として、不法投棄の未然防止対策、原状回復対策を県民、事業者、市町村が一体となって実施しておりますが、今後とも、県警察はもとより、市町村や関係機関と一層緊密な連携を図りながら、不法投棄行為に対する厳正な対応に努めるとともに、不法投棄・散乱ごみ対策の充実に向けた、市町村、民間とのより効果的な連携・役割分担や支援等のあり方について検討してまいります。

河川区域のごみの不法投棄については、県でもパトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を、地元の協力を得ながら進めております。

7 森林等水源環境の保全について

（要望事項）

(1) 森林、山林の多様な公益的機能を維持発展させていくためには、その保育、管理を山林地域のみに委ねるのではなく、すべての人々がそれぞれの役割を担いながら「みんなで森林、山林を守っていく」という国民的な認識と気運を高めていくことが肝要であり、また、その経費についても全国民が負担する仕組みが必要である。

このため、新たな国税を創設するなど、森林、山林地域を守る市町村の財政に寄与する制度の実現を国に働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

現在、県では、森林の公益的機能の維持増進を図るためさまざまな事業に取り組んでいるところであり、この事業の着実な展開のための支援について国に要望しているところです。

（要望事項）

(2) 本年7月、神奈川県地方税制等研究会生活環境税制専門部会において、水源環境保全に関する施策とその費用負担等について一定の考え方が示された。今後は水源環境税創設に向けた検討がされていくことと思われるが、町村による水源環境を保全するための取組みをより一層推進するため、水源環境税の創設と併せ町村に対する財政支援を強化すること。

＜措置状況＞（総務部）

水源環境保全施策と税制措置のあり方については、平成15年10月に、神奈川県地方税制等研究会から知事に提言をいただき、これを素材に、県内22か所で県民集会を開催し、多くの県民の方々に議論いただいたところです。

今後、県民や市町村、水道事業者等とさらに論議を深め、市町村事業に対する財政措置を含め、幅広い課題について、県としての方向性を整理してまいります。

（要望事項）

(3) 所有者の林業経営意欲の減退とともに管理不足から森林の荒廃が進み、水源地域の自然環境が悪化している。

県は平成9年度から「水源の森林づくり事業」に取り組み、各種の事業を実施しているが、これらの森林整備事業を一層拡大するとともに、町有林や小規模事業を含むすべての事業を水源の森林づくり事業の対象とすること。

＜措置状況＞（環境農政部）

水源の森林づくり事業は、ダム上流域を中心とした水源の森林エリア内の私有林を対象

に、森林所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進しております。

また、小規模な面積であっても他の森林と一体として事業化できるよう推進してまいります。

(要望事項)

(4) 地域林業形成促進事業による森林整備については、国・県の補助対象となる区域が水土保全林区域に限られているので、町村の森林整備計画の対象となっている森林全体が指定されることを拡大すること。

<措置状況> (環境農政部)

地域林業形成促進事業の採択は、国の定めた基準にしたがっているので、補助対象区域の拡大は困難であります。「森林と人との共生林区域」の森林整備については、一般林業促進事業の補助対象となります。

(要望事項)

(5) 自然保護奨励金は、平成11年度から調整率が改正され、著しい減額支給になっている。このため、自然環境保全に必要な経費として、調整率の見直しを行うこと。また、町有林も対象とすること。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の調整率の見直しについては、現在の県の財政状況から、実現は困難であります。また、自然保護奨励金については、県内に残された自然環境を保全するため、自然環境保全地域等に山林等を所有する方などを対象に交付しているもので、その趣旨からも町有林を対象とすることについては、困難であります。

(要望事項)

(6) 町村実施の農林業事業については、国県補助金が財政上重要な財源となっているので、国の事業採択後の計画的な財源確保について積極的な働きかけを行うとともに、県内調整及び県補助枠の拡大、増額を行うこと。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の農林業事業における国庫補助金については、引き続き国へ働きかけ財源確保に努めてまいります。

県補助枠全体の拡大・増額については困難な状況ですが、効果的な事業実施が図られるよう県内の調整に努めてまいります。

(要望事項)

(7) 水源地域等にある町村は、豊かな森林と清流を守るため懸命の努力を続けているが、こうした水源地を守る治山治水等の取組みは、下流域を含む県民全体の課題である。

このため、引き続き治山治水事業や山林活性化事業・農林道の整備について積極的な事業展開を図るとともに、農村地域の生活基盤整備として県が補助する農とみどりの整備事業や地域農業活性化推進事業などについても事業の推進を図ること。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の治山事業、造林事業、農道、林道の整備や県単独補助事業については、引き続き事業の推進に努めてまいります。

II 共通要望事項

1 町村財政基盤の強化

(要望事項)

1 地方負担を伴う事業に対する財源措置等について

地域住民への保健、福祉サービスを町村が実施することについては異論のないところですが、最近、65歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種やC型肝炎ウィルス検査、障害者福祉サービスの制度改革など、地方負担を伴う事業が施行されました。このような事業を進めるうえでは、県及び町村との十分な事前協議の実施と財源措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

肝炎ウィルス検査等、国が新たな取組みを行おうとする場合には、事業を実施する市町村に、趣旨、実施方法、財源等について、事前に十分な情報提供を行うとともに、市町村からの意見の反映に努めるなど、適切な措置を講じるよう、機会をとらえ国に働きかけてまいります。

(要望事項)

2 地方超過負担の解消について

(1)各種国庫補助事業について、社会情勢や住民ニーズの変化、施設水準の向上等に即応した基準に改善し、単価差、数量差、対象差及び地域差による地方の超過負担を解消するよう国に働きかけること。

<措置状況> (企画部)

国庫補助負担金の超過負担については、国と地方の財政秩序を乱す大きな要因であり、県でもその解消に向けて要望を続けております。

毎年度補助金等実態調査に基づき、一部については改善されておりますが、いまだ不十分なものも残っていると認識しておりますので、引き続き全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

(要望事項)

(2)選挙執行経費の基準単価は、選挙執行経費基準法改正により概ね3年ごとに是正されているが、市、区、町村の格差が未だに解消されていないので、早急に是正するよう国に要望すること。

<措置状況> (企画部)

ご要望の点については、都道府県選挙管理委員会連合会と連携を図りながら、機会あるごとに国に要望してまいります。

(要望事項)

3 地方税制等の改正について

(1)軽自動車税の税率については、昭和59年度から現行の税率となっているが、車両価格等からみると自動車税に比較して非常に低率になっていることから、税率の早期引上げを国に要望すること。

また、町村が登録事務を行っている軽自動車税の課税・徴収事務の省力化を図るため、新規登録時のみの課税・徴収ができる制度に改正するよう併せて要望すること。

<措置状況> (企画部)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税に比し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えますので、原動機付き自転車などに係る課税のあり方の検討を含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 固定資産税に係る非課税措置等については、これまで見直しが行われてきたが、現在、なお多くの非課税措置等が講じられているので、租税負担の公平及び地方財源の充実を図る見地から更に整理、縮減を行うよう国に要望すること。

<措置状況> (企画部)

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっており、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適宜見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 個人所得に係る課税・徴収制度は、所得税は申告納税のもと申告期限内に納付される制度になっているが、住民税は翌年度課税のため、特に臨時的所得である譲渡所得及び修正所得を課税・徴収する時点では、納税者の資力が著しく低下している状況にある。このため、所得税と同一時に課税・徴収ができる制度に改正するよう国に働きかけること。

<措置状況> (企画部)

個人住民税を現年課税することについては、給与支払者において住民税についても年末調整事務が必要となることや、申告を要する納税義務者においては市町村に対しても確定申告が必要となると考えられますので、こうした納税義務者などの事務負担や市町村における確定申告を受付ける体制整備などを踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。

(要望事項)

(4) 地方税の申告手続き等の電子化にあたり、そのシステムの導入に際しては財源の補助等の措置を講じるとともに、情報のセキュリティと所得税とのリンク、操作性や利便性等を十分考慮した中でシステムの構築を図るよう国に要望すること。

<措置状況> (総務部)

地方税における電子申告の導入については、現在、全国の都道府県及び市町村で構成される「地方税電子化協議会」において、制度面やシステム面のほか、導入に伴う費用負担のあり方等についての検討が進められているところです。

ご要望の点については、そこでの検討状況を踏まえながら、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(5) 市町村交付金を交付すべき県有財産台帳に記載されている価格が、固定資産に類似する固定資産税の課税標準額の基礎となる価格と以前から大きな格差が生じている。「3年に一度実施される評価替えの時期に合わせて、県有財産台帳価格を改定し適正な価格となるよう調整している。」との回答を得ているが、更に適正な価格に引き上げること。

<措置状況> (総務部)

国有資産等所在市町村交付金算定の基礎となる県有財産台帳価格は、神奈川県県有財産規則第48条の規定による県有財産台帳価格算定要領に基づき算定しています。

土地の台帳価格は、県有地の現況地目に応じた近傍類似地の固定資産税評価額を用いて算定した額となっており、この価格は3年に1度実施される固定資産税の評価替えの時期に合わせて改定しております。

また、土地に係る交付金については、上昇度に応じて固定資産税と同様に負担調整率を用いて算定しております。

なお、負担調整した価格は、概ね2.5%から15%の範囲で上昇しており、台帳価格も全体的に漸増しております。

(要望事項)

4 ゴルフ場利用税交付金制度の存続確保について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等さまざまな行政サービスの効果を享受しているゴルフ利用者に課せられ、その7割が関係市町村に交付される、いわば市町村固有の税と言えます。特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興を図る上で重要な役割を果たしているので、ゴルフ場利用税の存続確保についてより一層の国への働きかけを要望します。

<措置状況> (総務部)

ゴルフ場利用税は、県及び市町村の貴重な財源ですので、引き続きその存続に向けて取り組んでまいります。

(要望事項)

5 政府資金に係る地方債の借換え等について

政府資金に係る地方債については、一定の条件のもとで公庫資金の借換債の発行などの措置が講じられているところであり、また、平成13年度より既往債も含めて任意の繰上償還が補償金を支払うことを条件に認められています。

しかし、経済情勢の悪化、景気対策に伴う公債費の増大など地方財政において厳しい状況のもと、多額の補償金を支払っての繰上償還は、町村財政にとってメリットは少ないと言わざるを得ません。

つきましては、補償金支払いの要件緩和と借換債の枠拡大、また低利債への借換えについて、特段の措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (企画部)

政府資金などの公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、従来から県並びに地方六団体において国への働きかけを行っております。

その結果、一定の要件を満たす団体についての繰上償還、借換えが認められ、特別交付税による利差補てん措置が講じられるとともに、特に繰上償還については、補償金を支払うことにより、どの団体においても、任意の繰上償還が認められることとされたところです。

しかしながら、これらの措置については、公債費の負担軽減の効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、県でも、繰上償還、借換措置などの公債費負担軽減措置のさらなる拡大について、国へ引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

6 地方債の民間資金制度確立と政府資金の確保について

地方債における民間等資金の活用は大きな課題であり、平成18年度より許可制から協議制へと移行することに伴い、今後は市場公募が有効な手段になっていくことに間違はないと考えます。しかしながら、社会資本整備に係る経費を償還というかたちで世代間の公平を図ることを本来の目的とする地方債にあっては、短期的な民間等資金は、社会・経済状況や市町村の地域性、規模、起債内容によって借入条件が左右されやすく、現状では地方

債の最適な資金確保手段には至っていないと考えます。

住民に「投資する魅力を感じさせる行政運営」は市町村の課題であり、郷土愛溢れるまちづくりは市町村の使命と肝に銘じ、町村も民間資金の調達方法（住民参加型ミニ公募債等を含む）に関する研究・努力しますが、民間等資金による地方債を今後更に最適な資金制度となるよう確立・援助するとともに、それまでの間にあっては、健全財政・財政力ある行政を維持するために、安定した資金調達ができる政府資金を確保できるよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（企画部）

財政投融資制度の改革及び平成18年度からの地方債制度の許可制から協議制への移行を控え、従前にも増して、地方債市場における民間資金の重要性が高まることが見込まれております。

このため、国においては、住民参加型ミニ市場公募債の制度を創設するなど、民間からの資金調達手法の多様化を図っておりますし、県でも、各種会議などで、市町村の職員の方々に対し、今後の資金調達の多様化の手法などについて、先進事例の紹介や研修を実施しているところです。

しかしながら、財政規模の小さな団体をはじめとして、有利な条件での民間資金の調達がなかなか難しい状況にあることも事実ですので、協議制移行後も、依然として長期低利の良質な政府資金の安定的な確保が重要であると考えております。

このため、県でも、協議制への移行がスムーズに行われ、今後とも市町村が安定的に地方債資金の調達が可能となるよう、引き続き、地方六団体を通じて、国に対して要望してまいります。

なお、県内においても、既に複数の団体が、住民参加型ミニ市場公募債を発行するなど、地方債市場の変化に積極的に対応しているところですので、こうした取組みについても、是非、積極的な対応を図っていただきたいと考えております。

（要望事項）

7 水道企業債に対する財政優遇措置について

町村における水道事業の円滑な推進を図るため、次の措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

（1）政府資金及び公営企業金融公庫資金の貸付利率を引き下げる。

＜措置状況＞（企画部）

水道事業債は、政府資金が優先的に充当されており、その利率は、他の地方債に比べ、現行においても十分有利なものとなっているとともに、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件のもと公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

（要望事項）

（2）償還期限を施設に見合った年数とともに、公営企業金融公庫の償還年数を政府資金並みの30年に延長すること。

＜措置状況＞（企画部）

水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから起債の償還期間についても、他の事業と比較して長期に設定されております。

しかしながら、なお、耐用年数に比較して償還期間の短いものなども見受けられるところで、水道事業の一層の経営健全化を図る観点から制度改善の必要なものについては、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3)起債対象事業において、その細部にわたる条件（対象外の仮設切回し工等）の緩和及び枠配分の拡大を図ること。

<措置状況>（企画部）

起債対象となる事業は、世代間の負担の公平性の観点から便益が後世代に残る施設建設などに係る経費に限られており、水道事業については、そうした対象事業に対して100%の起債充当が認められておりますので、適当であると考えております。

(要望事項)

(4)昭和50年度から昭和59年度までの間に借入れした年利7%以上の企業債に関する利子補給制度を創設すること。

<措置状況>（企画部）

水道事業については、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件のもと公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

(要望事項)

(5)高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況>（企画部）

高料金対策借換債については、その要件は毎年度見直されておりますが、条件面でまだまだ制約が多いことからその適用の拡大措置や、未だ認められていない政府資金による借換債の実施について、県でも引き続き国などの関係機関へ働きかけているところです。

(要望事項)

(6)高料金対策借換制度とは別に、公営企業金融公庫資金及び政府資金の高金利既往債の現行低利資金への条件を緩和した借換制度を創設すること。

<措置状況>（企画部）

政府資金などの公的資金に係る地方債の借換えについては、従来から県並びに地方六団体において国への働きかけを行っております。

その結果、一定の要件を満たす団体についての借換えが認められるとともに、特別交付税による利差補てん措置が講じられているところです。

また、水道事業については、資本費及び給水原価が全国平均を著しく上回っている事業を対象に公営企業借換債が認められております。

しかしながら、これらの措置については、公債費の負担軽減の効果が必ずしも高いものとはなっていないことから、県でも、借換措置などの公債費負担軽減措置のさらなる拡大について、国へ引き続き働きかけているところです。

(要望事項)

8 ペイオフ解禁後の公金保護対策について

(1)地方自治体の公金預金については當利を目的とせず、また住民生活に直結した貴重な資金であり、決して反故にすることが許されない性質を持っています。平成17年末までペイオフの導入が延期されましたが、公金の特性より延期期間以降も自治体等が扱う公金についてはペイオフの対象外とする保護措置制度を導入するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金の保護については、平成14年6月、全国知事会

をはじめとする地方六団体において、総務省及び金融庁に対し「ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護に関する要望」を提出し、地方公共団体の取り扱う公金預金について特段の措置を講ずるよう要望したところです。

こうしたこともあり、平成15年4月に予定されていたペイオフの全面解禁は2年延期となつたところですが、今後とも国の動向について注視するとともに、ペイオフ解禁後における地方公共団体の公金預金の安全性の確保について、引き続き全国知事会など地方六団体とも連携しながら国への働きかけを行ってまいります。

(要望事項)

(2)ペイオフが解禁され、自己責任により金融機関を選択しなければならなくなりましたが、町村においては金融機関を選択するための情報収集や分析するための体制、資料が十分でないため、困難を極めています。

つきましては、県においても指定金融機関等の経営情報を収集されると思うので、その具体的な集計・分析結果について、途中経過を含めて町村に提示するよう要望します。

<措置状況> (企画部)

ペイオフ対策については、出納局を事務局とする府内ペイオフ対策会議において策定した、「神奈川県のペイオフ解禁への対応方針」を市町村へも送付するなど、県のペイオフ対応方針について適宜情報提供しているところです。

今後とも、県が入手した金融関係情報や最近のペイオフをめぐる動向を受けた県の対応等について情報提供に努めるとともに、県が主催するペイオフ関係の研修について積極的に市町村へ参加を呼びかけるなど、適宜必要な情報を市町村へ提供してまいります。

(要望事項)

(3)ペイオフが解禁され、地方自治体には、自己責任を果たしながら、安全で確実かつ有利な公金管理の取組みが求められています。その一方策として、期限未到来の預金債権と借入金債務との相殺が挙げられますが、地方債制度上、市町村においては市中金融機関からの借入れを自ら選択することができないことから、相殺できる地方債の額が全く不足しているのが現状です。そこで、今後の地方債発行に際しては、市中金融機関からの借入れを市町村が希望できるような制度に改正することを国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (企画部)

国の地方債計画では、個別事業ごとに資金区分が決められ、この中で、一般公共事業や災害復旧事業等については、国の責任として公的資金を中心に確保されておりますが、地方団体が自主的・主体的に実施する事業については、民間資金（市中金融機関）を中心に確保されており、民間資金を資金区分とする地方債については、現行制度の中でも、原則として、市町村の希望に沿った資金配分がなされています。

なお、財政投融資制度の改革などに伴い、公的資金は、年々縮小し、民間資金の比率が高くなる傾向にありますが、今後は、平成18年度から地方債制度が許可制から協議制へ移行することにより、ますます民間資金（市中金融機関）からの借入れが多くなるものと考えております。

2 地震防災対策の充実強化

(要望事項)

1 橋梁・トンネル等への耐震補強事業に対する補助制度の創設について

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、神奈川県西部地震も危惧される中、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確

保が最重要課題となっています。

行政区域内の主要道路には、多くの橋梁やトンネルが存在しており、住民の生命財産を守る上からも橋梁等の耐震診断と、その結果に基づいた早急な補強工事が求められています。

つきましては、これらの事業に対する国並びに県における補助制度の創設を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、国庫補助制度として橋梁補修事業や災害防除事業がありますが、補強工事等に対する県の補助制度はありません。

県では、これらの事業に対して、技術的助言などの支援のほか、国庫補助採択の可能性について検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

2 東名・中央高速道路跨道橋の耐震補強対策事業に対する財源措置について

高速道路完成時に日本道路公団から移管された跨道橋は、その後の法改正により管理者である町が耐震補強対策事業を実施することとなっています。しかし、事業の実施にあたって、財政状況が逼迫している自治体にとっては多大な財政負担となります。

つきましては、国からの交付金による緊急地方道路整備事業のみでなく、県の上積助成と原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県による上積み助成は困難ですが、日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画にあわせて、国及び日本道路公団に伝えてまいります。

3 安心で豊かなくらしの創造

（要望事項）

1 配偶者からの暴力（DV）相談体制の整備と被害者支援について

配偶者からの暴力（DV）被害に関する相談や一時保護に関する相談業務が増加しつつあります。

しかし、町村には専門の相談窓口もなく、また、婦人保護施設や福祉事務所などとの連携も弱く、被害者保護が十分ではありません。

つきましては、DV等の相談に対応できる専門相談員の派遣などの相談体制の協力と、DV被害者を施設へ一時保護する際の移送費用や生活保護のための費用について、県負担を要望します。

＜措置状況＞（県民部・福祉部）

DV対策については、現在、配偶者暴力防止法に基づき開設した配偶者暴力相談支援センターを中心に、市町村、福祉事務所、警察、NPO等が連携して、相談や保護命令申立ての支援、家族を含む被害者の一時保護やその後の自立に向けての支援等を行っております。

被害者の支援については、関係機関との連携が不可欠であることから、地域ごとに関係機関の連絡会の設置を進め、きめ細かいネットワーク化に取り組むとともに、市町村の相談窓口担当者研修などを通じて、市町村の相談体制の強化に対する支援を行っているところです。

町村においては、今後とも、県福祉事務所配置の女性相談員等と連携され、移送を含めた一時保護等に対応していただくようお願いします。

なお、DV被害女性が、生活に困窮し、経済的な自立が困難な状況にある場合には、町村のDV担当課との連携を図りながら、県福祉事務所で生活保護の相談を行っており、生

活保護を適用した場合は、県でその費用を負担しているところです。

(要望事項)

2 消費生活相談体制の整備等に対する支援について

県は、藤沢消費生活センターを平成15年3月に廃止し、かながわ中央消費生活センターを再編整備し、消費者保護基本法の本旨に沿って、消費生活相談体制の整備を市町村に求めています。

町が長期に相談体制を整えるには、人的、財政的な問題等多数の問題をクリアしなければなりません。また、商品等の情報の高度化や専門化が進む中、消費者の利益保護のために消費者保護、消費者教育、啓発、消費者団体の育成が必要です。年々、相談件数も増加傾向にあり、継続相談等複雑な相談内容に対応するためにも、今後も、より一層消費生活相談員の育成及び人材の確保が必要不可欠です。つきましては、県に対し、市町村消費生活相談体制整備推進事業費補助金の延長及び消費生活相談員確保の支援を要望します。

また、相談以外の消費者保護、消費者教育、啓発、消費者団体の育成などの面においても、引き続き支援を要望します。

<措置状況> (県民部)

県では、消費生活相談体制の整備を円滑に推進していただくため、施設整備や相談員設置に対する補助制度を設け、相談員の設置については5年間補助を行うこととして、平成11年度から実施しております。

これまで多くの市町村にこうした補助制度の趣旨をご理解いただいたうえで、県として支援を続けてきたことから、補助期間の延長は困難であります。

また、市町村の啓発、学習事業が均質に効果的に行われるよう、啓発資料や学習資料を市町村と共同発行することや学習に役立つ各種の情報を提供するほか、広域的立場から学校における消費者教育などの充実を図ってまいります。

あわせて、消費者団体の活動についても、引き続き支援してまいります。

(要望事項)

3 被災者の生活再建支援制度の充実について

災害救助法に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害に対しては、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用した被害者生活再建支援金が被災者に支給されますが、その適用を受けられない自治体の被災者は何ら救済されないのが現実です。

つきましては、支援制度の適用基準について緩和するなど、災害救助法適用地域以外の被災者に対しても等しく救援が受けられるよう制度の見直しを国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (防災局)

被災者生活再建支援制度の見直しについては、住宅再建支援制度の創設とあわせ、全国知事会を通じて国に要望しておりましたが、今通常国会に居住安定支援制度の創設及び被災者生活再建支援法適用市町村に隣接する市町村の対象自然災害要件の緩和等を内容とする被災者生活再建支援法の改正案が提出されております。

制度の運営資金についても、居住安定支援制度の創設に伴い、平成16年度に全都道府県により、総額300億円を同制度に係る基金に対し拠出することとしております。

(要望事項)

4 国民の保護のための法制整備について

市町村は住民にとって最も身近な基礎的地方公共団体であり、日常生活に必要な公共役務を提供する立場にあります。こうした中において、先の通常国会において成立した武力攻

撃事態対処関連法では、地方公共団体の責務・役割や国民の協力についての規定が設けられていますが、具体的な内容が必ずしも明確になっていません。その具体的な内容によっては、住民生活や地域経済活動に少なからず影響を及ぼすことになります。

今後の国民の保護のための法整備に当たっては、国民的な合意を得ることを基本に、地方分権の趣旨を踏まえ、地方公共団体のみならず住民を含めた各方面の意見を十分尊重すること及び対処措置等に要する費用負担についても地方公共団体へ過度な負担にならないよう要望します。

＜措置状況＞（防災局）

県では、国民の保護のための法制の概要や法案の要旨が示された都度、県民生活の安全・安心を守る立場から、国に意見を表明してきましたが、今後とも必要な意見を表明するとともに、県として「国民の保護のための計画」等を策定する際には、市町村、関係機関、県民等の意見を十分に反映できるよう取り組んでまいります。

また、平成16年3月9日に国会に提出された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案」では、地方公共団体が行う国民の保護のための措置に要する費用は、原則として国が負担することとなっております。

4 地域情報化施策の推進

（要望事項）

1 光ファイバー網等のインフラ整備について

政府は、世界最先端のＩＴ国家（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）となることを目指しています。

e-japan重点計画では「民間事業者によるインフラ構築」、「地方公共団体等の公共ネットワーク、端末の整備を支援」を講じることになっていますが、民間事業者には、採算性の問題、地理的条件、地元町村の財政状況等によって着手できないなど地域間の情報格差が拡大することが予測されます。

つきましては、光ファイバー網の整備されていない地域に対する民間事業者への整備後の財政支援策、国によるネットワークの整備について、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（企画部）

地域における高速情報通信網の整備については、国は過疎地域等に指定されている町村が住民向けの超高速ネットワークを整備する場合の補助制度を設けましたが、過疎地域等以外であっても、民間事業者による整備が見込めない山間部も対象地域に加えるとともに、整備が促進されるよう、直接補助、低利融資等の支援策の充実を、今後とも、国に要望してまいります。

（要望事項）

2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等にかかる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の支援措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県民部）

地上波デジタル放送による影響の有無については、現時点でははっきりしておりませんが、国からの情報は的確に市町村に伝えてまいります。

（要望事項）

3 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）の導入・運用に係る財政支援について

総合行政ネットワークシステム（LGWAN）については、平成15年度中に接続することを国から要請されていますが、機器等の導入・運用に関する経費に対し、補助金による財政支援を講じるよう国への働きかけを要望します。

また、町独自のシステム開発などの費用については、県の財政支援を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

総合行政ネットワークシステムに係る機器等の導入については、特別交付税措置がなされています。運用経費については、国において普通交付税措置が検討されておりますが、不交付団体に対する支援については、国に働きかけてまいります。

また、住民サービスの向上に資する市町村の情報システムの開発については、神奈川県市町村振興メニュー事業補助金の中で、助成対象としております。

（要望事項）

4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

戸籍事務へのコンピュータ導入は、市町村において早期に実施しなければならないと考えています。

つきましては、導入に伴う経費負担については特別交付税措置でなく、負担率を明確にした国庫補助制度へと変更し、併せて稼働後の経費についても同様の措置を講じるよう国への働きかけを再度要望します。

＜措置状況＞（企画部）

戸籍事務のように、地方公共団体が実施主体となる事務に対する費用については、地方税あるいは地方交付税による一般財源として措置されることが、地方公共団体の自主性・主体性を強化し、行財政運営の簡素化を推進する観点から望ましいことと考えております。

したがって、今後、地方分権の推進にあわせ、地方税財源の拡充について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

5 社会福祉の充実強化

（要望事項）

1 保健・医療・福祉分野の人材確保、育成対策と国、県の補助金について

(1) 多様化する保健・医療・福祉業務に対応した幅広い人材の確保、育成及び県専門職員の派遣

＜措置状況＞（福祉部）

保健・医療・福祉分野の人材の養成・確保については、現在策定中の新しい総合計画においても戦略プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組むこととしています。

平成15年4月には、保健・医療・福祉の総合的な人材の育成を目的とした、県立保健福祉大学を開学するとともに、保健・医療・福祉分野に従事している現任者の方々（県・市町村職員を含む）の一層のレベルアップを図るために現任者教育を行う実践教育センターを、大学の附置機関として開設しました。

また、県保健福祉事務所やかながわ福祉人材研修センターなどさまざまな機関においても、引き続き幅広い人材の養成・確保に向けた取組みを推進してまいります。

専門職員の市町村への派遣については、現在の福祉職職員全体の配置状況からすると厳しいものがありますので、さまざまな機会をとらえて、これまで培ってきた福祉職職員の知識・技術を生かしながら、町村の事務支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

(要望事項)

(2) 保健・医療・福祉事業に係る補助金の基準の引下げや補助率の削減をしないこと。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、国・県・市町村の役割分担を踏まえた適切な財源措置のもとに支援してまいります。

(要望事項)

2 児童福祉の充実について

(1) 児童手当の所得認定について課税台帳を基に照合を行っていますが、未申告者の所得については照合確認が困難であることから、所得のないものとして取り扱うことになっています。申告を促しても未申告のままとなるケースも多く、税の公平性が著しく損なわれています。所得未申告者に対する取扱いについての制度を改正するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

児童手当制度の所得未申告者に対する取扱いについては、要望の趣旨を国へ伝えてまいります。

(要望事項)

(2) 児童福祉施設最低基準が平成10年度に改正され、保育士数は、0歳児については乳児3人に対して保育士1人以上となりましたが、1歳児以上は改正されず、1・2歳児は6人に1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児は概ね20人に1人以上、満4歳以上の幼児は概ね30人に1人以上のままとなっています。

しかし、発達段階に応じた保育を行うためには保育士配置最低基準の見直しが必要です。引き続き国に対し積極的な働きかけをするよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

保育士の配置基準の見直しについては、引き続き国に要望してまいります。

なお、民間保育所に対しては平成16年度も引き続き市町村と協調し、児童福祉施設最低基準の保育士配置基準を超えて雇用する職員経費を助成してまいります。

(要望事項)

(3) 少子化の進展に伴い、学校・幼稚園及び保育園の効率的な運営や教育効果の向上を目指して、幼稚園と保育園の共用化合築施設の整備を推進していますが、町村財政が極めて厳しい状況にあるため、円滑な実施が困難となっています。このため、国庫補助率の引上げと補助枠及び補助対象面積等の拡大について国への働きかけを要望します。

あわせて、職員の兼務等当該施設の運営についても地域特性を踏まえた幼保一元化が図られるよう国への働きかけを引き続き要望します。

<措置状況> (教育庁・福祉部)

幼稚園と保育所は、それぞれの制度の中で整備充実が図られているところですが、国では多様化する保育ニーズに応える観点に立ち、両施設の連携強化の方向で検討が進められています。県でも、現在、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施するなど、両施設の連携が図られるよう取り組んでおりますが、今後、国の動向を見据え、適切に対応を進めていくよう努めてまいります。

ご要望の国庫補助基準の緩和については、引き続き国に働きかけてまいります。

また、幼稚園と保育所の一元化については、構造改革特区の認定状況、新たな総合施設の検討等、国の動向を見据えながら、地域の特性の状況を踏まえて、機会をとらえ要望してまいりたいと考えております。

(要望事項)

3 障害福祉の充実について

(1)市町村への事務移譲が進む中、財源移譲は進まず、それにも増して補助金が年々削減されています。平成14年度に障害者生活支援事業、地域療育等支援事業の両事業が国庫補助から一般財源化されましたが、国庫補助事業として実施してきた事業の必要性や意義を再確認し、補助事業に戻すよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

市町村障害者生活支援事業と障害児者地域療育等支援事業が国庫補助から一般財源化されたことについては、支援費制度施行上からも総合相談窓口の整備が重要であることから、一般財源化を見直すよう国に要望しております。

(要望事項)

(2)平成15年度から支援費制度が開始され、今後細部の法整備が行われることと思われますが、障害者の生活・経済基盤の弱さを考慮して、受益者負担増額については回避するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

支援費制度におけるサービス利用に係る利用者負担額については、サービス利用者の負担増とならないように、国へ働きかけてまいります。

(要望事項)

(3)重度障害者医療費給付事業については、平成16年度に補助率1/2とすることを目標に毎年度見直しが行われていますが、制度導入時の趣旨を尊重するとともに、市町村の財政事情を考慮の上、現行の補助率を維持するよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

重度障害者医療費給付補助事業については、事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と十分話し合いをしながら、補助率の見直しを進めてまいりたいと考えております。

(要望事項)

(4)重度障害者住宅設備改良費の申請が増加する中で、同補助金の限度額が長年据え置きとされており、社会経済情勢等から判断すると現行の限度額は実情にそぐわないことから、補助限度額の大幅な引上げを要望します。

<措置状況> (福祉部)

重度障害者住宅設備改良費補助事業については、より一層効果的かつ適切な補助制度となるよう、検討してまいりますが、増額は困難と考えております。

(要望事項)

(5)障害者地域作業所の運営については、財政負担が年々増加しており、苦慮しています。つきましては、県の補助金は毎年増額されてはいますが、さらなる増額を要望します。

また、作業所の建設等の補助制度を創設するよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

障害者地域作業所の運営費補助については、大変厳しい財政状況の中ですが、現状を維持したところです。

(要望事項)

(6)路線バスの車両低床化（バリアフリー化）を促進するために、国庫補助金交付要綱では交付条件として地方公共団体の協調が求められており、県内では数市が補助制度を有するのみという現状です。

町村においても、現在、補助制度の新設を検討しているところですが、県においても県内市町村との調整を図り、補助制度を新設するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県では、ノンステップバスの導入に対する支援として、乗合バス事業者が平成18年3月31日までの間に、ノンステップバスを購入した場合の自動車税や自動車取得税について、その2分の1を減免する税制上の措置を講ずるとともに、ノンステップバスを利用しやすい環境をつくるため、歩道などの整備に努めているところです。

ノンステップバスの補助については、地域内交通としてのバスの役割から、本来、市町村が主体となって整備していくものと考えておりますが、交通バリアフリー施策を推進する観点から、県内のノンステップバスの導入状況を見ながら、県としてどのような支援が可能か、検討してまいります。

(要望事項)

(7)平成15年4月から知的障害児・者に係る事務が市町村に移譲されましたが、移譲に伴う知的障害者の施設措置費を町村が一部費用負担をしなければなりません。財源措置として普通交付税へ算入されますが、不交付団体にも特別な財政支援を検討するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（福祉部）

平成15年4月から知的障害者に係る事務及び障害児の居宅支援に係る事務が市町村に権限移譲されましたが、県でも、市町村に対し、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

また、新たな補助事業化などを再考するよう国に伝えてまいります。

(要望事項)

(8)訪問入浴サービスについては、現在、国・県の補助金を受け実施していますが、利用者の利便性から介護保険の措置と同様、支援費制度に取り込むよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（福祉部）

訪問入浴サービスについては、支援費制度においてサービス利用できるよう、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

4 高齢者福祉の充実について

(1)介護保険外の福祉事業「介護予防・生活支援事業」は、介護保険対象者の増加を防ぐ重要な事業のため、永年存続と基準額の拡大を要望します。

<措置状況>（福祉部）

介護予防・地域支え合い事業は平成12年度の制度創設以来、毎年度メニュー事業が追加されるなど、制度の充実が図られておりますが、今後、高齢化がさらに進展する中で、事業の重要性は一層高まると考えますので、ご要望については、市町村の実施状況等を踏ま

えつつ、適宜、国に伝えてまいります。

(要望事項)

(2)高齢化社会の進展に伴い、シルバー人材センター等の役割はますます重要視され、業務量及び財政負担のさらなる増大が見込まれ、人的、財政的に大変厳しい状況です。特に県補助金については、平成15年度から補助限度額が引き下げられたため、当該事業については事業の拡充が求められているにもかかわらず、補助金が減少することとなり、町財政の負担が多くなっています。

このため、今後は補助基準の引下げ等を行わないよう強く要望します。

<措置状況> (商工労働部)

主として市が設置するシルバー人材センターに係る補助金については、段階的に縮小し平成18年度をもって終了することとしておりますが、主として町が設置する高齢者事業団については、その法人化の促進を図りつつ、その補助金は当面継続することとし、平成16年度当初予算においても、平成15年度の補助限度額を維持することとしております。

(要望事項)

5 生活保護法による級地等の是正について

生活保護法による級地基準の改善については、本県では全県的に都市化が進み、大都市地域と周辺地域との格差が見られない状況から、生活保護者の安定的な生活確保に向け、実態に見合う基準の見直しと級地の引上げをこれまで以上に国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、地域の実情に即した見直しを行うよう、これまでも「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で要望しておりますが、今後とも、市町村と連携し国に働きかけてまいります。

6 保健医療対策の充実強化

(要望事項)

1 保健・予防事業の安定的推進を図るための財政支援について

一部の保健事業においては、国庫補助負担金が廃止されて一般財源化され、また、県単独補助についても廃止あるいは削減されています。このような措置は実質的な市町村への負担転嫁と言えます。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、あわせて予防事業の確実な実施に向け、県の財政支援を強く要望します。

<措置状況> (衛生部)

一般財源化された乳幼児健診及び妊婦健康診査の国庫補助制度については、その復活を国に働きかけることは困難ですが、市町村が事業を円滑に実施できるよう財政措置の充実について、国に引き続き要望してまいります。

なお、妊婦及び乳幼児健康診査に係る県単独の補助金については、平成11年度までの激変緩和措置として行ってきたものであり、復活は困難であります。

また、ホームヘルプサービスやグループホーム等の在宅福祉サービスについては、平成14年度改正精神保健福祉法により市町村業務に定められ、国庫補助制度が創設されておりますが、同年度に事務移譲された精神障害者在宅福祉事務とあわせ、円滑な事業展開が可能となるよう、財源確保に十分配慮することを国に要望してまいります。

さらに、がん検診については、一般財源化されたことに伴い、所要の経費は市町村への地方交付税交付金の算定基礎に計上されておりますが、安定した事業展開が可能となるよう、

財源確保に十分配慮することを引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

2 小児医療費助成事業の改善及び国の補助制度の創設について

小児医療費助成事業については、平成15年度から3歳未満児まで引き上げられましたが、少子化の進展など制度を取り巻く環境が大きく変化しています。今後一層子育て支援が求められる中で、収入が低く医療機関にかかる比率が他の世代よりも高い乳幼児を抱える若い世代の経済的負担の軽減を図る必要性が高まっています。

つきましては、通院医療費の対象年齢の6歳未満児までの引上げと所得制限の見直しを図るとともに、償還払いによる3歳児から中学卒業までの入院医療費についても所得制限の見直しを要望します。

また、国への乳幼児医療費助成制度創設の働きかけを要望します。

<措置状況> (衛生部)

本制度については、平成13年11月から実施主体であります市町村と設置しました神奈川県小児医療費助成制度協議会における検討結果にもとづき、平成15年4月から通院助成対象年齢の引上げや市町村の財政力等に応じた補助率の見直し等を行ったところでありますので、当面はこの新制度のもとで実施状況を見守ってまいります。

また、引き続き国に乳幼児医療費助成制度の創設を要望してまいります。

(要望事項)

3 感染症集団発生時の市町村対応について

中国・香港などで重篤な急性呼吸器感染症（SARS）が発生し、この冬も流行が懸念されています。

現行の感染症予防法では、感染症の病原体に汚染された場所の消毒については、県知事が市町村に消毒するよう指示することができることになっています。

しかし、SARSのような原因不明な病原体の消毒は非常に危険を伴うとともに、町村には専門知識を有する職員もいないことから、迅速かつ的確な対応ができないことが予測されます。

つきましては、法律を改正し、専門知識を有する県（管轄の保健福祉事務所）で対応するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (衛生部)

平成15年11月5日の感染症法の改正により、消毒の実施については、市町村に加え県も実施できることとなりました。

感染症のまん延防止対策として消毒等の措置は大変重要だと考えておりますので、感染症の発生時には、県・市町村が連携を図りながら消毒を実施してまいります。

(要望事項)

4 C型肝炎等緊急総合対策に対する財源措置について

厚生労働省は、平成14年度から5年間で各市町村に住民のC型肝炎ウイルス検査を実施することとしていますが、厚生労働省は都道府県及び市町村と事前に実施の協議をするべきであり、財源についても全額負担すべきと考えますので、国に対し強い働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

肝炎ウイルス検査等、国が新たな取組みを行おうとする場合には、事業を実施する市町村に、趣旨、実施方法、財源等について、事前に十分な情報提供を行うとともに、市町村からの意見の反映に努めるなど、適切な措置を講じるよう、機会をとらえ国に働きかけて

まいります。

(要望事項)

5 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう要望します。

<措置状況> (衛生部)

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国へ要望してまいります。

(要望事項)

6 がん検診の補助対象化について

がん検診についても、基本検診のように補助対象とするよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

がん検診については、一般財源化されたことに伴い、所要の経費は市町村への地方交付税交付金の算定基礎に計上されておりますが、安定した事業展開が可能となるよう、財源確保に十分配慮することを引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

7 入浴施設におけるレジオネラ菌等の検査の義務づけ及び検査費用に係る補助について

静岡県掛川市、宮崎県日向市、石川県加賀市等の温泉施設においてレジオネラ菌の感染による死亡事故等が発生していますが、法、条例による施設の検査の義務づけ及び検査費用に対する県の補助を要望します。

<措置状況> (衛生部)

現行の「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」にレジオネラ症発生防止対策として、施設の構造及び衛生措置の基準を盛り込む方向で検討しております。

また、検査費用に対する補助については、入浴施設営業者の自主管理を原則と考えていますので、困難であります。

(要望事項)

8 水質検査費補助制度の創設について

近年、水質の悪化及び汚染が心配される中、住民が安心して飲める安全でおいしい水の供給、確保をしていくうえで水質検査は欠くことのできない重要な事業です。

財政規模が脆弱な水道企業体においては、水質検査の設備を持てないために外部委託していますが、経費が嵩み大きな財政負担を強いられています。

つきましては、県による水質検査費補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (衛生部)

財政規模が脆弱な水道企業体の水質検査に係る手数料の財政負担を軽減するため、専用水道の一部及び簡易水道については、その経営状況、水道料金等を考慮のうえ、50%の減免措置を講じておりますが、補助制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

9 老朽化した水道施設の更新・改良事業に対する補助制度の創設について

水道施設については、建設後相当年数を経過して各施設の老朽化が著しく、更新の時期を迎えていきます。また、浄水施設等の規制強化が図られ、新たな水質問題に対応した高水準の施設、さらには耐震化施設等への整備拡充が重要な課題となっています。しかし、これらの施設整備には莫大な事業費を要する反面、直接的な料金収入にはつながらず、水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいため、早急に更新することは極めて困難な状況となっています。

つきましては、老朽化した水道施設の更新・改良工事に対する新たな国庫補助制度の創設に向けての働きかけと、県による維持管理費への補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

ご要望の点については、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業など個別の国庫補助メニューがありますのでご活用いただくとともに、老朽化した水道施設の更新・改良工事に対する新たな国庫補助制度の創設に向けて引き続き国に要望してまいります。なお、県による維持管理費への補助制度の創設については、諸般の事情から困難であります。

（要望事項）

10 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していく上で人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重大な事業です。

しかし、財政規模の脆弱な水道企業体にとって、取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取り替えに係る補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

ご要望の点については、諸般の事情から困難でありますが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。なお、国庫補助採択基準を満たさない市町村もあるため、国庫補助採択基準の緩和等を引き続き国に要望してまいります。

7 農林業振興対策の推進

（要望事項）

1 有害鳥獣対策について

鳥獣保護管理対策事業補助金の強化充実

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣保護管理対策事業費補助金については、財政状況が厳しい中ではあるものの、前年度とほぼ同額の措置を講ずることとしました。

（要望事項）

（2）防護柵等設置事業に対する県の補助事業強化と事業の継続。特に農地が点在する地域でも囲い込みができよう要領を改正すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

地域の基幹的な被害防除施設として加害獣との棲み分けを図るため、市町村の協力のもと平成16年度まで県において広域獣害防止柵の設置を進めております。

個別の農地の囲い込みについては、中山間地等地域の実情を勘案して、実施レベルでできる限り柔軟な対応を検討することとしておりますので、要領の改正は困難であります。

（要望事項）

(3) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

＜措置状況＞（環境農政部）

効果的な有害鳥獣の被害防除対策は、元来、各地域の関係者の主体的な取組みがあつてこそ可能であり、県ではそのような地域の主体的な取組みに対して、市町村が実施する防除・駆除事業を通じて助成を行うとともに、県、市町村、農業協同組合等を構成員として各地区行政センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会において広域的な被害防除対策を議論・検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

(4) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

＜措置状況＞（環境農政部）

県、市町村、農業協同組合等を構成員として各地区行政センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会において広域的な駆除体制の議論・検討を進めるとともに、捕獲許可事務の迅速化に向けて、市町村への権限移譲対象鳥獣の拡大について検討してまいります。

（要望事項）

(5) 捕獲後における広域的体制の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

有害鳥獣駆除の捕獲許可を受けて捕獲した鳥獣は、原則として捕獲許可を受けた者が処分することになっておりますが、処分の困難性がある場合には、必要な情報提供に努めてまいります。

（要望事項）

(6) カラス、ハト等有害鳥類の生息調査の実施

＜措置状況＞（環境農政部）

カラス、ドバト等有害鳥類の生息調査は、平成12・13年度に実施しましたので、現時点では調査の予定はありません。

（要望事項）

(7) 被害に対する新たな補償共済制度の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

農業災害補償法に基づく共済事業の補償範囲には、鳥獣被害も含まれており、平成14年度に共済対象品目が追加されています。

さらなる拡充は非常に困難であると国から聞いておりますが、県の主要作物であるキャベツ、だいこん等の露地野菜を共済対象品目に追加することを「平成16年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で国へ要望しております。

（要望事項）

2 移入鳥獣（アライグマ、タイワニンリス等）駆除に対する支援について

近年、特に三浦半島地域では、アライグマ、タイワニンリスの被害が年々増加しており、その内容も農作物、生活被害と多岐にわたっています。捕獲費用、処分費用も増加の一途をたどる状況であり、財政的に厳しい状況の中、市町村の負担が増加しています。また、今後、処分数の増加が予想されていますが、処分先についての見通しは不透明な状況であるのが現状です。

つきましては、これら移入鳥獣駆除に対する一層の支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣被害の軽減・解消のためには、捕獲のみでなく、防除や繁殖を抑えるための生息環境管理の取組みも重要であり、こうした地域の被害対策について県、市町村、農業協同組合等で構成する地域鳥獣対策協議会が中心的な役割を果たすとともに、地域の被害防除の主体的な取組みに対しては、市町村が実施する防除・駆除事業に対し引き続き助成を行ってまいります。

また、有害鳥獣駆除の捕獲許可を受けて捕獲した鳥獣は、原則として捕獲者が処分することとなっておりますが、処分の困難性がある場合には、必要な情報提供に努めるとともに、県としての役割分担を検討してまいります。

(要望事項)

3 ヤマビル駆除対策の強化について

(1)町村が実施するヤマビルの駆除対策事業に対する県補助制度の創設

<措置状況> (環境農政部)

ヤマビル被害は住民に身近な生活被害であることから、市町村に中心的な役割を担っていただきたいと考えておりますが、現時点での補助制度の創設は困難であります。

(要望事項)

(2)ヤマビルの生息域（被害）を減少させるための防鹿柵設置事業の拡大

<措置状況> (環境農政部)

県において設置を進めている広域獣害防止柵は、市町村が設置する防鹿柵とあわせ、ヤマビルの分布域の拡大防止や被害軽減が期待されることから、平成16年度においても引き続き市町村の取組みを踏まえ、連携して設置を進めてまいります。

(要望事項)

4 農地の遊休化に対する制度の見直しと運営支援について

農業者の高齢化や農業後継者不足は農地の遊休化を加速しており、こうした農地問題を解消する手立てとして、相互交流啓発事業の実施により都市住民を中心とした遊休農地の利用促進を図っていますが、制度面及び運営経営面で苦慮しているのが現状です。時代背景に即応した農地制度の抜本的見直しと遊休農地利用促進の運営支援を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、都市農村交流が促進され、地域の実情に応じた制度となるよう、国へ要望してまいります。

また、遊休農地利用促進の運営については、今後ともノウハウや情報提供など地元の要望に応えるよう努めてまいります。

(要望事項)

5 地籍調査事業の推進について

(1)市町村が事業を進めている国土調査法に基づく地籍調査の実施は、土地の明確化や公正適正課税等に大きな成果を上げています。しかし、調査を実施し国に認証後、速やかに当該地方法務局に送付しても、職員不足等の理由により登記手続きが1年以上遅延しているのが実情です。

このため、遅延期間内に土地の異動等が発生し、土地所有者に多大な迷惑をかけており、このような状況が長く続きますとやむを得ず事業を休止する市町村の増大が懸念されます。

つきましては、登記手続きの迅速化についての早期対応を、国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、速やかな登記手続きが図られるよう、機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 地籍調査事業を実施するにあたり、当該事業に従事する職員数に限りがあり、町村独自に業者委託をすることで事業を進めているのが現状です。

地籍調査事業算定要領で事業費（補助対象事業費）を算出し、事業実施していますが、これは自営の費用算出が基本となっており、業者委託による費用算出はできない内容となっています。

つきましては、地籍調査事業算定要領で業者委託分満額を補助対象費用とできるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

平成14年度に地籍調査費算定要領の業者委託分についての歩掛かりが大幅に改正されており、補助事業における業者委託分の満額が補助対象事業費として認められております。

8 観光地振興対策の推進

(要望事項)

1 観光宣伝事業の効果的実施について

観光宣伝事業を行う上で、テレビは重要な広告媒体となっています。観光客の誘致拡大を図るため、現在、県と共同でテレビ宣伝事業を実施していますが、昨今の旅行形態は一箇所の観光地に留まらず、県域を越えた観光地へと広範囲に旅行を楽しむ人々が増えているのが現状です。

こうしたことから、広域・回遊（周遊）をテーマとした効果的な宣伝を実施するよう要望します。

あわせて、テレビ放映した内容をインターネットなどの媒体ともリンクできるよう要望します。

<措置状況> (商工労働部)

テレビは観光パンフレットやインターネットと並ぶ有効な媒体でありますので、県でも、費用対効果を見極めながら、よりPR効果の高い共同宣伝事業を実施してまいります。

なお、西さがみテレビ共同宣伝事業は、県と県観光協会、西さがみの市町（小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町）や観光団体（小田原市観光協会、箱根町観光協会、真鶴町観光協会、湯河原温泉観光協会）を構成員とする、「西さがみ地区テレビ共同宣伝事業協議会」が実施しています。ご要望の事項は同協議会の企画会議の席などでご提案いただければ、県として可能な調整を図ってまいります。

(要望事項)

2 放置ヨット・ボート対策について

海岸に多数のヨット・ボートが放置されており、海岸の景観を損なうばかりではなく、利用者に迷惑を及ぼすなど、イメージ悪化を誘発しています。

つきましては、良好な環境を保全するため、国に対して海岸法による保管場所義務づけの徹底を働きかけるとともに、県による啓発活動の早急な強化充実を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

海岸については、自由使用を原則としていますが、現実問題としてヨット・ボートを長期間にわたり放置することは、他の人々の自由使用を妨げることになるとともに、海岸管理上も支障が生じる恐れがあります。このため、長期間放置されているヨット・ボートに

については、自主的な撤去をお願いする、また、放置をしないよう注意する等の啓発活動を行っているところです。今後とも、海岸の適正な利用をめざし、これらの啓発活動に努めてまいります。

なお、従前から、小型船舶等の保管場所を義務付ける制度を創設するよう国に要望しており、引き続き、制度実現に向けて要望してまいります。

9 都市基盤整備の推進

(要望事項)

1 道路の整備促進について

幹線道路及び生活道路については、別表「道路整備箇所表」の新設、改良等、整備の促進を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら、推進してまいります。

(要望事項)

2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、別表「河川整備箇所表」について改修、復旧事業の拡充等、整備の促進を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今度とも、緊急性等を勘案しながら、順次整備の推進に努めてまいります。

(要望事項)

3 土砂埋立てに関する規制の強化について

山間部に位置している町村の都市計画区域外の地域では、農用地や保安林、自然環境保全地域等に指定されていない一団の土地が民間事業による土砂埋立て事業の候補地となっています。

特に大規模な土砂埋立て事業は、工事期間中や盛土が安定するまでの間は相当量の土砂が流出する危険が伴い、下流域住民の生命及び身体の安全が脅かされる可能性があります。

つきましては、県内山間部の自然環境と地域住民の生命の安全を守るため、神奈川県土地利用調整条例において、大規模な土砂埋立事業に関する規制を強化するよう要望します。

<措置状況> (企画部・県土整備部)

神奈川県土地利用調整条例は、県土の計画的な利用を図り、県土の均衡ある発展と県民福祉の増進に資することを目的として、大規模開発について事業者に知事との協議を義務付けているものです。協議に当たっては、調整条例に基づく審査指針により、自然環境保全地域や自然公園区域などを立地規制区域に位置付けて、これらの区域を開発区域に含まないよう、また、土砂埋立てに当たっては、土砂の崩壊、流出の防止など必要な対策を講じるよう求めているところです。また、一定規模以上の土砂埋立て行為については、神奈川県土砂の適正処理に関する条例により知事の許可が必要なものとして、県民の生活の安全確保を図っております。

土地利用調整においては、この条例や森林法などの諸法令の許可見込みや、地域住民への周知の状況、地元市町村長の意見も十分踏まえて調整を行っておりますので、引き続き、現状の仕組みの中で、地域住民への安全性に配慮してまいります。

(要望事項)

4 建設残土の不法投棄に係る規制について

建設発生残土の多くは市町村を越えた都市部から持ち込まれている現状を踏まえて、広域的な観点からの協力体制や監視体制の確立など、対策の強化を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

建設発生土が市町村域を越えて流通していることを踏まえ、神奈川県土砂の適正処理に関する条例では、元請負人等に対して、建設工事の区域等から土砂を搬出して処理する場合には、処理先等を記載した計画の届出を義務付けるなど、広域的な観点から土砂の適正処理を推進しております。

また、土砂の不法投棄を発見した場合には、これまで市町村と連携して、不法投棄を行っている者に対して指導を行っておりますが、土砂不法投棄の早期発見と早期対応のため、建設発生土監視担当を厚木地区に配置し、土砂不法投棄の監視パトロールを定期的に実施しております。

今後とも、土砂の不法投棄対策については神奈川県土砂の適正処理に関する条例などに基づき、適切に対応するよう努めてまいります。

(要望事項)

5 公共用地取得対策の制度拡充について

(1)公共用地提供者に対する譲渡所得税の特別控除額について、なお一層の引上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

(要望事項)

(2)収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡取得税の特別控除額について、引上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

(要望事項)

(4)相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供については、特例措置により納税を免除すること。

<措置状況> (県土整備部)

納税猶予農地等を公共用地として猶予期限経過以前に譲渡した場合、賦課される相続税及び譲渡までの利子税が免除となるよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

6 都市計画基礎調査の実施に伴う経費負担について

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条により都道府県が行う調査として規定されています。しかし、従前より市町村においても都市計画の基礎資料として必要であるとして、県からの委託を受けて市町村が集計・解析を行ってきたところであり、その経費には県からの委託費を充当していますが、多くは市町村の負担（費用・人力）によりなされているというのが現状です。

平成12年5月に都市計画法が改定され、基礎調査についても市町村に必要なデータを求めることができるという規定が設けられましたが、あくまでも法定の実施主体が県であるこ

とに変わりなく、当該の調査費用の県全額負担も当然のことと考えます。

このため、今後の当該調査のあり方として、事業主体者たる県による完全実施、あるいは市町村としてのデータの有用性を踏まえた人的協力の範囲を越える調査経費の全額負担（市町村への調査業務委託、負担金）を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

本調査は、昭和44年以来既に7回実施しておりますが、県・市町協調によるまちづくりの観点から、当初から市町との合意に基づき、共同で調査を実施し、ともにその成果を都市計画案の作成や都市づくりに活用してきたところであります。

これまで県は、調査事業のうち、市町が実施する実態調査費用の一部について、調査の活用状況等を踏まえ、応分の負担をしてきておりますが、平成13年及び14年に実施した第7回調査においては、調査対象区域を絞り込む等、調査費用の縮減を図り、市町の経費負担の軽減に努めてまいりました。

また、次回調査に向けては、全市町村で構成する連絡会において、調査内容の精査、経費負担のあり方等について、引き続き検討してまいります。

（要望事項）

7 乗合バスによる生活交通の確保のための取組みについて

乗合バスは地域住民の日常生活を支える交通手段として大きな役割を果たしており、バス路線を維持していくことは行政の重要な課題となっています。県においては地域協議会の設立やバス路線の維持について積極的にその対策に取り組んでいるところですが、町単独での路線維持は財政面での負担が非常に大きく限界にあることから、国庫補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、県独自の補助金の早期創設など、さらなる積極的な取組みを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策については、県、国、市町村、バス事業者からなる神奈川県生活交通確保対策地域協議会において、基本的には市町村が主体となってさまざまな検討を行い、生活交通確保策の協議・検討を進めているところです。

これらの協議・検討をもとに、これまでの県の取組みとしては、市町村とともに、必要な調査や運行実験などを行っているほか、町営・村営バスの運行といった具体的の確保策を講じるに当たって、必要となるバス購入費に対し、財政支援を行ってきているところです。

平成15年度からは、路線維持費に関しても、国庫補助制度を活用するとともに、県単独支援制度について、平成16年度から所要の措置を講ずることとしました。

なお、あわせて、国庫補助制度の拡充や安定的な地方財政措置についても、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

8 公園整備事業に対する補助制度の拡充について

住民主体の魅力ある環境づくりを目指して、町村は公園等の整備拡充を重点課題として推進していますが、財政的に極めて厳しい状況となっています。

このため、公園事業の補助基準の引上げと補助対象の拡大を図るよう国に強く働きかけるとともに、県の財政援助を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

公園施設整備に係る現行の補助採択基準の緩和措置等、国庫補助制度の拡充については、県・市町で協力し、引き続き全国都市公園整備促進大会等の場において、国に働きかけてまいります。

また、財政的援助については、厳しい県の財政状況の中、現行制度の見直しについて検討

することとなっております。

(要望事項)

9 下水道事業に対する財政措置等の拡充について

(1)国庫補助率を昭和59年度以前の2/3に引上げること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国庫補助率の引上げについて引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2)処理場の建物及び設備機器等の整備に係る耐用年数を短縮し、補助対象事業を拡大すること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国庫補助対象範囲の拡大について引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3)地方交付税措置を充実すること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業の地方交付税措置については、たとえば公共下水道（補助）事業の場合は地方債の充当率を90%として元利償還金の45%が後年度措置されるところであります。

現在のこうした地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合などを総合的に勘案したうえで措置されているものであります。地方交付税の算定については、地方公共団体の意見を反映する制度が平成12年4月から設けられたところですので、市町村の具体的な要望を踏まえ、必要に応じて国に意見を申し出てまいります。

(要望事項)

(4)県費補助制度の拡充強化及び排水設備への国県等の補助制度を創設すること。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ、所要の見直しを行ってまいりました。

また、平成15年度からは、処理人口普及率の格差を正を図るため、普及率の低い自治体に重点配分するなどの見直しを行っております。今後とも、社会情勢の変化に応じて、必要な措置を検討してまいります。

なお、公共下水道に接続するための排水設備は私設であるため、補助制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

(5)下水道事業に係る起債制度について、なお一層の起債償還期間の延長、対象借入利率の引下げ及び運用部・簡保資金での借換債の実施など借換債に係る適用条件の緩和を図ること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから、他の事業と比較して、長期の償還期間が設定されており、利率についても公営企業金融公庫の優遇金利が導入されるなどの措置が講じられておりますが、なお償還期間の短いものなども見受けられますので、制度改善の必要なものについては、機会をとらえて国などの関係機関へ

働きかけているところです。

また、借換えについては、資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っている事業を対象に公営企業借換債が認められておりますが、条件面でまだまだ制約が多いことからその適用の拡大措置や、未だ認められていない政府資金による借換債の実施について、県でも引き続き国などの関係機関へ働きかけてまいります。

(要望事項)

(6)円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲を更に拡大すること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国庫補助対象範囲の拡大について引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(7)下水道処理施設等維持管理に伴う技術指導及び財政措置を行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ、所要の見直しを行ってまいりました。

また、平成15年度からは、処理人口普及率の格差を正を図るため、普及率の低い自治体に重点配分するなどの見直しを行っております。

今後とも、社会情勢の変化に応じて、必要な措置を検討するとともに、国にも補助制度の充実を要望してまいります。

なお、県の技術指導については、今後とも引き続き協力してまいります。

(要望事項)

(8)公共用水域の水質保全のため、水源地域の下水道整備事業に対して特別な財政支援と人的・技術的支援を行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ、所要の見直しを行ってまいりました。

また、平成15年度からは、水源地域に対して引き続き重点配分を行うとともに、処理人口普及率の格差を正を図るため、普及率の低い自治体に重点配分するなどの見直しを行っております。

今後とも、社会情勢の変化に応じて、必要な措置を検討するとともに、公共下水道事業の推進のため、必要な支援を行ってまいります。

(要望事項)

10 酒匂川流域下水道の整備促進と流域下水道維持管理費の軽減について

酒匂川流域下水道事業の促進を図るよう要望します。

また、相模川・酒匂川流域下水道の維持管理負担金については、流域市町の財政を著しく圧迫するものとなっているため、維持管理に関する原則を見直し、流域市町の財政負担を軽減するとともに、両河川から飲料水を取水している神奈川県広域水道企業団に対して、維持管理費負担金についても応分の負担をするよう県から働きかけることを要望します。

<措置状況> (県土整備部)

酒匂川流域下水道事業については、関連市町の流入汚水量に応じて、順次、施設整備の促進を図ってまいります。

下水道の維持管理費については、「汚水私費」「雨水公費」を原則として負担することとされておりますので、この考え方に基づき、事業の効率的な運用を図りつつ、関連市町に受益の範囲に応じた負担をお願いしているところです。

なお、神奈川県内広域水道企業団に対して負担を求めるることは、受益者負担の原則から、考えておりません。

(要望事項)

11 下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の拡大について

町村では下水道の普及が遅れており、整備の推進には財政的に負担が厳しいのが実情です。そこで、下水道管渠埋設に伴う路面復旧に対して、国庫補助対象となる面積の基準を拡大していただき、財政負担を少しでも軽減できるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国庫補助対象範囲の拡大について、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

12 県管理道路の工事に要する自費復旧事務費の見直しについて

水道・下水道事業費の道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費負担金減免等の見直しについては、平成15年度までも要望していますが、この負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものです。

このため、「平成15年度要望における措置状況」において「免除は困難」との回答でしたが、今後の町村の財政状況も厳しくなる一方であることから、再度、負担金算出の基礎となる確定工事費等の算出、減額など、免除を含めた町村の負担軽減に向けての見直しを強く要望します。

<措置状況> (県土整備部)

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を、原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同じようにこれを免除することは、困難であります。

(要望事項)

13 下水道汚泥処理対策の推進について

下水道汚泥処理は、今後とも汚泥量の増加が見込まれますので、焼却灰の有効活用等処理対策について広域的な体制の整備促進を早期に実現できるよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

下水道処理において発生する汚泥を安定的に処理し、資源として有効活用していくことは、大変重要なことがあります。

現在、下水汚泥の焼却灰については、県内では、主にセメントの原料化による有効利用が行われており、当面は、安定的に有効利用がなされていくと考えております。

しかしながら、将来的には、有効利用の手法を複数持つことが、安定的な汚泥処分に欠かせないと認識しているところです。

今後とも、広域的な体制整備の促進とともに、汚泥の有効利用の方法について、関係市町村とともに、検討していきたいと考えております。

(要望事項)

14 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上、早急な整備が必要ですので、より一層の事業促進を図るよう特段の配慮を要望します。

また、町村部にはまだ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在していますので、住民の安全確保のため、これらの公共事業採択基準の緩和について、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

崩壊防止工事については、住民の方々や関係市町村の協力を得て、危険度の高い箇所から、順次整備を推進してまいります。

公共事業採択基準については、危険区域の指定基準である「がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上」まで緩和するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

15 松林の保全について

近年の松くい虫の被害は目を覆うものがあり、このままでは自然環境の保全はおろか景観形成の上からも憂慮すべきものがあります。特に海岸線の松林は、防風・防砂を含む環境保全の役割とともに、相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっています。このため、松林の保全について国及び県の一層の支援を要望します。あわせて、松くい虫防除事業に対する県の指導と財政支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松林の保全については、県内のすべての松林を対象とするのではなく、県や市町村にとって将来的に保全すべき松林を高度公益機能松林、地区保全松林として特定し、重点的かつ集中的な予防・駆除対策を実施しております。

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところですが、予算面では、関係市町村からの要望にすべて応じることができない状況です。引き続き財源の確保に努めてまいりますが、各市町村における自主的防除事業にあっても、防除対象を絞り込んで樹幹注入を実施するなど、効率的な防除をお願いいたします。

10 教育振興対策の推進

（要望事項）

1 義務教育費国庫負担制度の維持継続について

（1）義務教育費国庫負担制度については、教育財政の健全化を図るため、国庫負担率2分の1の堅持を国へ働きかけること。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、平成15年7月に県として国に要望したほか、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会を通じて要望しております。

今後とも、国等の動向を注視しつつ、引き続き、他都道府県とも連携しながら、国に対して働きかけを行ってまいります。

（要望事項）

（2）教科書の無償給与制度については、国民の間に広く定着しており、保護者の負担軽減からも制度の維持継続を強く国へ働きかけること。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育教科書の無償制度は、義務教育無償の精神から発足したものであり、国民の間に深く定着し、また保護者の費用負担を軽減する意味からも欠くことのできないもので

あるという観点から、県として、平成15年度も国にこの制度の継続を要望したところです。

(要望事項)

(3)学校事務職員及び学校栄養職員については、直接、児童や生徒の指導に携わらないことを理由に国庫負担の対象から外すことは円滑な学校運営に支障をきたし、また、義務教育制度の根幹にも触れるものであるので、引き続き現行の義務教育費負担教職員の範囲を堅持するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (教育庁)

学校事務職員や学校栄養職員は学校運営上必要不可欠な職員でありますので、義務教育費国庫負担制度の対象から除外しないよう、平成15年7月に県として国に要望したほか、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会を通じて要望しております。

今後とも、国等の動向を注視しつつ、引き続き、他都道府県と連携しながら、国に働きかけを行ってまいります。

(要望事項)

2 教育指導体制の充実について

(1)県単独措置としての充て指導主事については、原則として市町村教育委員会が配置することとなっているが、教育有資格者の採用という問題もあり、現実には独自の配置は困難である。

このような中で、現行の指導主事派遣制度は、学校現場に精通した指導力が確保でき、学校教育事業の充実が図られるなど大きな成果が確認されていることから、この制度を継続すること。

<措置状況> (教育庁)

指導主事は、教育委員会の事務局に置かれる職員であり、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、法で教員をもって充てることができるとされていることから、県では従来から教育活動充実のため各市町村の実情に応じ、国庫負担の他に、県単独措置により充て指導主事を配置しております。

しかしながら、厳しい財政状況の中で、県と市町村との役割分担の見直しの観点などから、県単独措置による充て指導主事の削減を行ってきたところです。

(要望事項)

(2)教員と異なる専門性を持つスクールカウンセラーの派遣事業は、生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談など臨床教育学の推進のうえで大きな成果を上げている。

このため、制度の拡充と具体的な年次計画を策定すること。

<措置状況> (教育庁)

スクールカウンセラーは心理の専門家として生徒や保護者、教員の相談に対応するため、90校増の180校の中学校（横浜市・川崎市を除く）に配置し、その中学校の学区内の小学校も対象校として対応してまいりたいと考えております。

今後は、スクールカウンセラーの配置を計画的に拡充する方向で検討を進めており、早期の全中学校配置に向けて最大限の努力をしてまりたいと考えております。

(要望事項)

(3)「今後の特別支援教育の在り方」に関する指針を受け、障害をもつ児童・生徒の多様なニーズに対応した教育支援体制の確立を図っていくためには、介助員制度の整備・充実をより積極的に推進していくことが重要である。

県下の今後の特別支援教育の推進・充実の見地から、補助金による県の奨励・支援を図る

こと。

＜措置状況＞（教育庁）

小・中学校における介助員の配置については、基本的には学校の設置者であります市町村の判断で行われるべきものと考えておりますが、現在、特別支援教育に係る国の取組みの方向性も明確になっておりませんので、今後とも国の動向を注視してまいります。

（要望事項）

（4）国際理解教育の一環として外国人英語指導助手による授業を行っているが、これは市町村の単独事業となっている。国際理解教育のニーズが今後ますます高まる状況の中で、事業内容の一層の充実を図るため、県の補助制度を創設すること。

＜措置状況＞（教育庁）

国のJETプログラムでの外国人英語指導助手（講師）雇用は、地方交付税で措置されておりませんので、新たな助成は困難であります。

（要望事項）

（5）学校図書館法等に基づき、本年4月から12学級以上の学校には司書教諭を配置することになったが、司書教諭の発令は校務分掌の一つとし、教諭の中から教育委員会又は校長が行うことになっている。しかし、読書指導等も授業の一環であり、児童・生徒が本を親しみ、本を楽しむことができる環境づくりや学校図書館の充実の上からも、専門的職務である司書教諭の定数を確保すること。

＜措置状況＞（教育庁）

学校図書館法の改正により、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を配置することになりましたが、専任の司書教諭の配置については、標準法に規定がないため困難であります。

（要望事項）

3 少人数学級編制の実現について

標準法の一部改正により少人数指導を行うための教職員定数の改善が図られ、一部の学校に教員の配置がされていますが、児童生徒指導上の課題の解決や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

あわせて、全国的な少人数学級編制への取組みを踏まえて、県としての少人数授業や少人数学級編成の実現に向けた対応を要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

国は、学級編制及び義務教育費国庫負担制度の運用弾力化を進めてきており、この一環として、平成16年度から少人数授業担当教員を活用した少人数学級を行うことができるようになりました。

これに伴い、国の少人数学級の研究指定校により、市町村教育委員会と連携して小学校の第1学年において少人数学級を実施することといたしました。

（要望事項）

4 情報教育の推進に向けての助成について

情報化社会の進展により学校教育における情報教育は必要不可欠なものとなっており、町村においても「新学習指導要領」における情報教育の促進に向けて計画的な取組みを進めています。これに対してパソコン等設備整備に係る経費は交付税で一般財源化されていますが十分ではないことから、県独自の補助制度の創設を引き続き要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

地方公共団体には、地方交付税で措置されており、新たな補助制度の創設は困難であります。

(要望事項)

5 県独自の幼稚園就園補助制度の創設について

私立幼稚園へ児童を通園させる保護者の経済的負担を軽減させる制度としては、国の就園奨励費助成制度があり、町村においてもこれに呼応した助成制度を実施していますが、さらなる制度の充実が望まれています。

このため、県独自の助成制度の創設を要望します。

<措置状況> (県民部)

私立幼稚園の運営に関わる経常費補助については県が、また、保護者負担軽減のための直接補助制度については市町村が、ともに国庫補助を受けながら実施しておりますので、今後ともこうした方向で、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

6 公立小中学校学校校舎等の耐震補強に対する助成について

(1)耐震診断の国庫補助金への算入期限を延長し、診断に基づいた工事はすべて国庫補助金の対象とすること。

<措置状況> (教育庁)

地震対策に関する法定計画の対象事業であれば、診断に基づいた工事はすべて国庫補助金の対象となっております。ただし、診断に要する経費は算入期限が定められており、計画的な取組みをする必要があります。

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」は地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて作成することとされております。東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中で、「地震防災緊急事業五箇年計画」の積極的な推進を図るため、予算措置の拡充や補助基準の緩和について、国へ要望しているところです。

また、地震防災対策特別措置法の期限延長については、「地震防災緊急事業五箇年計画」の進捗状況を踏まえ、関連部局との連携のもと、国への要望等について検討をしてまいります。

(要望事項)

(2)公立学校施設整備費補助金については、実態にあった面積、価格で現行の補助率を確保すること。

<措置状況> (教育庁)

地震対策に関する法定計画の対象事業であれば、診断に基づいた工事はすべて国庫補助金の対象となっております。ただし、診断に要する経費は算入期限が定められており、計画的な取組みをする必要があります。

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」は地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて作成することとされております。東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中で、「地震防災緊急事業五箇年計画」の積極的な推進を図るため、予算措置の拡充や補助基準の緩和について、国へ要望しているところです。

また、地震防災対策特別措置法の期限延長については、「地震防災緊急事業五箇年計画」の進捗状況を踏まえ、関連部局との連携のもと、国への要望等について検討をしてまいります。

(要望事項)

(3) 地震防災緊急事業五箇年計画は、平成13年度より5年間延長されたが、5年間の時限立法ではなく、各市町村の事業終了まで延長すること。

<措置状況> (教育庁)

地震対策に関する法定計画の対象事業であれば、診断に基づいた工事はすべて国庫補助金の対象となっております。ただし、診断に要する経費は算入期限が定められておりますので、計画的な取組みをする必要があります。

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」は地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて作成することとされております。東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中で、「地震防災緊急事業五箇年計画」の積極的な推進を図るため、予算措置の拡充や補助基準の緩和について、国へ要望しているところです。

また、地震防災対策特別措置法の期限延長については、「地震防災緊急事業五箇年計画」の進捗状況を踏まえ、関連部局との連携のもと、国への要望等について検討をしてまいります。

(要望事項)

7 生涯学習の事業及び施設の条件整備と助成制度の拡充について

国民が生涯を通じて学習し続ける社会の実現を目指す生涯学習において、社会の動向に対応した生涯学習の振興方策を推進し、生涯教育の事業及び施設についてより良い条件整備を進めるとともに、事業の一層の充実と円滑化を図るため、助成制度の拡充を要望します。

<措置状況> (教育庁)

県では、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」をとおして、国に生涯学習及び社会教育の振興・充実について、働きかけております。

また、生涯学習の拠点整備に対する県の財政的支援については、市町村振興メニュー事業補助金の中の「生涯学習施設整備事業」により、対応を図っているところであります。生涯学習施設整備単独の助成は、県財政の状況から、現在のところ困難であります。

11 治安対策、交通安全対策の推進

(要望事項)

1 治安対策の強化について

比較的治安の良かった町村部においても、コンビニ強盗をはじめ、通り魔事件や爆発物事件など地域住民の生活を脅かす凶悪事件が発生しています。

住民生活の安全と地域社会の安定を維持するため、警察官を増員するなど治安対策の強化を要望します。

<措置状況> (警察本部)

昨年6月に警察本部と知事部局との間に警察力向上のための知事部局・警察本部連絡会議を設置して検討を行い、平成16年度から平成19年度の4年間で警察官等1,500人（警察官1,000人、非常勤職員300人、県職員の活用200人）の実質的増員を図ることとしました。警察官については、平成13年度から平成15年度までの3年間で1,040人増員されており、平成16年度については、昨年末に国から240人を増員する旨の内示があったところです。非常勤職員については、交番相談員を重点に県当局と増員の折衝を行っているところであります。県職員の活用については、「暮らし安全指導員（仮称）」として、防犯教室や交通安全教室等

の啓発活動を行うことを検討しています。警察本部としては増員される警察官等を活用して、治安確保に努めてまいりたいと考えております。

(要望事項)

2 交通安全対策の推進について

近年、町村各地域でも悲惨な交通事故が増加しています。交通事故防止のため、信号機の設置や一時停止等交通規制などの拡充を要望します。

<措置状況> (警察本部・県民部)

信号機の設置や交通規制の拡充については、

- ・交通事故の発生状況
- ・道路構造（幅員、車線等）
- ・交通環境（交通流・量）
- ・沿道環境（人家等の密集状況、土地利用状況、学校、公共施設等）
- ・地域住民、道路利用者等の要望

などを総合的に検討のうえ、必要性の高い場所から順次実施してまいります。

また、交通安全施設等の整備については、毎年、道路管理者や公安委員会等との連携・協力のもと、鋭意推進しており、特に交通事故多発区間（地点）については、現地の実情も勘案しながら道路や交通規制の改善・改良に努めているところです。今後とも、市町村の協力もいただきながら、改善に努力してまいります。

(要望事項)

3 暴走族及びローリング族の取締り強化について

暴走族及びローリング族の騒音や危険な暴走等の違法行為は、交通の妨げになるばかりでなく、地域住民の生活環境を破壊したり観光客などに多大な迷惑をかけています。

つきましては、暴走族取締りを強化し、暴走行為を撲滅するよう引き続き要望します。

<措置状況> (警察本部)

年々悪質、凶悪化する暴走族等に適切に対処するため、「暴走族を許さない社会環境の醸成」、「暴走族への加入防止・離脱促進」、「現行法令では対処できない行為に対する新たな規制」の三つを柱とした「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」を制定しました。これにより、今後は現場検挙を主眼とした取締りを徹底するとともに、暴走族の追放に向けて「県民総ぐるみ」による運動に取り組んでまいります。

III 地域要望

1 三浦

(要望事項)

(1) 三浦半島国営公園の設置促進について

三浦半島地区は、四季を通じて気候温暖、風光明媚で、かつ、優れた自然環境と豊かな海浜レクリエーション資源を有する一方、首都圏に位置し、アクセス面でも恵まれており、国営公園の設置条件を備えた地です。

平成10年に神奈川県、地元の3市1町及び経済団体等で構成される「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を設立し、国営公園の誘致の取組みを従前にも増して積極的に推進しているところです。

つきましては、県においても地元の意向を観察のうえ、関係機関との連携のもと、国への要望活動など誘致の実現に向け、更なる配慮を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、県と地元市町・経済団体等で構成する「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を軸に、誘致活動を続けております。

平成15年度においても、県の重点的提案・要望として要望活動を行い、あわせて新たな国営公園像を提案するなど、誘致実現に向け、努めております。

2 湘南等

(要望事項)

(1) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から橋インターダウンランプを視野に入れての国への働きかけを要望します。

さらに、西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスを位置づけられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることができます、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通状態を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定時運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因ともなっています。そこで国道1号の渋滞緩和など、円滑な交通渋滞確保のため、西湘バイパス通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料にしていただきたいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき早期の対策を講じるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国及び日本道路公団から、現地の状況や事業計画の観点から、早急な対応は困難であると伺っておりますが、国道1号の渋滞緩和及び交通網の整備の観点から、ご要望の趣旨を国及び日本道路公団に伝えてまいります。

(要望事項)

(2) 葛川整備計画に対する関連町の意向反映について

大磯町・二宮町・中井町の3町間を流れる葛川は、県の重点整備河川として改修工事等、継続的に整備が進められているところです。

そのような中、環境的な面から葛川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化してきており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきてています。

つきましては、葛川整備計画を推進されるに当たっては、関係町との連携を更に深め、その意向が十分に反映されたものになるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

葛川の河川整備については、地元の意向が反映されたものとなるよう、関係町との連絡調整に引き続き努めてまいります。

（要望事項）

（3）小田原・厚木道路二宮インターの改良について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴って、インター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造となっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良を講じるよう、引き続き国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、その趣旨を日本道路公団に伝えてまいります。

3 足柄上

（要望事項）

（1）国道246号バイパス（厚木秦野道路）の秦野市・中井町区間の早期事業化について

国道246号バイパスは、地域交通の円滑化と生活環境の改善を図るため、平成8年6月に秦野・厚木間のバイパス建設が都市計画決定され、伊勢原市と厚木市の一部区間において事業化がされています。

しかしながら、秦野市・中井町区間につきましては未だ事業化がされていません。

産業・経済の発展と地域住民の日常生活や経済活動の円滑増進を図るため、早期事業化に向けた国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

国道246号バイパスについては、国の直轄事業として、平成10年度には伊勢原北ICから伊勢原西IC間が、平成13年度には厚木IC・JCTから厚木北IC間が、平成14年度には伊勢原市上粕屋から同市西富岡間が事業化されておりますが、秦野市・中井町区間については、事業化されておりません。

国道246号バイパスは、広く県内交通の利便性向上に寄与する道路であり、未事業化区間の早期事業化について、国等の関係機関に働きかけてまいります。

（要望事項）

（2）酒匂川護岸整備の促進について

県と関係市町が連携して進めている「酒匂連携軸総合整備構想」により、当地域を「水野

辺のエリア」として位置づけ、自転車による回遊性とサイクリングコースの整備について検討しています。

一方、酒匂川に隣接するそれぞれの市町は、地域住民の憩いの場を提供するため親水性を加味した拠点づくりを推進しています。

しかし、酒匂川の左岸は新十文字橋から松田町・山北町境までの区間が、また、右岸は新十文字橋上流既整備箇所から開成町・南足柄市境までの区間が、護岸の未整備のため回遊性が寸断されています。それらの区間が整備されることにより、大井町・松田町・山北町・開成町のそれぞれの拠点を広域的に活用することが可能となります。

つきましては、当地域住民が「水野辺のエリア」を広域的に活用するため、早期に酒匂川護岸整備を促進するよう引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、鋭意促進に努めてまいります。

（要望事項）

（3）都市計画道路和田河原・開成・大井線酒匂川橋梁新設と道路整備について

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結び、当地域の骨格となる重要な幹付け線道路であり、地域経済の活性化都市防災機能の強化・既存道路の交通渋滞の緩和等につながり、その費用効果は絶大であるため、地域住民から大きな期待が寄せられています。

つきましては、県施行による建設を早期に実現するよう要望します。

また、「かながわ新総合計画21」の重点プロジェクトに当事業を位置づけるよう引き続き強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、県道怒田開成小田原線から、平成15年4月に完成供用した小田原松田線までの区間にに関する都市計画変更が、平成15年6月に完了しました。

今後、この区間の早期事業化に向けた検討・調査を進めるとともに、関係機関との協議を行ってまいります。

また、本事業の位置付けについては、現在策定中の新総合計画の中で検討してまいります。

（要望事項）

（4）（仮称）小田原・甲府線（山北・道志線）の整備について

現在、山北町と山梨県南都留郡道志村を結ぶ路線は、地形的な制約によって相互の交流が途絶えている状況です。

このような中、山北町と道志村を南北交通軸とする新たな広域幹線道路の形成を図ることは、首都東京から80km圏内に存する、国道1号・246号・東名高速道路や第2東名高速道路をはじめ、413号・20号・中央高速道路などの東西幹線交通軸の各拠点を縦横に結ぶ事に留まらず、関連市町村の土地利用の活用や首都圏の慢性的な交通渋滞の解消を図ることが可能となります。

また、「かながわ新総合計画21」の5つの県土構想の中の県西地域活性化構想では、山梨・静岡・神奈川の三県が一体となった地域づくりの推進を提唱しており、県西地域の経済・産業の活性化につながるもので、さらに、3年前より山梨県山中湖村・道志村、静岡県小山町、神奈川県小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・開成町・山北町の10市町村による研究会を組織し、第2東名高速道路のインターチェンジ構想と併せて、（仮称）小田原・甲府線整備計画の調査・検討を行っています。

昨年度の要望に対する措置状況では、「かながわ交通計画」の見直しを行う中で参考にす

ることですが、神奈川県の県際地域を中心とする新しい交流圏の形成のため、(仮称)小田原・甲府線の整備が、実現するよう引き続き計画への位置づけを強く要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、まずは地域において、交流連携に資する連携軸の必要性についての議論を深めていただいたうえ、その検討状況を見ながら、今後、「かながわ交通計画」の見直しを行う中で、参考とさせていただきます。

(要望事項)

(5)第2東名高速道路秦野・御殿場間への活性化インターチェンジの設置について

第2東名高速道路の総延長は286kmで、平均間隔13kmの割合でインターチェンジが22箇所設置される予定となっております。当地域に隣接する秦野と御殿場にはインターチェンジが設置されますが、秦野・御殿場間は33kmと距離が長く、この間の神奈川県西部及び静岡県東部地域には、インターチェンジの設置が計画されていないため通過交通となっています。

このような中、県西部地域にインターチェンジを設置することは、首都圏の西の玄関口になるとともに、建設工事に伴う発生残土を広大な砂利採取地に受け入れ、土地の有効利用を図り、県外へ流出する企業を食い止め、産業の空洞化を阻止することにもつながるもので、また、大規模な地震の発生に備えた防災拠点としての役割を果たすものと考えています。

さらに、平成11年12月に県の支援をいただき、神奈川県・静岡県・山梨県の関係する10市町村で、建設省(現国土交通省)に対してインターチェンジ設置の要望書を提出したところです。

つきましては、第2東名高速道路秦野・御殿場間への地域活性化インターチェンジ設置につきまして、引き続き国土交通省への働きかけを要望します。また、昨年度の要望に対する措置状況では、国の調査などを通じて経緯や検討状況を説明しているとのことですので、あわせてその内容について提示するよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

インターチェンジの設置については、国の追加インターチェンジ要望調査などを通じて、これまでの経緯や2市6町2村による広域交通拠点整備計画調査会の検討状況等を説明しているところです。ご要望については、今後も引き続き国へ伝えてまいります。

4 足柄下

(要望事項)

(1)西湘バイパス改築工事の再延長について

小田原市早川の交通渋滞解消対策については、西湘地域道路検討会において具体的な対応策や整備手法等の検討をいただいているところですが、早期実現に向けてなお一層の検討をされるよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

西湘バイパスの延伸については、「神奈川県西湘地域道路検討会」において、当面、現道の交差点改良など機能拡充を最大限行うこととし、将来的には、2車線のバイパスを検討することがとりまとめられております。

これらの検討会での結果を受け、バイパス計画の具体化に向けて、専門家も加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」が新たに設立されたところであり、この場で議論を深めてまいります。

(要望事項)

(2) 広域営農団地農道整備事業（小田原・湯河原線）について

広域営農団地農道整備事業（小田原・湯河原線）について、事業が早期に完成するよう、引き続き国・県の積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、全国的に行われた広域農道の抜本的見直しを踏まえ、引き続き事業推進に努めてまいります。

(要望事項)

(3) 神奈川県土地利用調整条例の適用対象面積の変更について

足柄下郡3町では良好な自然資源を有しており、非線引き白地地域においては、開発行為を抑制する方針を前提として秩序ある土地利用の確保に努めています。

しかしながら、豊かな自然環境に着目した事業者などによる周辺環境や住民生活に多大な影響を及ぼす恐れがある開発計画への対応に苦慮しています。

平成8年に施行された神奈川県土地利用調整条例による土地利用の調整システムは、適正な土地利用の誘導に対し高い効果を発揮しており、町単独で同様の効果を持続することは非常に困難です。

このような3町の特性を考慮していただき、県企画部土地水資源対策課において検討している「神奈川県土地利用調整条例の附則第2項を廃止し、非線引き白地地域における同条例の適用面積を3,000m²から本則どおりの1haに引き上げる」変更案については、県下一律ではなく現行の3,000m²を堅持し、各地域ごと（足柄下郡などの広域エリア）の実情に合わせた取組みをするよう要望します。

<措置状況>（企画部）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引下げています。

現在、条例施行後6年以上が経過していることや、町村においても、まちづくり条例の制定が進むなど、体制整備の進展が見られるので建築物系の開発行為についても、条例本則である1ha以上に引上げることを検討しています。

今後の検討に当たりましては、ご要望の趣旨を踏まえ、地域の実情に配慮しつつ、当該町村と意見交換を進めながら検討してまいります。

5 厚木・愛甲

(要望事項)

(1) 精神障害者地域生活支援センターの設置について

精神障害者の在宅生活に係る相談や社会復帰に関する情報提供をはじめ、社会参加と自立生活の促進を支援する社会資源として、地域生活支援センターは必要不可欠な施設となっています。

現在、県域には8ヶ所設置されており、県央地区では平成15年度に大和市内に設置が予定されていますが、厚木・愛甲地区は未設置のため、厚木保健福祉事務所を中心に、3市町村をブロックとしたセンターの早期設置に向け、検討を進めています。

このような状況に鑑み、早期の施設開設及び運営に係る費用の助成並びに関係市町村間の調整等について支援を要望します。

<措置状況>（衛生部）

地域生活支援センターの設置、運営に係る費用の助成については、県の財政状況は非

常に厳しいところがありますが、努力してまいります。

また、市町村間の調整については、管内保健福祉事務所による支援を継続してまいります。

6 水源地域

(要望事項)

(1) 水源地域活性化のための財政支援等について

県では、「かながわ新総合計画21」で、「水源地域総合保全整備構想」の重点プロジェクトとして「水源地域の活性化」を図ることをあげています。

県と水源地域7町村で取り組んでいる「やまなみ五湖ネットワーク推進事業」は、県民の財産である水源地域の自然環境を守り、地域の活性化を図るため、さまざまな事業を開発し、大きな成果を上げてきました。

平成13年度からは、地域の特色を生かした交流事業を推進するため「水源地域交流の里づくり推進事業」がスタートし、現在、積極的な取組みがなされるとともに、平成15年度からは、町村が行う施設整備事業に対する支援が予定されているところですが、水源地域の活性化を図るためにには、さらなる取組みが必要です。

つきましては、今後も引き続き、関係町村との連携を図る中で、水源地域活性化のための財政支援等を積極的に推進するよう要望します。

<措置状況> (企画部)

県では、水源地域町村からの要望を踏まえ、平成15年度から、「水源地域交流の里づくり計画」に基づき町村が実施する「地域資源を活かした交流を促進する施設」及び「水源地域の情報を総合的に提供する施設」の整備について補助金を交付する「水源地域交流の里づくり推進事業」に取り組んでいるところです。

今後も、引き続き、この事業を推進することにより、都市住民との交流基盤の整備を進め、水源地域の活性化を図ってまいります。

(要望事項)

(2) 湖沼地域とその周辺地域の下水道整備に対する県費補助の拡充強化について

湖沼地域とその周辺地域は、神奈川県の水がめとして重要な役割を担っています。しかし、県内の湖沼地域とその周辺地域は、観光客や自然志向のキャンパーの増加、家庭などからの生活排水により湖沼地域をはじめ周辺河川の水質汚濁が心配されています。このため、この地域の自然環境や生活環境を踏まえた効率ある生活排水処理施設の整備に早急に取組むことが必要となっています。しかし、この計画を推進するには、莫大な費用と期間がかかることが予測されており、地域住民はもとより財政規模の小さい湖沼地域の町村にあっては、事業を進めていくのが困難な状況にあります。

つきましては、県民の良質で安定的な水源の確保と水源地の自然環境や生活環境の保全を図るために、湖沼地域とその周辺地域の下水道整備には、従来の下水道の県費補助率に加算した水源(湖沼)地域補助率とされるよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを見極め、所要の見直しを行ってまいりました。

また、平成15年度からは、水源地域に対して引き続き重点配分を行うとともに処理人口普及率の格差を正を図るため、普及率の低い自治体に重点配分するなどの見直しを図っております。

今後とも、社会情勢の変化に応じて、必要な措置を検討してまいります。

（要望事項）

（3）主要地方道山北藤野線の整備について

本路線は、かながわ新総21で提唱されている5つの県土構想の1つである「水源地域総合保全整備構想」に位置づけられ、その中の重点プロジェクトである「水源地域の活性化」エリア内に存し、山北町、清川村及び津久井郡の水源地域を結ぶ路線であるとともに「水源地域（やまなみ五湖地域）」を広域的に連携させ、交流等による活性化を図るための重要な路線としての機能・役割を有しています。

つきましては、これらの内容を配慮いただき、危険箇所の整備を早急かつ優先的に実施するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

主要地方道山北藤野線については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮しますと、現段階ではご要望に添いかねます。

（要望事項）

（4）（仮称）水源（湖沼）地域交付金の創設について

神奈川県における豊かな水資源は、これまでの県民生活と産業経済の発展を支え、県民の多くの恵みをもたらしてきました。

水源地域は、この県民生活の源である「良質な水」を安定的に供給するという普遍的な役割とともに、県民共通の財産である水源地域の豊かな自然を次世代へ継承しなければならない責務を有しており、これまでも生活排水処理対策や森林整備、里山保全など水源環境に関するさまざまな課題に積極的に取り組んできました。

しかし、その半面、水源地域では、公共用水域への排水基準が厳しく企業誘致が困難であることや土地利用に一定の規制があり、都市的な土地利用への転換が難しいことなどから財政力が弱く、水源地域であることが活力ある町づくりの支障となっていることも事実です。

また、財政規模の小さい水源地域の町村にあっては、ダム関連施設の維持管理費等も大きな負担であり、今後、水源地域としての責務を果たし、その機能を将来にわたって十分発揮するためには、新たな財源の確保が不可欠です。

つきましては、水源地域の自主的な取組みが一層促進するような水源地域（湖沼地域）に対する交付金制度の創設について要望します。

＜措置状況＞（企画部・総務部）

安定的な水利用のための森林の水源かん養機能の強化、安全で良質な水の確保のための水源水質の保全、水源地域の活性化など、水源環境を保全するために進めるべき諸施策や、そのために必要な財源のあり方について、平成15年10月に、神奈川県地方税制等研究会から知事に提言をいただき、これを素材に、県内22か所で県民集会を開催し、多くの県民の方々に議論いただいたところです。

ご要望の点を含め、水源環境諸施策を一層推進していくための仕組み等については、今後、県民や市町村、水道事業者等とさらに論議を深め、県議会でもご審議いただきながら、県としての方向性を整理してまいります。

IV 個別要望事項

企画部関係

(要望事項)

1 山砂利採取区域の拡大及び鉱業の育成支援について（山北町）

山北町が設定している山砂利採取区域内の事業は着実に採取が進み、残すところ数年の残存量となっており、リサイクル材が普及したとはいえ、県内の骨材供給に今後支障を来たす可能性が懸念されます。

現在、神奈川県の鉱業振興につきましては、他県のように鉱業者育成窓口を設置していないため、法律に基づく許認可指導のみの状況となっています。

つきましては、県内の安定した建設骨材の供給確保並びに当町の産業振興によるまちづくりを推進するため、砂利採取区域の拡大を早期に図るとともに、県の鉱業者に対する育成支援窓口を明確にするよう引き続き要望します。

<措置状況>（企画部・商工労働部）

山北町における山砂利採取事業については、昭和54年以来、町と県の調整のもとに必要最小限の区域の設定を行い、必要に応じ、土地利用規制の解除につき、国とも調整を行ってまいりました。

砂利採取事業は、長期にわたり自然環境等へ与える影響等が非常に大きいため、採取区域の拡大に当たっては、その影響等の軽減策や跡地利用を含めた対応を町と一緒に検討していく必要があると考えております。

また、砂利採取業者を含む中小企業に対しては、中小企業経営革新支援法等の支援措置により、融資・税制・補助金等の支援を行うと同時に、関係する中小企業支援機関とも連携して、(財)神奈川中小企業センターにおいて総合的支援に努めております。

(要望事項)

2 宮ヶ瀬ダム関連導水路要望事項の実施について（津久井町）

平成5年10月1日付けの津久井・道志導水路工事に伴う確認書における県として対応する事項について、早期・完全実施を要望します。

<措置状況>（企画部）

宮ヶ瀬ダム関連導水路建設に係る地元要望事項については、昭和59年以来、国、県及び町の役割分担に基づき、道路改良事業等の事業を実施しているところです。アクセス道路の整備など、県が対応すべき事項については、今後も引き続きその実現に努めてまいります。

防災局関係

(要望事項)

1 旧相模海軍工廠敷地内における老朽化した化学兵器の対応について（寒川町）

平成14年9月25日に神奈川県高座郡寒川町（旧相模海軍工廠敷地内）において、国土交通省横浜国道工事事務所が施工する「さがみ縦貫道路」の土工掘削中に発見された老朽化した化学兵器で、工事現場で働く作業員が健康被害を生じた事故が発生し、その後も老朽化した化学兵器が入ったビール瓶が発見されたところです。旧相模海軍工廠敷地内には老朽化した化学兵器等の危険物が埋設されている可能性があり、今後、掘削工事等を安心して安全にできるよう敷地内の探査（ボーリング調査・レーダー探査等）を行い、早急に対策

を講じる必要があると思われます。

つきましては、老朽化した化学兵器により事故等が生じた場合の被害者はもとより土地所有者に対する救済措置並びに調査、発掘、処理の方法を確立するとともに、老朽化した化学兵器に係わる一切の経費を負担するよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（防災局）

県では、平成15年7月に、国に旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の迅速な対応体制や、被害者救済制度の確立等、危険物への適切な対応を要望したほか、国における会議等、機会をとらえて安全対策の推進等に係る働きかけを行っており、今後も、関係自治体との連携を図りながら、国への働きかけを行ってまいります。

また、平成15年12月16日に閣議決定された「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」では、平成15年度に国が実施した全国調査で「毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案」に分類された事案（県では、寒川町と平塚市の事案が該当）に対する対策として、「毒ガス弾等を発見した場合には、環境省（国有地又は直轄事業実施地にあっては国有地等担当省庁）が、防衛庁と協力して、警察庁及び消防庁と連携しつつ、掘削、運搬、保管、処理等を行う。」とされております。

県民部関係

（要望事項）

1 私立高等学校・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減制度について（相模湖町・藤野町）

県内に生徒と保護者が共に在住し、県内の私立高等学校等に学ぶ生徒については、ある一定要件を満たしていれば入学金・授業料の軽減が行われています。しかし、相模湖町や藤野町の場合は交通アクセス等の関係から、東京都・山梨県の私立高等学校等に通学する者が多く、保護者の負担が大変です。

このため、県内に生徒と保護者が在住する県外私立高等学校等で学ぶ生徒についても軽減制度の拡大を要望します。

＜措置状況＞（県民部）

県外私学へ通学する生徒への学費補助については、私学助成制度検討協議会から「近隣都県と調整のうえ、県外通学者に対する学費助成制度について検討する必要がある」との提言もいただいておりますので、市町村のご意見を聞き、関係団体等と協議しながら検討してまいります。

環境農政部関係

（要望事項）

1 一般環境大気測定局の設置について（寒川町）

平成14年度に移動局の設置をしていただきましたが、設置期間が1年間となっています。

当該施設は、測定数値がリアルタイムでインターネット上に公開され、状況把握が非常に容易であり、県道相模原・茅ヶ崎線沿いに常時設置することにより、有効に機能すると思われますので設置を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

当該箇所については、平成14年度に移動局を設置し、1年間の大気汚染の状況調査を行っています。

現在のところ、大気環境に影響を与える大規模な工場・事業所または道路の新設がない状況にあることから、当面は、現状のままで推移させたいと考えておりますが、今後、環

境に影響を及ぼすような工場・事業所または道路が設置され大気汚染が悪化する状況が認められた場合は、測定局の設置を検討してまいります。

(要望事項)

2 寄地区生活排水処理施設の整備に伴う支援について（松田町）

松田町寄地区北部は、県の「やどりき水源林整備事業」により良質な水の確保に努められていますが、寄地区の中心を流れる中津川周辺には住宅が密集し、家庭等からの生活排水により河川の水質汚濁が著しくなっているため、地域住民から汚水処理の早急な対策が要望されています。

町では早期に地理的・社会的条件に応じた最適な生活排水処理方法を決定し、計画的・効果的な水質保全対策を推進したいと考えています。しかし、事業を推進するためには莫大な費用と期間を要するため、財政規模の小さな町では負担が大きく、近年の財政状況を考慮すると大変厳しい状況にあります。また、将来、起債の元利償還等による繰出金によって、一般会計を著しく圧迫することにもなりかねません。

つきましては、県民の「良質で安定的な水資源の確保」と「水源地域の自然環境や生活環境」の保全を図るため、生活排水処理施設整備に伴う財政支援と人的・技術的支援について要望します。

<措置状況>（環境農政部）

生活排水処理施設の整備など生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の支援については、水質汚濁防止法により国の役割となっていることを踏まえ、県は国と連携して補助を行うなど従前から市町村の支援を行っており、今後も努めてまいります。

(要望事項)

3 厳島湿生公園の保全管理に対する支援について（中井町）

中井町では、昭和49年に県の自然環境保全地域に指定され、県下でも数少ない湧水の出ている厳島神社周辺を、湿地・樹林環境の復元と貴重な湧水地の保全を図ることにより、地域住民に親しまれる憩いの場として、さらには環境教育や生涯学習の場所として、21世紀へ残すべき貴重な県民の財産として、国及び県の支援、指導をいただきながら、2カ年事業として整備を進め、このたび厳島湿生公園として完成することができました。

この公園は県の自然環境保全地域に指定された区域の公園で、貴重な湧水地や湿地・樹林環境を後世に残すものですが、その保全管理には多くの労力が必要であることから、これに要する費用等の支援を要望します。

なお、今後も多くの利用者に親しまれ、交流することができるよう、地域資源を活用した交流圏事業等の補助制度の存続を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

中井町が実施している厳島神社自然環境保全地域における湿地・樹林地環境の復元と湧水地の保全事業については、県でも、当該地域の自然環境の特色である湿原の環境が、自然環境保全地域制度の趣旨に沿って良好に保全及び利用されるよう、中井町と技術面での協議等を行っており、今後とも引き続き同様の協力をに行ってまいりますが、その保全管理に要する費用等の支援については、他の自然環境保全地域との均衡等から困難であります。

また、地域資源を活用した交流圏事業等の補助制度については、平成13・14年度の2年間で終了しております。

(要望事項)

4 かながわ景勝50選（仙石原）保存事業に対する助成について（箱根町）

昭和54年に「かながわ景勝50選」に選定された仙石原高原は、箱根を代表する景勝地として多くの人に親しまれています。

このうち仙石原湿原については、平成12年4月に国や県とともに「仙石原湿原保全計画書」を策定し、それぞれの役割分担のもと、保全対策を進めており、ススキ草原においては、昭和63年度から野焼きなどを町が独自に実施し、永続的な保存に積極的に取り組んでいます。

このススキ草原エリアの保全事業について、町が今後も単独で実施していくには、多額の経費が必要となりますので、湿原エリアとススキ草原エリアを合わせた仙石原高原全体の景観の維持と観光資源保護の観点から、県の助成を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

湿原の保全に向けて一定の人為的管理が必要とされた仙石原高原については、平成12年4月、箱根町も主体となって、国や県とともに「仙石原湿原保全計画書」を策定して、それぞれの役割分担のもと、それぞれが責任を持って保全対策を進めているところです。

こうした中、県は、県の役割として草刈りや水位、土壤のモニタリング調査を実施しておりますので、新たな助成制度を作ることは困難であります。

(要望事項)

5 畑引山集団施設地区整備事業の促進について (箱根町)

畑引山集団施設地区整備については、全体計画の見直しと併せ、後期計画の策定がなされており、国、県、町において推進への話し合いが進められていますが、国の公園計画の見直しとも照らし合わせ、後期計画の更なる早期実現について引き続き要望します。

<措置状況> (環境農政部)

要望にある畑引山集団施設地区の後期計画については、平成5年度に策定され、これまでも国、県、箱根町の3者において、計画の推進に向けて話し合いを進めてきたところです。

今後、国の利用計画の見直しにあわせ、国及び箱根町と調整し、役割分担等も含め検討を進めてまいります。

(要望事項)

6 県立真鶴半島自然公園特別地域内の私有地の買い上げについて (箱根町)

県立真鶴半島自然公園を取り巻く環境は、平成16年5月をもって観光事業者が撤退することにより、大きく変わろうとしています。現在、町では議会、町民一体となり真鶴半島の保全と利用について検討を進めているところですが、自然公園特別地域内に2,858m²の私有地があり、自然公園内の風致景観に対する県立自然公園条例では対応できない土地利用が行われた場合、公園利用計画の推進に支障をきたす要因となり得ます。

つきましては、今後、町による買収等に際しての財政面、交渉窓口等での支援を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

真鶴半島自然公園を所管する自然環境保全センター箱根出張所において、適切な公園整備・管理及び必要な助言等を行ってまいります。

なお、自然公園内の私有地の買上げについては、県立自然公園内の風致景観は、県立自然公園条例の適切な運用により、その保護と利用の調和を図ることができると考えておりますので、買収等に際しての財政面の支援は困難であります。

(要望事項)

7 真鶴半島の松くい虫被害対策事業に対する財政措置について (真鶴町)

甚大な被害をもたらしている松くい虫による松枯れから、将来にわたり真鶴半島の貴重な

松林を守り継承すべく、県と町とが連携し、薬剤散布により被害防止に努めてまいりましたが、人体、生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。

つきましては、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に移行していくため、現行の薬剤散布の補助と併せ、樹幹注入に対する新たな財源措置を講じられるよう強く要望します。また、国に対しても補助金確保に向けて働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところですが、予算面では、関係市町村からの要望にすべて応じることができない状況です。引き続き財源の確保に努めてまいりますが、各市町村における自主的防除事業にあっても、防除対象を絞り込んで樹幹注入を実施するなど、効率的な防除をお願いいたします。

（要望事項）

8 東海自然歩道の整備促進について（相模湖町）

東海道自然歩道は、利用者の安全を図るうえで歩道や橋等の利用施設の一部が改善されるなどの措置が講じられていますが、いまだ標識の腐食や老朽化、あるいは道標の欠落等があり、来訪者に不安感を与えていため、更なる整備を要望します。

また、ハイキングコース沿いに植林された樹木の成長により眺望も遮られているので、特に国有林・県有林の景観伐採の実施と補償免除を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

標識や道標については、登山者の安全を確保するうえで必要なものであり、現地確認を行い、腐食等の進んだものについて順次改修等を行ってまいりたいと考えております。

樹木の伐採・補償免除については、その樹木の管理者が実施するものであり、場所や各種法令の規制状況により可能な対応が異なります。なお、自然公園区域内では自然公園条例にもとづいて所定の手続きが必要となります。

（要望事項）

9 県立陣馬相模湖自然公園指定に伴う利用計画事業の促進について（相模湖町）

自然公園の指定に伴い、その周辺計画も逐次整備されつつありますが、なお一層自然公園としての機能が十分に発揮されるよう、展望施設や自然観察路等の整備及び国有林、県有林の景観伐採の実施と補償免除の実施を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

県立陣馬相模湖自然公園については、公園内を通過する東海自然歩道や主要登山道を中心として、歩道やトイレなどの整備・補修を進めております。

今後も利用者の動向や緊急性を勘案して、指導標の設置や歩道の整備等を検討してまいります。

樹木の伐採・補償免除については、その樹木の管理者が実施するものであり、場所や各種法令の規制状況により可能な対応が異なります。なお、自然公園区域内では自然公園条例にもとづいて所定の手続きが必要となります。

（要望事項）

10 明神林道通行規制の緩和について（箱根町）

明神林道は、林業関係車両及び一部許可車両のみ通行可能となっていますが、県西地域の広域的な観光・経済流通という面からみると、南足柄市と箱根町を結ぶ重要なルートとなり得ると思われます。この明神林道は、県西地域農業総合活性化対策事業の一環として平成4年度に完成していますが、当初の整備目的の中には足柄万葉の郷と仙石原温泉郷を結ぶルートの確保という目的もありますので、その整備目的にそって規制の緩和を引き続

き要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いものとなっています。このことから、明神林道では通行の安全確保のために公安委員会による交通規制も行われているところです。

なお、特例として地元関係者や林道沿線の施設利用者の通行を制限的に認めておりますが、現状では通行規制の一層の緩和は困難であります。

（要望事項）

11 菜畠林道の整備について（湯河原町）

林道は、外材や代替材に対抗しうる効率的な林業経営の展開や間伐保育等森林の適正な維持管理を通じ、森林の公益的機能向上を図る上で不可欠な施設です。

平成14・15年度は、国費、県費の支援をいただいたが、平成19年度までの事業期間、積極的な支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

菜畠林道の整備については、今後も引き続き支援していく予定です。

（要望事項）

12 保安林改良事業について（湯河原町）

森林の機能は治山・治水等に二分されますが、その機能を有効に活用するためには、下刈・間伐・除伐等の手入れを施さなければなりません。

県においても保安林改良事業を施行していただいているが、特に菜畠林道と白銀林道に囲まれた区域を重点的に行うよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

当該箇所の付近を、現在、保安林改良事業として実施しておりますが、ご要望の区域については、今後、調査・検討してまいります。

（要望事項）

13 白銀林道整備事業について（湯河原町）

白銀林道は、県により順次整備されてきていますが、森林保全及び維持管理上必要な林道であり、作業効率向上のためにも、県道75号側（しとどの岩屋入口）からの整備を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

現在、白銀林道整備事業として順次整備を進めておりますが、ご要望の区域については、今後とも積極的に取組み、林業活動に支障のない適正な林道の整備・管理に努めてまいります。

（要望事項）

14 柄沢川における治山事業の推進について（中井町）

柄沢川は、大井町赤田地区より流れ出て中井町鴨沢地区で合流している2級河川中村川の支流です。平成13年度から治山事業として工事着手がされていますが、土砂の流出防止と河川の流路確保並びに町道の路肩確保のため、事業のより一層の推進と早期完成を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

柄沢川の治山事業については、土砂流出防備や保安林の保全のため、平成17年度までの計画で事業を実施しております。

（要望事項）

15 災害関連緊急治山事業及び箱根駒ヶ岳災害復旧治山工事について（箱根町）

平成14年10月1日の台風21号により、元箱根字駒ヶ岳地内の山腹から多量の土砂が流出し、下流の芦之湯地内まで達する土砂災害が発生しました。現在でも一般自動車駒ヶ岳道路が通行不能になっている状況です。

当該箇所は、現在、県の緊急治山事業で谷止工を実施し復旧に努めていますが、2次災害も懸念されますので早期工事完成について要望します。

また、当該箇所の国有林の部分については、現在、復旧治山工事コンクリート土留工等を国において実施していただいているが、これにつきましても早期工事完成について強く国へ働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の箇所については、災害発生後、国の助成を受け、平成14年度災害関連緊急治山事業として復旧工事を実施しました。平成15年度についても復旧治山事業として事業実施しております、今後も早期復旧工事を図ってまいります。

国有林については、平成15年度事業として実施中であります。

（要望事項）

16 丹沢湖周辺の森林公有地化について（山北町）

県民の水がめである丹沢湖のダム機能を保全するためには、丹沢湖周辺の森林と湖の一体的な管理・保護が必要となっています。また、周辺の天然林などを保全管理するには、買収による公有林化が求められています。

昨年度の要望に対する措置状況では、水源分収林、買取り等の手法により推進しているとのことです、森林の水源涵養及び良質水の安定的な確保のため、引き続き私有林の公有地化を積極的に進めるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

「水源の森林づくり事業」では、協力協約や水源協定林、水源分収林、買取りの手法により、計画的な公的管理の推進に努めています。今後とも、水源林として重要な森林については、引き続き買取りを進めてまいります。

（要望事項）

17 広葉樹林の保全と樹種転換の促進について（箱根町）

広葉樹林の保全と整備を含めた森林施業の総合計画である「かながわ森林づくり計画」及び「第9次県営林管理・経営計画」が作成されていますが、広葉樹の持つ多面的機能は観光地箱根の重要な観光資源であり、また、箱根細工等育成の上からも重要な資源であるので、県有林の整備に当たっては、広葉樹への樹種転換について今後とも継続し、より一層の配慮を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

広葉樹林の育成や活用については、県有林においても、「第9次県営林管理・経営計画」に基づき取り組んでいますが、今後とも、より一層広葉樹の保全に配慮した森林整備を推進してまいります。

（要望事項）

18 箱根町強羅・木賀地内の水路整備について（箱根町）

文部科学省共済組合と東京都千代田区保養所の間を流れている水路が未整備のため、上流からの雨水・生活排水により川床が洗掘され、土砂が流出し、危険な状態です。

森林所有者の同意については、町も理解を得られるよう努力してまいりますので、保安林として指定の上、治山事業として整備されることを引き続き要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の箇所は、山腹の荒廃状況や保安林の指定状況を勘案しながら検討してまいります。

（要望事項）

19 農地転用許可事務の簡素化について（相模湖町）

区域区分の線引きの有無に関わらず、用途指定がされている地区については、農地転用許可申請に関しては届け出による事務処理とされるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、事務の簡素化も図られることから、国に要望してまいります。

（要望事項）

20 「いこいの里・相和」農業公園構想に対する支援について（大井町）

町土の約6割を占める丘陵部・相和地域は、全域が市街化調整区域と農業振興地域が重複した地域であり、土地利用については、原則として都市的な利用を避け、農業等との調和を図り、自然環境の保全を図ることとなっています。

しかし、こうした位置づけの一方で、人口減少による地域活力の低下、農業従事者の高齢化、後継者不足による農地荒廃等が地域の課題となっています。

そこで、集落地域整備法を活用し、良好な農業基盤と居住環境を整備・保全し、魅力ある集落への再生を図るため、町の重点施策として「いこいの里・相和」整備構想を推進しています。

つきましては、構想の中核施設として計画している里山保全や、都市住民との交流を図る農業公園の実現に向けた財政支援及び技術支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、大井町が計画している農業公園構想の整備内容が具体的になつた時点での支援を検討してまいります。

（要望事項）

21 井ノ口東県営農道整備の推進について（中井町）

井ノ口東県営農道整備は、主要地方道平塚松田線を起点とした平塚市土屋字遠藤原の間の農業振興地域の生産環境の向上に寄与するとともに、荒廃地の防止や農作物の生産性と流通性を高めるものです。農業振興のうえにも多大な期待がされていますので、事業の早期完成を目指して、計画的な事業実施について特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、今後とも円滑な事業の推進に努めてまいります。

（要望事項）

22 国の水産基盤整備事業における補助事業採択要件の緩和について（真鶴町）

水産基盤整備における漁村総合整備事業の漁業集落環境整備事業を利用して岩海岸環境整備を計画しましたが、当事業の採択要件に、地区の漁業依存度が1位又は漁家比率が1位のいずれかに該当しなければならないという規制があります。

このような規制がある限り、本県のような首都圏域では漁業集落環境整備事業により事業計画を推進することができません。このため、採択要件の緩和を引き続き要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

漁港集落環境整備事業の性格上、現在の採択要件については、全国的なレベルとしてはやむを得ないものと考えますが、県のように首都圏に立地し、漁港背後まで都市化された特殊な状況にも配慮した採択条件の追加を、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

23 二宮漁港の整備促進について（二宮町）

二宮漁港については、次期漁港整備計画により事業の推進を図っていきたいと考えています。漁港が整備されることにより、水産業の活性化だけでなく、海洋レクリエーションの提供や防災機能を持たせることも可能となりますので、引き続き県の指導及び国への働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、国が策定した漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針との整合を図り、二宮地区の漁業実態も踏まえ、実施可能な整備について調整してまいります。

県土整備部関係

(要望事項)

1 乗合バスによる生活交通の確保対策に対する財政支援について（藤野町）

藤野町では、平成14年4月から県内では初めてとなる道路運送法第80条許可による町営バスを運行していますが、法の改正により、今後も不採算路線からの乗合バスの路線撤退等が予想されます。

山間地で集落が散在する地形条件の当町では、乗合バスは日常生活を支える交通手段として大きな役割を果たしており、バス路線の確保対策は、重要な行政課題となっています。また、将来の小学校統合に併せて、遠距離通学児童の足の確保も図っていく必要もあり、新たな交通システムの構築とバスターミナル等の基盤整備に迫られています。

つきましては、これらに対する国及び県の積極的な財政支援を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

生活交通の確保対策としての新たな交通システムの構築やバスターミナル等の基盤整備については、地域での取組み状況を踏まえ、県としてどのような支援が可能か、検討してまいります。

なお、国の補助制度の拡充や地方自治体の安定的な財源確保については、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

2 神奈川県警海浜保養所葉山荘内「高橋是清邸」の保存・活用について（葉山町）

葉山町には明治時代の中頃に御用邸が造営され、その後多くの政財界人や文化人が別荘を構え、保養地として全国にその名が知られています。

しかしながら、戦前のそれらの別荘のほとんどが企業の所有となり、保養所や海の家等に姿を変えてしまいました。そのひとつである「神奈川県警海浜保養所葉山荘」は、元大蔵大臣、総理大臣として君臨した高橋是清氏の別荘であり、敷地内には高橋是清氏が使用していたと言われる建物が現存しています。

つきましては、国、県にとっても重要な建物である高橋是清邸を後世に守る伝えていくため、県文化財等として広く保存・活用するよう要望します。

<措置状況>（教育庁）

文化財として重要な建造物を保存活用する方法としては、国や県、あるいは市町村の指定文化財として保存する方法や、国の登録文化財として活用しつつ保存を図る方法などが

あります。

しかし、指定や登録という制度で文化財を守っていくには、その文化財としての学術的な価値判断がしっかりとなされなければなりませんが、ご要望の建造物については、未だそれがなされておりませんので、今後、葉山町のご意見等も伺ってまいりたいと考えております。

(要望事項)

3 吉田茂邸の保存について（大磯町）

大磯町は古くから温暖な気候にあり、風光明媚な土地柄から吉田茂元総理や伊藤博文初代内閣総理大臣など数多くの著名人が居を構えていました。

しかし、年月の流れから多くの邸宅が開発などにより取り壊され、現存するものも数少なくなっています。中でも優れた建築様式を有する吉田茂邸は、当町だけでなく、国、県にとっても大変重要な建築物であり、一時代の日本を動かす中枢となった当邸は、後世に守り伝えていきたいもののひとつです。

この邸宅を開発などから守り保存していくには、重要構造物に位置づけ、地方公共団体が所有・管理していくことが必要です。昭和56年～62年頃には、吉田茂邸の隣接地である旧三井財閥所有地を県に購入を願い、県立城山公園として整備された経緯もあります。

つきましては、この吉田茂邸を県の施設として購入し、広く県民共有の財産として維持・保存するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の「吉田茂邸」の保存については、周辺の庭園とともに都市公園とするなど、県の施設として管理することも考えられますが、用地や施設の買収については、財政的に厳しい状況です。

加えて、この構造物を現状のままで維持していくためには、高度な管理技術や多大な費用を要することなど、多くの課題があることから、公園施設として管理していくことは、極めて困難であります。

(要望事項)

4 伊豆箱根鉄道大雄山線を御殿場線山北方面への路線延長について（山北町）

当地域では平成14年度から怒田地区でビール会社が操業を開始し、また、同地区近郊の福沢地区には住居系の土地区画整理事業が実施されており、今後、南足柄市の福沢地区や山北町方面への急速な発展が見込まれています。

一方、JR御殿場線沿線においては山北つぶらの歳時記の杜整備事業や従来からの観光地としての要素のほか、御殿場市のショッピングモールをはじめとするさまざまな産業が集積されており、神奈川県側と静岡県側の人の行き来がますます増大することが予想されます。こうした状況を踏まえ、「かながわ新総合計画21」に位置付けられた県西地域の活性化と県際地域の交流を実現するため、小田原市、南足柄市、山北町、開成町、静岡県小山町等で構成する大雄山線延伸促進協議会設立準備会が発足し、延伸促進に必要な調査を進めています。

現在、伊豆箱根鉄道大雄山線は小田原市から南足柄市までの区間となっており、御殿場線沿線（山北町や静岡県東部市町）から小田原市へのアクセス性が大変低いことが課題となっています。

つきましては、酒匂川右岸を通じ南北の交通軸として伊豆箱根大雄山線を御殿場線山北方面に路線延長するよう積極的な国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

大雄山線の路線延長計画の早期樹立については、県及び市町村等で構成する「神奈川県

「鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、伊豆箱根鉄道株式会社に要望しております。

また、新設路線の整備等の早期実現のために、新たな整備方式の導入や補助制度の充実など、国の支援措置の拡充・強化について、国に要望しております。

(要望事項)

5 山北つぶらの歳時記の杜の整備について（山北町）

山北つぶらの歳時記の杜の整備については、「かながわ新総合計画21」で森林・牧場・温泉が一体となった自然とのふれあい拠点を整備し、都市地域との交流による水源地域の活性化を図るための事業として位置付けられています。

昨年度の要望に対する措置状況では、山北つぶらの公園については平成14年度に一部区域の用地買収、（仮称）大野山ふれあい牧場については施設の設計、給水施設の整備等に着手しているとのことですので、平成17年度オープンを目指し、引き続き整備を進めるよう要望します。

また、（仮称）大野山南北道路については、現在のところ、県道としては整備する予定がないとのことですが、つぶらの歳時記の杜と水源の森林（丹沢湖・中川温泉方面）を結ぶアクセス道路として重要な役割を果たすものと考えますので、計画に位置づけるよう併せて要望します。

<措置状況>（企画部・環境農政部・県土整備部）

山北つぶらの歳時記の杜を構成する事業のうち、（仮称）大野山ふれあい牧場の整備については、平成14年度に施設設計に着手、平成15年度には遊歩道、草地の整備等を実施し、平成17年度のオープンを目指しております。

山北つぶらの公園については、順次用地買収を進めてまいります。

また、（仮称）大野山南北道路については、現在のところ、県道として整備する予定はありません。

(要望事項)

6 仙石原緑道（仮称）の整備について（箱根町）

仙石原緑道（仮称）は、全区間のうち一部買収地におけるモデル区間が平成12年度に整備されましたが、未買収地の地権者の理解と協力を得るためにも買収済み箇所を積極的に整備いただき、周辺の土地利用促進が図られるよう引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の路線については、町道に挟まれる130mの区間について、モデル事業として整備を行い、平成12年度に完成いたしました。

モデル区間以外の事業化については、完成後の利用状況や財政事情等を勘案する必要があることから、今後の検討課題とさせていただきます。

(要望事項)

7 県立奥湯河原自然公園の整備について（湯河原町）

県立奥湯河原自然公園の整備計画と当町の整備計画との整合を図り、県・町の役割分担を明確化したうえで、早急な整備を実施されるよう要望します。

また、池峯地区は、紅葉等の落葉広葉樹を活用した新たな観光拠点として整備中であり、平成13年度から「花と水の交流園づくり事業」として県補助金が採択されていますが、平成16年度までの事業期間、引き続き県の財政支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

平成12年4月1日付で、県立奥湯河原自然公園の公園区域の見直しと公園計画の策定を行ったところですが、公園の整備に当たっては、県と町の役割分担を明確にし、湯河原町

が策定した湯河原自然郷整備基本計画書（平成11年3月）を踏まえて、引き続き、検討、調整を行ってまいりたいと考えております。

また、池峯地区の観光拠点の整備については、平成13年度から「花と水の交流圏づくり推進事業」に位置付け、継続して支援を行っておりますが、今後とも事業目的等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

（要望事項）

8 四季彩のまちづくりについて（星ヶ山湯河原さつきの郷づくり）（湯河原町）

町民の積極的な参加と協力で町内一円を花で彩り、安らぎとうるおいのあるまちを創出し、観光資源としての町の活性化を図るため、湯河原四季彩のまちづくりを推進しています。平成13年度から「花と水の交流圏づくり事業」にて、さつきの郷づくりが県補助金の採択を受けましたが、平成18年度までの事業期間、引き続き県の財政支援を要望します。

現在、重点的な事業として、星ヶ山の湯河原さつきの郷づくりの事業が進んでいますので、特段のご配慮をお願いします。

＜措置状況＞（企画部）

「星ヶ山湯河原さつきの郷づくり事業」については、平成13年度から「花と水の交流圏づくり推進事業」に位置付け、継続して支援を行っているところです。（事業実施期間：平成13年度～平成18年度）

（要望事項）

9 福浦地区の都市公園整備について（湯河原町）

この場所は、湯河原町緑の基本計画に親しみやすい身近な公園として位置づけており、あわせて災害時における避難場所としての機能を有した公園として整備するため、県の財政支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

現行の市町村都市公園整備費補助による支援については、市町村地域防災計画に位置付けられている1ha以上の新規都市公園（防災公園）を補助対象としているところですが、厳しい県の財政状況の中、現行制度の見直しについて検討することとなっております。

なお、都市公園の整備に対しては、市町村振興メニュー事業補助金の中で、助成対象としております。

（要望事項）

10 湯河原海浜部の公園緑地等の整備について（湯河原町）

湯河原海浜公園に隣接する湯河原海浜部（埋立地）は、町総合計画で快適環境を有するアメニティ拠点として位置づけ、また、都市マスタープランや緑の基本計画にも緑地等に位置づけられています。公園緑地等の整備推進のため、県の財政支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

現行の市町村都市公園整備費補助による支援については、市町村地域防災計画に位置付けられている1ha以上の新規都市公園（防災公園）を補助対象としておりますので、ご要望には添いかねます。

なお、都市公園の整備に対しては、市町村振興メニュー事業補助金の中で、助成対象としております。

（要望事項）

11 県立あいかわ公園施設整備と公園区域の拡大について（愛川町・津久井町）

県立あいかわ公園については、平成14年4月に一部が開園し、現在は、平成18年度の全面

開園を目指して整備が進められていますが、地域の資源、産業を取り入れ、「多様な交流、創造をテーマ」とする公園の中核施設として計画されている「工芸・工房村施設」について、体験工房の内容により施設の規模や設備等が大きく左右されますので、地域産業界の意見を聴取する場を設け、検討されるよう要望します。

また、宮ヶ瀬ダム周辺地域と一体となった秩序ある開発と景観の保全を図るため、津久井町営北岸林道と県立あいかわ公園にはさまれた大棚地区を県立あいかわ公園の区域とするよう、公園区域の拡大を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

地域の資源や産業を取り入れた施設として計画している「工芸工房村施設」については、冒険の森や自然観察路、花の森などの未整備区域整備後の課題として、公園の利用状況等を踏まえながら検討してまいります。

また、公園区域については、当面、都市計画決定された区域の開園に向け、鋭意努力してまいります。

（要望事項）

12 丹沢大山国定公園区域の見直しについて（津久井町）

当地域は人口減少区域であり、人口を誘導する方策が検討されていますが、さまざまな制約が課せられていることから、まちづくりや地域振興に支障をきたしています。

地域住民からも指定区域の除外要望も強く出ていることから、ある程度の規制緩和ではなく、区域の見直しができるよう要望します。

また、同公園を所管する公園管理事務所が遠距離のため、申請手続き等において不便をきたしているので、出張所の開設についても早急に再検討願います。

＜措置状況＞（環境農政部）

関係市町村の実情を勘案して保護と利用の調和を図るために、自然公園法施行規則第11条第30項において、自然的、社会経済的諸条件により各種行為を規制する現行の許可基準を適用しないことができるという「特例の基準」を設けております。よって、この方向で具体的に協議をしていただきたいと考えており、また、公園管理を行っている自然環境保全センターの新たな出張所の開設については、現在、考えておりません。

（要望事項）

13 自然環境保全地域指定に合わせた遊歩道の整備について（津久井町）

自然環境保全地域指定に当たっては、指定後、保全すべき場所がより適切に管理される環境にならなければなりません。

現在指定が進められている青野原地区は道志川の斜面地で、従来から道志川を利用するための歩道が設置されています。このため、指定に当たっては地域の利活用の実態に合わせ、また、より適切な管理を可能とするためにも、現在利用されている歩道を遊歩道として整備するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

自然環境保全地域の指定の目的は、県土に残された貴重な自然環境を、基本的にそのまま保全し、私たちの子孫に継承していくものです。このため、指定後は、標識等の設置や自然環境保全指導員による巡回指導等をすることにより、当該地域の周知と自然保護への普及啓発を行っております。

自然環境保全地域の管理については、現状では森林整備など自然環境の保全に直接関連する事業を優先すべきであり、ご要望の遊歩道整備は現在の財政状況の面からも困難であると考えておりますが、今後とも地元市町村と連携し、森林整備等の保全事業を行う中で、利活用のための施設整備も含め自然環境保全地域の保全管理について方策を検討してまい

りたいと考えております。

(要望事項)

14 太平洋岸自転車道の二宮町への延伸について（二宮町）

相模湾の海岸線には、藤沢市から茅ヶ崎市までの国道134号自転車歩行者用道路、大磯町には大磯港先から不動川河口付近までを起点・終点とする太平洋岸自転車道が整備されており、サイクリングやウォーキングのコースとして、多くの人に親しまれています。

県民の財産である相模湾の有効活用を図るため、太平洋岸自転車道を不動川河口付近から二宮町まで延伸することとすれば、地域の観光・産業の振興や海岸沿いの市町の住民交流が活発化され、地域における新しい文化の発掘が期待されるところです。

その中でも特に当町としては、西湘バイパスの側道部分（道路公団管理用道路）を利用し、袖が浦海岸から梅沢海岸までの区域について、早期に整備するよう国に対して働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、事業を担当している国にその趣旨を伝えてまいります。

(要望事項)

15 新原田橋の架替等に伴う支援について（二宮町）

現在、二宮町の重要政策課題である二宮駅北口駅前広場整備に向けて力を傾注しており、諸問題の解決に取り組んでいます。

駅前広場を整備するためには、県道秦野二宮線と駅前広場を結ぶアクセス道路として、新原田橋は重要な機能があり、整備が不可欠です。

そこで、交通処理機能の充実化とともに安全な歩行者動線が図れるよう、また、葛川の氾濫を防止するための河川改修と併せ、新原田橋の架替えなど、事業の具体的な支援を引き続き県に要望します。

<措置状況>（県土整備部）

新原田橋周辺の葛川の河川改修については、現在、整備の進め方について、町と協議しております。

(要望事項)

16 都市計画道路（3.1.1）藤沢大磯線の整備促進について（寒川町）

藤沢大磯線は、さがみ縦貫道路との2層構造として計画されており、現在さがみ縦貫道路下部（ピア）工事を進めている状況の中で、いまだ未整備のため、地域生活道路に通過車両が入り、良好な生活環境が脅かされているので早期に整備するよう要望します。

また、湘南銀河大橋は、暫定供用開始以来、地域の交通渋滞緩和に大きな効果をもたらしている一方、供用開始後は日ごとに通過車両が増加しているので、一日も早く全面供用を開始するよう強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

藤沢大磯線の県道46号（相模原茅ヶ崎線）から茅ヶ崎西久保ジャンクションまでの区間については、さがみ縦貫道路の工事工程などとの調整を進めており、今後とも、地元のご協力を得ながら、早期整備に努めてまいります。

また、湘南銀河大橋については、平成10年10月に暫定供用（寒川側のみ2車線供用）を開始しておりますが、寒川側取付部の未買収用地確保の目途がついたことから、さがみ縦貫道路の完成供用にあわせ、4車線供用に向けて努めてまいります。

(要望事項)

17 都市計画道路（1.4.2）さがみ縦貫道路（茅ヶ崎西久保ジャンクション～東名高速道路海老名ジャンクション）の整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路は、首都圏中央連絡自動車道路の一部として本県の中央部を貫く自動車専用道路であり、交通渋滞の解消並びに計り知れない経済効果が期待されています。

そのため、茅ヶ崎西久保ジャンクションから東名高速道路海老名ジャンクションまでを早期に整備するよう強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

さがみ縦貫道路の西久保ジャンクションから海老名北ジャンクションまでの区間では、現在、国及び日本道路公団において用地買収が進められ、一部区間で高架橋下部工工事やランプ部工事が行われております。

県の南北軸を形成する重要な路線として、引き続き、早期整備を強く国等の関係機関に働きかけてまいります。

（要望事項）

18 都市計画道路（3.4.2）中海岸寒川線（寒川NTT以東）の整備促進について（寒川町）

中海岸寒川線は、寒川町の東西軸を形成する重要な道路です。

県道丸子中山茅ヶ崎線までは順調に工事が進み、幹線道路へアクセスされましたが、地域の交通渋滞は日ごとに増しています。このため、NTT以東を整備するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

都市計画道路中海岸寒川線の県道45号以東については、国庫補助事業の新規採択に向けて、国に要望を行ってまいります。

（要望事項）

19（仮称）湘南台寒川線の整備推進について（寒川町）

（仮称）湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域間の交流を促進するとともに、相模川沿いに計画され、現在鋭意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路としての機能を有する道路として、県の「かながわ交通計画」にも位置づけられている道路です。

さらに、この道路は、県と関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うまちづくりにも密接に関わる道路であることから、まさに、広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

この道路につきましては、現在、町においてルート決定の作業を行っているところですが、ルート決定後の整備に当たっては、当該道路の位置づけ並びに当該道路を取り巻く現状に特段の理解をいただき、早期整備に向けた積極的な取組みを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

（仮称）湘南台寒川線については、今後、周辺地区の開発構想等土地利用計画の進捗状況を見ながら、県道網のあり方や整備の進め方について、町と十分調整を行い、検討してまいります。

（要望事項）

20（仮称）丸子中山茅ヶ崎線の整備推進について（寒川町）

現丸子中山茅ヶ崎線は、川崎市と茅ヶ崎市とを連絡する広域的な幹線道路ですが、当該道路の町域ルートの大部分は市街地内を通過することから、沿道部の開発により、また、JR相模線の寒川駅近接地においては本線と平面交差をすることから、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。

こうした状況を踏まえ、当町ではその解消を図るためバイパス化について隣接市等と協議をした経緯もあるのですが、広域的な道路であることからルート選定の調整に苦慮している状況です。

つきましては、主要地方道である当該道路の位置づけ並びに現状を十分理解いただき、バイパス化に向けた積極的な取組みを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

（仮称）丸子中山茅ヶ崎線については、市街地を通る大規模な道路となることから、都市計画決定が必要と考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

（要望事項）

21 主要地方道平塚松田線（比奈窪バイパス）の早期供用開始について（中井町）

主要地方道平塚松田線は、中井町を東西に通過し平塚市と足柄上地区を結ぶ主要な県道で、災害時の物資輸送等はもとより地域経済や県民にとって重要な道路です。

平成9年度より工事着手している（通称）比奈窪バイパスは、一部改良工事が済んでいるものの、区間全体の整備と供用開始までには、まだ時間を要すると聞いています。この道路は役場を核とした将来のまちづくりを進める上で重要な路線であり、早期開通に向けた事業促進を要望します。

また、井ノ口交差点から平塚市境には道路幅員の狭小区間や歩道未整備区間もあり、大型車両の通過も多いことから歩行者等の安全対策を含め早急な対策を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道平塚松田線の（仮称）比奈窪バイパスについては、今後とも、地元のご協力を得ながら、事業促進に努めてまいります。

また、平塚市境から井ノ口交差点間については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に添いかねます。

（要望事項）

22 町道砂口南が丘線の早期供用開始に向けた支援について（中井町）

軌道敷のない中井町にとって、町道砂口南が丘線の早期供用開始は、地域産業の発展と住民生活の向上に資する重要な事業として位置付けています。

平成13年度には国の事業採択を受け、早期完成に向けた事業推進に努めているところで、町民からも早期の供用開始を求める要望が出されておりますので、今後も事業に対する県の特段の配慮と支援、協力を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

砂口南が丘線については、平成13年度より、国庫補助の採択を受けて整備が実施されているところですが、県としても早期完成に向けて、国にも積極的に働きかけてまいります。

（要望事項）

23 町道インター境線の県道昇格について（中井町）

この路線は、東名高速道路秦野中井ICに接続している主要地方道秦野二宮線の諏訪交差点と平塚松田線の才戸交差点を結ぶ都市計画道路であり、将来の広域的な幹線道路網の構築からも重要な路線であることから、県道への昇格を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

町道インター境線の県道昇格については、道路法第7条第1項に規定する県道の路線認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

24 町道境平沢線の県道昇格について（中井町）

この路線は、中井町と秦野市を結ぶ広域な幹線道路としてバス路線を有する重要な路線であります。また、秦野市との行政界には貴重な観光資源である震生湖や渋沢丘陵を有していますので、県道としての昇格について特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、道路法第7条第1項に規定する県道の路線認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

25 酒匂縦貫道路の延伸と旧十文字橋架け替えについて（松田町・山北町）

国道255号及び246号は朝夕の通勤時間帯や休日などは通行量も多く慢性的な交通渋滞を引き起こしており、この渋滞を避けるための車両が大井町、松田町、開成町へと流れて二次的な渋滞も起きています。しかしながら、その緩和路線となる酒匂縦貫道路は、大井町まで計画決定されており一部が供用開始されていますが、松田町から山北町までの区間は位置づけられていません。

一方、開成町と松田町の間に架橋されている旧十文字橋は建設後75年が経過しており、老朽化が進み崩壊も危惧されています。この旧十文字橋の架け替え工事については、数10億円が必要となることから、平成13年度の県事業として架け替えを要望しましたが、神奈川県より両町に移管（昭和51年）されている町道として国庫補助事業を導入して実施すべきとの回答をいただきました。

つきましては、国道246号等の慢性的な交通渋滞の解消を図り、当地域の通勤や通学、円滑な経済活動を促すため大井町から松田町、山北町の大口橋に至る酒匂縦貫道路の延伸及び利用者の安全性・利便性の向上のため旧十文字橋を県事業として架け替えるよう引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

酒匂縦貫道路の延伸については、今後「かながわ交通計画」の見直しを行う中で、広域的な観点から、その必要性も含めて検討してまいります。旧十文字橋架け替えについては、町道であることから、県事業として整備することは困難であります。

町道として、国庫補助事業を導入して実施する場合には、技術的助言などの支援のほか、国庫補助採択の可能性について、検討していきたいと考えております。

（要望事項）

26 県道の新設について（松田町）

寄地区への幹線道路は、急傾面の山間地を通過している県道710号の1路線しかないため、災害時には土砂災害等により通行できなくなり孤立化することが予想されます。また、当地区は「神縄・国府津－松田断層帯」上に立地しているため、住民から災害時における新たな幹線路線の整備について、強く要望されています。

つきましては、寄地区への県道新設を「かながわ交通計画」に位置付け、事業が実現するよう要望します。また、県道710号の拡幅や法面防護等の改良工事についても引き続き推進するよう併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

「かながわ交通計画」では、「開かれたネットワークによる交流連携を通じた活力ある県土」の実現を目指して、都市間の広域的な移動を支える自動車専用道路網や、広域的な一般幹線道路網を位置付けております。

寄地区への新たな県道新設については、主に地域内の交通を受け持つ道路となることから、「かながわ交通計画」への位置付けは難しいと考えております。

また、県道710号（神縄神山線）については、県全体の事業の優先度・緊急度を考慮しますと、現段階では早期完成は困難となっています。

（要望事項）

27 県道711号（小田原松田線）歩道設置工事について

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、平成15年度までに小田急線踏切から松田土木事務所までが完了の予定となっていますが、これにより地域住民をはじめ通学者や通勤者の安全が確保されます。また、松田町総合計画21の政策目標として位置づけている「活力と魅力のあふれるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の形成が着々と進められています。

つきましては、小田急線踏切から県道72号交差点、並びに松田土木事務所から大井町境までの歩道設置工事について、引き続き整備を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道711号（小田原松田線）については、既に事業に着手しており、今後とも、事業の進捗を図ってまいります。また、小田急線踏切から県道72号交差点までの歩道設置については、松田町の中心市街地であり、商店や人家が密集しており、単独の歩道設置工事の手法では、困難と考えます。今後、地域のまちづくり等も踏まえた中で、町の協力を得ながら、検討してまいります。

（要望事項）

28 県道76号山北藤野線の改良について（山北町）

県道76号（山北藤野線）の玄倉寺から嶽山橋の区間は未整備で、幅員が狭い上にカーブも多く見通しが悪い場所のため危険地帯となっています。特に行楽シーズンには、地形に慣れていないドライバーが多く入るため、非常に危険な状況です。

昨年度の回答では「現段階では要望に沿いかねます」とのことでした。しかしながら当路線は、かながわ新総合計画21で提唱されている5つの県土構想の1つである「水源地域の活性化」エリア内に存しており、水源地域（やまなみ五湖地域）を広域的に連携させ、交流等による活性化を図るための重要な路線としての機能・役割を有しています。また、県西地域と県北地域を結ぶ唯一のルートであります。

つきましては、県事業の優先・緊急度の見直しを行い、この路線の危険箇所整備の早期実施について引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道山北藤野線については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮しますと、現段階ではご要望に添いかねます。

（要望事項）

29 県道721号東山北停車場線の改良について（山北町）

当路線は物流企業が沿線に立地しているため、県道小田原山北線側から出入りする大型貨物車が増加しています。また、国道246号向原バイパスの着工の目途がついてきたことから、南足柄側から国道246号へのショートカットとなる当路線へ大型貨物車が進入、通過することは明らかです。特にアサヒビール神奈川工場へのアクセス道路が限られているため、出入り車両の分散化が図られると予想されます。

つきましては、昨年度の回答の「大口橋付近の交差点の改良」に早急に着手していただきとともに、沿線住民の生活の安全と地域の環境を維持するため、引き続き狭隘部分の改良について実現に向けた取組みを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道東山北停車場線については、新大口橋付近の交差点改良を、県道小田原山北線の改良事業の一部として取り組んでおり、この事業の進捗状況を見ながら、着手時期を検討してまいります。

また、その他の区間の道路改良については、県全体からみた事業の優先度・緊急度を考慮しますと、現段階ではご要望に添いかねます。

(要望事項)

30 県道（主要地方道）74号小田原山北線の整備について（山北町）

当路線はアサヒビール神奈川工場の製品の出荷や原料等の入荷経路となっているため、特に大型貨物車の交通量が目に見えて増加し、沿線の住民からは日常の生活に対する不安と恐怖が町に対して訴えられています。

つきましては、平成15年度に松田土木事務所において改良工事に一部着手していただくことになっていますが、交通の円滑化と地域住民の安全を確保するため、町としても関係地権者との調整に全面的に協力しますので、カーブがきつく狭隘な他の区間についても、早期整備に向けた積極的な取組みを引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県道小田原山北線については、現在、特にカーブがきつく、狭隘な区間を対象に事業に着手しており、今後とも、地元の協力を得ながら、事業促進に努めてまいります。

(要望事項)

31（仮称）山北・開成・小田原線の整備について（山北町）

（仮称）山北・開成・小田原線は、酒匂連携軸総合整備構想の回遊性のある交通基盤の中で、広域的な観点からも当地域にとって最も重要な幹線道路です。

つきましては、この路線の整備について「かながわ交通計画」の見直しの中で計画に位置づけるための検討内容を早期に提示するとともに、事業の実現に向けた整備計画を策定するよう引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、今後「かながわ交通計画」の見直しを行う中で、広域的な観点から、その必要性も含めて検討してまいります。

(要望事項)

32 都市計画道路山北・開成・小田原線の道路整備促進について（開成町）

都市計画道路山北開成小田原線は、町道200号から主要地方道御殿場大井線までの740m区間は平成14年10月に供用が開始され、地域住民の利便性と安全が図られており、県道怒田開成小田原線の交通渋滞が緩和されています。

この都市計画道路の整備は、町重点事業である南部地区土地区画整理事業の推進を図る上で最も重要であると考えています。

つきましては、区画整理事業の事業化に併せ、主要地方道御殿場大井線から南部地区土地区画整理事業施行区域までを県道怒田開成小田原線のバイパスとして県事業により着手するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の区間の整備については、南部地区土地区画整理事業との調整を図りながら、事業化に向けて検討してまいります。

(要望事項)

33 国道1号上り車線の交通渋滞の緩和について（箱根町）

箱根町は車での来訪観光客が多く、休日には各所で交通渋滞が生じ、観光地としてのイメージダウンと住民の生活環境への影響が危惧されることから、交通の分散化による渋滞緩和を図るため、町内各所に迂回表示等交通情報提供の電光掲示板の設置を要望してきたところですが、箱根全山主要地点（3～7か所）に「大型図形情報板」の設置を引き続き検討しているとの回答をいただいているので、その早期実現を要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

箱根地区における交通情報の提供については、地区内に既に5か所の交通情報板を整備しておりますが、大型情報板について検討した結果、平成15年度の事業として、県道75号湯河原箱根仙石原線仙石原公園前等4か所に図形表示の可能なマルチパターン式交通情報板（2m×3m大）を設置することとしました。また、交通情報板による情報提供のほか、VICS対応型カーナビゲーションによる、ドライバーへのきめ細かな交通情報の提供も行っております。

今後も、箱根地区等の観光ニーズの多様化に対応できる交通情報の収集・提供装置の整備について努力してまいります。

（要望事項）

34 国道1号沿いの観光客用トイレの設置について（箱根町）

国道1号は週末ともなると宮ノ下から湯本へかけて車の大渋滞が生じるため、自動車を利用して箱根に訪れる観光客はトイレの使用に苦慮している現状です。

このため、観光客が安心して箱根の旅を楽しむことができるよう、湯本～宮ノ下間に観光客のための常設トイレの設置を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、引き続き箱根町と協議しながら、検討してまいります。

（要望事項）

35 県道732号（湯本元箱根線）の拡幅整備について（箱根町）

県道湯本元箱根線は、湯本と芦ノ湖畔を結ぶ主要道路として地元車両に加え観光車両も多く利用しています。

平成7年に箱根新道須雲川インターチェンジが開設され、平成13年度には三枚橋付近の一部を拡幅していただきましたが、その先、畠宿までの区間においても各所に狭隘な部分があり、休日を中心として渋滞が発生している状況ですので、交通渋滞解消と児童生徒等歩行者の安全確保のため、町も積極的に協力してまいりますので、この事業を推進するよう引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道湯本元箱根線については、三枚橋付近の改良事業に着手しておりますが、早期完成は困難となっております。

その他の区間については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮しますと、ご要望には添いかねます。

（要望事項）

36 県道75号（湯河原箱根仙石原線）・県道733号（仙石原強羅停車場線）仙郷楼バス停前交差点の改良について（箱根町）

当交差点は、周辺に箱根湿生花園、ススキ草原をはじめ大型観光施設等が点在しており、観光シーズン及び休祭日には多くの観光車両等が通行しています。

また、県道733号は仙石原と強羅を結ぶ主要な路線であり、当該交差点形状が変則的で狭隘な部分もあることから、交通安全確保のため、町も積極的に協力をしてまいりますので、

この交差点改良整備を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所については、道路線形や交差点形状が望ましいものではありませんが、用地取得上の問題があり、現状では困難な状況となっております。

今後、町等と協力しながら、解決に向けて努力したいと考えています。

（要望事項）

37 国道138号・県道75号（湯河原箱根仙石原線）交差点改良及び歩道設置について（箱根町）

仙石原交差点は、国道138号と県道75号の主要2路線が交わり、乙女峠方面から芦ノ湖方面への右折が困難なことから慢性的な渋滞が生じています。

また、県道75号の当交差点付近には歩道がないため、周辺商店街の買い物客、観光客等歩行者の頻繁な往来で車両と人が輻輳し、危険な状況にあります。

道路利用者の交通安全確保を図るとともに、仙石原地域まちづくりの要となるものとして、引き続き事業を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の交差点改良及び歩道設置については、用地取得上の問題が解決し次第、事業化について検討したいと考えております。

（要望事項）

38 県道738号（仙石原新田線）の静岡県側との連絡道としての整備について（箱根町）

かながわ新総合計画21で、県西地域活性化のため、3県の連携による富士箱根伊豆交流圏整備の推進を位置付け、その施策の展開の方向として快適で利便性の高い交流基盤の整備が掲げられており、市町村サミットにおいても静岡県裾野市側との連絡道の整備が検討課題として上げられています。

前年度要望した県道738号を湖尻公園道路及び芦ノ湖スカイラインに振り替えて県道認定することについて、「道路認定基準に照らして、困難である」との回答をいただいているが、大規模災害発生時のライフラインの確保と広域連携による観光振興を図るためにも、良い方策を検討し、拡幅整備が進められている静岡県道337号（仙石原新田線）との連絡道路整備を図るよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

静岡県側との連絡道の、県道ネットワークとしての整備については、箱根スカイラインとの交差処理、また、芦ノ湖スカイラインと重複せざるを得ないための県道認定等の課題があります。今後、熟度に応じて検討を深めてまいりたいと考えています。

県道仙石原新田線の整備については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮しますと、ご要望には添いかねます。

（要望事項）

39 県道723号（関本小涌谷線）の整備を含めた南足柄市等との南北を結ぶ広域連絡道路の新設について（箱根町）

第2東名高速道路や国道246号バイパス等、首都圏から神奈川県西部地域への交通アクセスが整備される中で、富士山噴火や県西部地震が懸念される今、大規模災害等発生時の新たなライフラインの確保のため、また、広域観光連携を深める観点からも、東名高速道路大井松田インターチェンジへの接続を踏まえた南足柄市等との南北を結ぶ連絡道路の必要性が増しています。県道723号（関本小涌谷線）の整備を含め、南足柄市等南北を結ぶ広域連絡道路の新設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道関本小涌谷線については、平成14年度に強羅踏切の改良工事が完了しております。

南足柄市等との南北を結ぶ道路の新設については、自然環境等について難しい問題があり、また、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮しますと、現段階ではご要望に添いかねます。

（要望事項）

40 県道75号（湯河原箱根仙石原線）の歩道整備について（箱根町）

住民及び観光客の利便性、安全性を確保するため、県道75号における歩道未整備区間（仙郷楼～温泉荘）の歩道整備を要望します。

特に仙石原ススキ草原沿いにおいては、毎年、季節になると多数の観光客が訪れます。この箇所は歩車道の分離がなく、観光客の路肩への違法駐車や歩行者の乱横断により交通渋滞を生じ、また、歩行者の安全も大変危惧されるところですので、早期整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部・環境農政部）

ご要望の箇所については、富士箱根伊豆国立公園内の特別保護地区に指定されており、仙石原湿原の保全を行うため公園計画上も「仙石原湿原植生復元施設」が位置付けられていますので、現状では県道に歩道を設置することは不可能と考えています。

（要望事項）

41 国道及び県道各路線における沿道樹木の樹種転換等について（箱根町）

箱根町では、冬季において、県内でも降積雪や路面凍結に伴い路線バス等大型車両が走行できないことによる交通渋滞被害が多いところです。

特に道路沿いのヒノキや杉などの針葉樹林により、終日、日陰となっているため凍結箇所の融解が遅れている状況です。

つきましては、広葉樹等への樹種転換を行うことにより、冬季の樹木による日陰を解消できるので、主要道路沿いの凍結被害解消のため樹種の転換を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

箱根地区の凍雪害対策については、その重要性を十分に認識し、道路利用者の安全で円滑な通行の確保を最優先に、除雪、路面凍結防止作業等を行っております。

ご要望の件については、沿道のヒノキや杉の大部分が民地にある状況を踏まえると、対応が困難なため、凍結防止剤散布等の凍雪害対策作業を強化してまいります。

（要望事項）

42 国道及び県道沿いの桜テングス病処理について（箱根町）

町内の主要幹線国県道沿いの桜は、季節になると湯本から芦之湖畔まで桜前線が上がり、長期間にわたり住民や観光客の心を和ませてくれますが、多種ある桜のうち、特にソメイヨシノについてはテングス病罹患木が目立っており、道路区域内の桜についてはその処置対応を行っていただいています。

引き続き処置対応をお願いするとともに、道路沿い民地内樹木についても町として所有者にテングス病の処置を啓発していますが、可能な限りの対処を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

道路区域内の病害虫罹患樹木については、道路パトロール等で早期発見及び対策に努めています。

また、沿道民地の病虫害罹患樹木の処置についても、啓発に努めてまいります。

(要望事項)

43 県立真鶴半島公園内の町道の整備について（真鶴町）

県道739号（真鶴半島公園線）から分岐するお林内の町道は、三ツ石海岸やその先端にあるケープパレスを訪れる観光客のため舗装整備されていますが、平成16年5月をもって観光事業者が撤退することに伴い、町では返還される施設等の利用方法とともに、保安林内の樹木保全の観点から一般車両の乗り入れ規制を検討しています。

今後、町道を、緊急車両用として車道機能は残しつつ施設利用者やお林、三ツ石海岸を訪れる人への歩行者用、散策者用の歩道として整備していくこととなりますので、道路整備費用等に係る財政的支援を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、計画が具体化された段階で、町等と調整していきたいと考えております。

(要望事項)

44 椿ライン桜並木の保護育成について（湯河原町）

県道75号の奥湯河原から大観山に至る間の「椿ライン」沿いの桜並木は、県内屈指の桜並木（4,000本）として県内外の人々に親しまれ、町の重要な観光資源になっていますが、近年テングス病のまん延と桜の老木化の進行により、毎年、開花時に花の数が減少しているのが現状です。小田原土木事務所でも毎年区間を設定し、病気に侵されている枝の伐採等の保護対策を実施していますが、桜の本数が多く対策が追いつかない状況です。このままの状況が継続すると、補植した若木も含め全体の約80%程度は数年のうちに立ち枯れるとともに、桜の花がほとんど咲かない状態になると思われます。

当町では対策委員会を組織していますので、事業に対する補助及び指導等を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、今後とも、町と調整を図り、伐採等の保護対策や補植等を進めてまいります。

(要望事項)

45 町道オレンジラインの県への移管について（湯河原町）

昭和62年に県から町へ移管していただいた町道オレンジラインを県に移管し、箱根方面への延長や熱函道路（伊豆湘南道路）への接続をしていただくことにより、防災上の視点からは国道135号が不通になった場合の基幹道路として、平常時には東名高速等への連絡基幹道路として活用したく要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県道ネットワークとしては、県道75号（湯河原箱根仙石原線）により形成されており、これと平行するオレンジラインの県道昇格（県への移管）は、道路法第7条第1項に規定する県道の認定基準に照らし、困難あります。

(要望事項)

46 県道75号（湯河原箱根仙石原線）藤木川沿い遊歩道の整備について（末広橋から青巒莊付近の間）（湯河原町）

この区間は、歩道が一部に設置されているのみですので、藤木川の清流や木々を眺めることのできる遊歩道を整備すれば観光資源になり、また、道路狭隘部分の歩行者の安全を確保することもできます。このため、藤木川沿いの遊歩道（末広橋から青巒莊付近の間）の整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の箇所については、現地の地形が急峻等のため、事業に多大の費用と時間を要することから、県全体から見た事業の優先度・緊急度等を考慮しますと、現状では困難であります。

(要望事項)

47 県道60号（厚木清川線）、県道64号（伊勢原津久井線）及び県道70号（秦野清川線）の拡幅・改良整備について（清川村）

これらの路線については順次拡幅改良が進められていますが、特に県道60号及び県道64号は住民の重要な生活道路であり、また県道70号は観光道路として村外車両が多く利用しています。しかし、3路線とも狭隘で危険な箇所があり、円滑な通行と歩行者等の安全確保が損なわれていますので、早期に拡幅改良を進めるよう要望します。

また、県道64号の一部、七沢バイパスまでの区間に調査費が盛り込まれたと聞き及んでいますので、早期に工事着手するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県道60号（厚木清川線）については、地元のご協力が得られた段階で、狭隘箇所である御門橋の改良事業着手に向けた検討を進めてまいります。

県道64号（伊勢原津久井線）については、平成14年度に煤ヶ谷工区が完成し、現在、線形が悪く、人家が連坦している古在家工区の改良事業に着手しております。また、七沢バイパスまでの区間については、現在、早期着手に向けて、測量及び設計等を進めております。

県道70号（秦野清川線）については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしましたと、現段階ではご要望に添いかねます。

(要望事項)

48（仮称）上古沢煤ヶ谷線の建設促進について（清川村）

厚木秦野道路（一般国道246号バイパス）は、伊勢原西・伊勢原北インターチェンジ区間及び厚木北・厚木インターチェンジ区間において事業化が進められている中で、（仮称）森の里インターチェンジ完成時には宮ヶ瀬ダム周辺に整備されている施設や豊かな自然を求める都市住民による交通量が極めて増大することが予測されます。さらに観光客等は周辺主要幹線道路あるいは森の里周辺地域の生活道路に流入し、住民生活への支障も懸念されます。

スムーズな交通を確保するためにも、（仮称）森の里インターチェンジから県道64号（伊勢原津久井線）堺橋付近への広域的な視点に立った取り付け道路として整備計画を樹立するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

（仮称）上古沢煤ヶ谷線については、国道246号バイパスの進捗を見ながら、今後検討してまいります。

(要望事項)

49 さがみ縦貫道路事業に関する地元要望について（城山町）

さがみ縦貫道路事業に関して、各地区対策委員会から提出されている国・県への要望事項について特段の配慮を要望します。

特に事業収用者が地区内に希望している住宅代替地としての農用地区域の解除は、地域住民の切実な要望であり、また、さがみ縦貫道路の整備促進を図る観点からも是非とも必要ですので要望します。

<措置状況>（県土整備部・環境農政部）

各地区対策委員会から提出されている各種要望については、一部設計に反映し、事業を

進めてきたところです。しかしながら、ご要望については、難しい問題も含まれておりますので、引き続き、国及び地元自治体とともに検討してまいります。

なお、農用地区域の解除については、地域の実情を踏まえて市町の考え方を伺い、協議させていただきます。

(要望事項)

50 津久井広域道路の建設促進について（城山町・津久井町・相模湖町・藤野町）

相模原市橋本の国道16号橋本五差路を基点として、津久井郡藤野町吉野の国道20号を終点とする延長約20kmの計画路線である津久井広域道路は、相模原市及び津久井郡4町にとって地域振興計画等広域的なまちづくりに欠くことのできない重要な骨格となる主要幹線道路です。

すでに一部区間については事業着手され、平成15年度末までには一部暫定供用開始とされている箇所もありますが、今後、全線にわたる事業実施計画を明示の上、未着手区間にについても早期に事業着手するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

津久井広域道路については、既に新小倉橋、勝瀬橋などについて事業を実施しており、早期完成に努めてまいります。

また、新小倉橋から県道65号（厚木愛川津久井線）間についても、平成14年度より事業着手しており、さがみ縦貫道路の進捗に合わせて、進めてまいります。

残る未着手区間については、ルート・構造等について調査を進めてまいります。

(要望事項)

51 三井大橋（県道513号）への歩行者用道路の早期整備について（津久井町）

三井地区はバスの運行本数が限られていることから、徒歩で国道413号の最寄りの停留所まで往来しているのが現状です。特に朝夕や土日祝祭日には、国道413号の交通渋滞に伴う迂回路として多数の車両が通行している状況から、交通上大変危険な状況となっています。このため、地域の強い要望を受けて、数年来の当町の重点要望としているところであり、側道橋新設については困難であり今後歩道添加の可能性について検討するとの回答ですが、早期に歩行者用道路の整備が実現できるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

三井大橋については、平成15年度より、構造や老朽化等の現況調査に着手しており、軽量部材等を使用した歩道添架の可能性など、歩行者の安全を最優先に考慮した対策の検討を進めてまいります。

(要望事項)

52 町道中野～又野～三ヶ木線及び関口～道志線の県道昇格について（津久井町・相模湖町）

この路線は国道412号と国道413号を結び、さらに津久井町から相模湖町に通じる幹線道路です。沿道地域は近年の住宅開発の進行により人口も急増し、今後も発展の可能性が大きいことから、ボトルネック解消のための橋梁の架け替えなど、町道の整備に努力しているところです。また、当路線は国道413号の交通渋滞時のバイパス的役割を担っています。

当路線の県道昇格は両町の懸案課題であり、地域の発展に不可欠なことから、早期の県道昇格の実現を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、平行して国道412号及び国道413号があり、道路法第7条第1項に規定する路線の認定基準に照らして、困難であります。

(要望事項)

53 主要地方道65号（厚木愛川津久井線）の延伸について（津久井町）

津久井町はもとより、津久井地域の幹線機能の更なる充実を図るため、主要地方道65号（厚木愛川津久井線）の終点を津久井町中野から町道1-1、町道1-2、県道515号（三井相模湖線）を経て相模湖町千木良の一般国道20号との交点まで延伸するとともに、県道515号（三井相模湖線）沿線の交通不能区間を早期に解消するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

厚木市と津久井町中野（国道413号との交点）を結ぶ主要地方道である県道65号の終点について、県道515号を経て、相模湖町千木良の一般国道20号との交点まで延伸することは、県道が地方的な幹線道路として位置付けられるものであることから、困難であります。

また、県道515号（三井相模湖線）の交通不能区間の解消については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮しますと、現段階ではご要望に添いかねます。

(要望事項)

54 神奈川県市町村振興メニュー事業の補助対象事業の範囲の拡大について（津久井町）

山間地に国県道が多く存在する津久井町の場合、国県道のバイパス整備や局部改修に伴う旧道部分の引取りが求められるケースが多く発生することになりますが、大部分が急斜面や崩落地と接しており、引取り後の維持補修経費の負担増が懸念されます。

現在、神奈川県市町村振興補助事業の対象事業については、神奈川県市町村振興メニュー事業補助金交付要綱取扱要領第1条に補助対象事業の範囲が規定されており、第1項第1号で維持補修は対象外となっていますが、現実的には施設経費の他に維持補修に要する費用が増加する一方で、昨今の逼迫した財政状況では自主財源による機能の維持が著しく困難な状況となっています。このことから引取り後の大規模な補修を含め、維持補修等も補助の対象とするよう対象の拡大を要望します。

<措置状況>（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が、生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、維持補修費等の経常経費については、補助対象外としているところですので、ご理解いただきたいと考えております。

(要望事項)

55 中央自動車道相模湖東インターチェンジの設置について（相模湖町）

現在、中央自動車道からは東京方面からの降り口のみであって、大変不便を感じています。平成11年度から渋滞対策として一部登り車線の設置工事が施工されていますが、観光客の利便性や国道20号駅前交差点の混雑緩和、また、町の活性化のためにも、相模湖東インターチェンジの設置を強く働きかけるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望については、引き続き、国及び日本道路公団に伝えてまいります。

(要望事項)

56 高速道路・国道の封鎖に伴う事前情報の提供について（相模湖町）

相模湖町では、台風・大雨等の場合、最初に中央高速道路が規制又は封鎖され、国道20号が150mmで町内2か所のゲートで遮断されます。このため、中央高速道路に進入しようとした車両や国道20号を走行する車両は、国道412号で長時間待機することになりますが、国道412号は山と湖の間にあるため、大変危険であり、国道20号も同様です。このようなことから、高速道路・国道の封鎖を、迂回路のある橋本に電光掲示板で知らせる対策を公団・

相武国道工事事務所・県土木事務所で講じるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、県管理道路の国道413号（城山町久保沢）及び国道412号（相模湖町寸沢嵐）に道路情報板があり、道路規制等について、情報を提供しております。

今後は、国、日本道路公団等とも連絡を密にし、道路規制等の情報提供の充実を図ってまいります。

（要望事項）

57 国道412号と湖の間の景観伐採について（相模湖町）

国道412号と相模湖の間に桜の大木が数本あり、花の時期には相模湖と桜の景観に優れた場所があります。

しかし、最近は桜以外の雑木がしげり、湖も見えなくなっています。国道の法面との境界の問題もあると思いますが、雑木や竹を伐採し、桜の保護と補植を行うなど、景観への配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県管理道路の維持管理については、道路利用者の安全で円滑な通行の確保を最優先に、良好な道路空間の確保に努めています。

ご要望の件については、県全体から見た優先度・緊急度を考慮しながら、今後検討してまいります。

（要望事項）

58 中央自動車道の6車線化拡幅工事の推進について（藤野町）

中央自動車道は首都圏と中部・関西をつなぐ産業・観光用基幹道路であり、沿線に多くの観光地を有するため休日や行楽シーズンには大渋滞し、一般道路にも車があふれ、日常生活に支障をきたしています。

本年になって上野原IC～大月IC間で6車線化拡幅工事が完成しましたが、それでも休日となると小仏トンネルを先頭に大渋滞が発生し、藤野町・相模湖町・津久井町はもとより、県北、県央の裏道まで車の交通量が増加し、住民生活に支障が出ています。

つきましては、八王子IC～上野原IC間の6車線化拡幅工事を早期に実施するよう県からの働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

中央自動車道では、大月JCTから上野原IC間の6車線化事業が、平成15年3月に完成したところですが、続く上野原ICから八王子JCT間の6車線化について、国に働きかけてまいります。

（要望事項）

59 県道522号（樞原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）の改良整備について（藤野町）

県道522号（樞原藤野線）は、国道20号を境に県道76号（主要地方道山北藤野線）と結ぶ町の重要な路線ですが、沢井隧道は幅員が狭いこともあります。JR中央線の踏切も近くにあって交通渋滞が生じています。町の中心地である藤野駅周辺地区の交通にも大きな影響があり、支障をきたしています。

しかしながら、沢井隧道の拡幅改良整備は非常に困難と思われますので、新規のトンネル整備と、接続する県道76号（主要地方道山北藤野線）の整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道522号（樞原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）については、町が計画

している藤野駅周辺のバリアフリー化の進捗を見定めながら、検討していきたいと考えております。

(要望事項)

60 県道76号山北藤野線（県営神の川林道）の整備について（藤野町）

県道76号山北藤野線（県営神の川林道）は、藤野町の国道20号の藤野橋から国道413号を経由し、犬越路隧道から山北町の国道246号の鞠子橋までを結ぶ総延長44,414m（うち林道13,533m）の道路で、県西と県北地域を結ぶ唯一の重要なルートであり、かつ、県内水源地域の交流・連携によるネットワーク化を推進するうえでも重要な路線となっています。

現在整備が実施されつつありますが、交通不能箇所等があり、津久井町と山北町の間が結ばれていないのが現状です。

つきましては、神奈川県交通計画にも位置付けられている県道76号山北藤野線（県営神の川林道）の早急な整備促進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県道山北藤野線については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮しますと、現段階ではご要望に添いかねます。

(要望事項)

61 国道20号の改良整備について（藤野町）

国道20号（勝瀬橋入口～黒橋間）については、吉野地区の勝瀬橋入口付近で視距改良や歩道設置が進められていますが、全線で幅員が狭く、線形も悪いことから交通渋滞が多く、交通事故も発生しています。また、家屋が連担し、歩道がないため歩行者が危険にさらされ、さらに当町の玄関口としての中心である藤野駅周辺で交通渋滞が生じ、日常生活にも支障をきたしています。

つきましては、このような状況から国道20号の整備を早急に要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、現在、国で歩道の整備が進められており、早期に実現されるよう、ご要望の趣旨を国に伝えてまいります。

(要望事項)

62 下水道事業に対する維持管理費の助成について（清川村）

清川村では、県民（15市9町）の水道水となる水がめの宮ヶ瀬湖や小鮎川の水質保全のため、特定環境保全公共下水道事業を村の重要施策として取り組んでいます。

しかしながら、当村の93%は山林であるという地域性により、住宅等は散在しており、人口規模も小さいことから事業に対する投資効率が悪く、維持管理費の負担は厳しい状況にあります。

また、起債の償還及び全世帯加入が達成された場合においても、県が原則とする汚水私費により積算すると、住民の自己負担額は理解を得られる料金とは程遠いものとなってしまいます。

つきましては、当村の水源地域としての取組みや、小規模下水道の現状に鑑みて、原則にとらわれずに助成措置を講じるよう特別の措置を強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

下水道の維持管理費は、「汚水私費」「雨水公費」の原則により負担することとされており、この考え方に基づき、下水道の利用者に負担をお願いしているところです。したがって、ご要望の件については、現在のところ考えておりません。

(要望事項)

63 相模川流域下水道事業の再構築に伴う関連事業の整備について（清川村）

県では、平成13年度から環境共生生活都市圏の形成に向けた下水道の取組みとして、相模川流域における新たな水環境・水循環の創出を図るため、相模川流域下水道の水循環創出型下水道システムへの再構築の推進を行う計画が決定されています。

つきましては、当村のように単独で処理している小規模下水道では、維持管理費等について厳しい状況であることを理解いただき、流域下水道に取り組むことを前提に、この整備構想に位置づけていただきたく、特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、処理場の財産の帰属問題や下水道計画との整合、流域関連16市町のご理解とご協力などの課題がありますが、引き続き、広域行政の視点から検討してまいりたいと考えております。

(要望事項)

64 凈化槽市町村整備推進事業に対する県補助制度の創設について（山北町）

丹沢湖とその周辺は、神奈川県民の水がめとして重要な役割を担ってきました。このため、山北町では水源地の自然環境や生活環境の保全を図るため効率的な生活排水処理施設の整備を進めています。しかし、これらの地域は集落が点在していることや、山や谷などの高低差が大きいことから、一部の地域は公共下水道の整備が困難なところがあります。

そこで、浄化槽市町村整備推進事業による合併浄化槽の整備と公共下水道の整備を平行して推進することを検討しています。しかし、この補助制度には県費助成がなく、建設時の負担は少ないものの維持管理費が多くなり、地域住民はもとより財政規模の小さい当町にあっては、大きな負担となります。

つきましては、県民の良質で安定的な水源の確保と水源地の自然環境や生活環境の保全を図るため、浄化槽市町村整備推進事業に対して従来の合併浄化槽と同様の県の補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

生活排水処理施設の整備については、水質汚濁防止法により市町村の役割となっていることを踏まえ、市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対する県の補助については市町村の財政力に応じて、一般地域については1/3以内、水源地域については1/2以内の補助率により実施しております。

浄化槽市町村整備推進事業に対する県費補助制度については、現行の補助制度を含めた補助制度全体のあり方とあわせて検討してまいります。

(要望事項)

65 一級河川相模川、小出川、目久尻川の整備促進について（寒川町）

寒川町内における河川の築堤を含めた河川整備の促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯れ草火災が続出しているので、管理者として積極的に対処されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

小出川、目久尻川については、県の重点整備河川の一つとして、鋭意整備を進めております。また、相模川については、今後、「さがみ縦貫道路」との一体的な整備の促進に努めてまいります。

河川敷へのごみの不法投棄については、河川パトロールの実施や防止看板・柵の設置等（未然防止対策）及び散乱ごみの撤去等（原状回復対策）を地元の協力を得ながら進めております。

なお、枯れ草火災については、河川パトロールの実施により、防止に努めています。

(要望事項)

66 中村川及び藤沢川の護岸改修等について（中井町）

中村川の上流は、護岸の未整備箇所や一部では護岸の老朽化が進んでいる箇所も見受けられ、昨年の7月の台風6号による被害では、藤沢川と併せて護岸の崩落事故が発生しています。

災害防止と、町民の生命財産を守り安全で安心して生活ができるよう中村川の早期河川護岸の改修を要望するとともに、藤沢川の事業の継続を要望します。

また、町では、中村川に隣接している役場周辺については町民が集いにぎわいのある利便性を兼ね備えた交流空間としての「まちづくり」を目指しています。このため、水辺とのふれあいが楽しめる河川整備を総合計画等でも位置付けており、地域の活性化と新たなまちづくりのためにも、周辺の河川整備について県及び関係機関の特段の支援を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

中村川については、老朽化した護岸等の調査を行い、補修等について検討してまいります。

藤沢川については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋までの1,140m区間の改修を、平成13年度に完了しております。また、藤沢川の上流部の改修については、県全体の河川の整備水準を勘案して、検討してまいります。

(要望事項)

67 二級河川藤沢川における河川改修の促進について（中井町）

中井町を流れる二級河川藤沢川の改修については、中村川合流点より1,160m余の区間が平成13年度に完了しており、災害防止等に大きな役割を果たしています。

しかしながら、藤沢川の上流部にはいまだ未整備の区間や早急な整備を必要としている区間も存在しており、河川の急激な増水による護岸の損壊等の事故が起こるなど、地域住民にも被害が及んでいます。町では、住民が安全で安心のある住みやすいまちづくりの整備に努めており、藤沢川においても改修計画に基づいた早期完成が図られるよう、事業促進に向けて国、県の特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

藤沢川については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋までの1,140m区間の改修を、昭和52年より河川局部改良工事として国の許可を受けて実施し、平成13年度に完了しております。

また、藤沢川の上流部の改修については、県全体の河川の整備水準を勘案して、検討してまいります。

(要望事項)

68 早川の護岸整備について（箱根町）

箱根町を流れる二級河川早川については、国道1号小田原箱根線の建設に合わせ、湯本山崎地内の護岸改良が予定され、現在関係機関と調整していただいているところですが、早川は地元住民が水と触れ合うことができる唯一の河川であり、特に河川との往来については地元より強い要望もあることから、その早期の整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

早川については、関係機関と調整し、親水性に配慮した改修の促進に努めてまいります。

(要望事項)

69 真鶴港再整備の促進について（真鶴町）

真鶴港再整備については、構想に基づき関係団体と調整しながら基本計画の策定をしているところですが、当町の活性化にも寄与することが見込まれることから、早期実現を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、現在、港湾利用団体や地元自治会等の意見を参考に真鶴港の再整備の構想を策定したところあります。今後は、この構想を参考にして、関係各団体と調整しながら、基本計画を策定してまいります。

（要望事項）

70 西湘海岸の浸食対策について（二宮町）

西湘海岸は近年侵食が激しく、二宮海岸も侵食により漁業活動等に深刻な影響が出ている状況です。

県においても養浜工事を実施していますが、引き続き調査等の実施や養浜工による侵食対策事業の推進を図るよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

二宮海岸については、平成10年度までに実施した調査・検討の結果（海岸保全対策計画）を踏まえ、平成12年度には突堤工の建設に着手し、平成13年度に完成いたしました。

今後は、関係機関と調整を図りながら、養浜工等の侵食対策を進めてまいります。

（要望事項）

71 湯河原海岸離岸堤（人工リーフ）整備事業の推進について（湯河原町）

県立湯河原高校、湯河原町海浜公園、浄水センター等施設の護岸の高潮対策について、引き続き計画基数の早期完成を要望します。

人工リーフの上部が水面上に出ることについては、調査の結果、当面消波効果に対する影響はないとのことですが、景観上のこともあり、引き続き調査及び整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

高潮対策については、平成16年度から、湯河原町の後背地利用計画を踏まえ、当該地区の将来的な海岸整備に向けた検討を、町及び関係機関とともにに行ってまいります。実際の人工リーフの整備については、この検討の後、県の財政状況等を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

既存人工リーフの上面が水面上に出ることについては、今後被覆ブロックの状況を見ながら、対処したいと考えております。

（要望事項）

72 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（愛川町）

半原日向地区及び馬場地区の急傾斜地については、平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、日向地区については平成12年度から、馬場地区でも平成13年度から事業が実施されていますが、当該箇所は災害が発生しやすい場所であるので、地域住民の生活環境の安全を確保するため、崩壊防止工事の早期完成を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

半原日向地区及び馬場地区は、平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、日向地区は平成12年度から、馬場地区は平成13年度から、事業を実施しております。

今後も引き続き、地元の協力を得ながら、事業を推進してまいります。

（要望事項）

73 地滑り防止事業の促進について（愛川町）

国道412号は県西部地区を南北に縦断し、地域の生活及び産業に欠かせない路線であるとともに、緊急輸送路としても指定されている重要な路線です。しかしながら、この路線の中津川右岸側の田代地区において地滑り指定区域内を通過していることから、その安全性の確保は重要な問題であると考えます。

このようなことから、平成5年度より事業を実施していただいている地滑り防止工事の早期完成を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所は、平成5年度に地すべり防止区域に指定され、同年度から事業を実施しております。

今後も引き続き、地元の協力を得ながら、事業を推進してまいります。

（要望事項）

74 GPS利用の測量基準点に対する助成について（箱根町）

災害復旧等に備えて測量基準点の整備を図るため、GPS（全地球測位システム）利用の基準点を設置するための補助金について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県は公共測量の実施又は終了に際して、設置者からの通知を受け、公共測量の公示を行っていますが、測量事務及び基準点等の事務は、国土地理院が指導しております。

測量基準点の整備について、県が指導又は助成するような制度はありません。

企業庁関係

（要望事項）

1 津久井湖・相模湖の湖岸崩落対策について（城山町・津久井町・相模湖町）

津久井湖岸及び相模湖岸の安全対策や保全対策の観点に立って、崩落箇所の整備を計画的に行うとともに、県による斜面地の用地取得を含めた更なる対応を要望します。

＜措置状況＞（企業庁・環境農政部・県土整備部）

津久井湖及び相模湖の周辺湖岸について、これまで、企業庁管理区域内の崩落箇所及び企業庁管理区域内の崩落が原因となって起きた崩落箇所において、貯水池の管理及び保全上必要な護岸工事を、企業庁が継続的に実施しております。

津久井湖及び相模湖の湖岸崩落対策については、関係各町及び関係機関等と調整を図り対策を講じてきたところですが、企業庁管理区域内の崩落及び県が原因者となる新たな崩落の発生があった場合は、関係各町及び関係機関等と協議して、緊急度の高い箇所から順次整備してまいります。

（要望事項）

2 相模湖・津久井湖の水質保全について（相模湖）

相模湖・津久井湖の水質保全を図ることは県民生活を守るうえでも大変重要なことです。県においては湖にエアレーション施設の設置等を進め、アオコの発生を制御してきましたが、まだ完全とはいえません。引き続き県民の水がめとして、水質保全について総合的対策の実施を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

相模湖、津久井湖の水質浄化対策としてエアレーションを実施しておりますが、津久井湖においては、平成11年度から平成15年度にかけて、植物浄化施設の整備を行っておりま

(要望事項)

3 名手橋の架け替えについて（権限代行制度の拡充）（津久井町）

名手橋は構造上の課題に加えて老朽化が著しく、災害時における交通の確保のためにも早急な整備が不可欠な課題となっています。

技術的助言及び補助事業採択の可能性については検討していただけることですが、財政上も技術的にも町事業としての対応は極めて困難なため、他県で模索している権限代行制度の採択条件の見直し（拡充）等に向けた国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

名手橋の架け替えについては、その計画策定段階から、技術的助言などの支援のほか、町道の整備としての国庫補助採択の可能性などについて、検討していきたいと考えております。

なお、県独自の財政支援としては、市町村振興メニュー事業補助金があります。

(要望事項)

4 净化槽の維持管理費等に対する補助金制度の新設について（相模湖町）

相模湖町では、浄化槽の維持管理費（清掃費等）に対して町単独の助成制度に基づき清掃等に対する負担を実施しています。水源地としての水質保全の観点から今後も継続して負担して行く予定ですが、県における水源地の環境保全対策の一環として、財政面での支援制度の新設を要望します。

<措置状況>（環境農政部・企業庁）

合併処理浄化槽の維持管理は、浄化槽法に基づき設置者が行うこととされており、維持管理に対する補助制度については考えておりません。なお、相模湖などの水源湖沼の地域については、この地域における生活排水対策を一層推進する観点から、市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対する県の補助率を一般地域の1/3以内から1/2以内とし、市町の負担の軽減を図るとともに、設置者に対しては、合併処理浄化槽の設置及び維持管理の促進のために奨励金を交付する制度を設けるなど、支援の充実を図っております。

利水者としては、相模川流域下水道事業事業の根幹的施設の建設に要する経費のうち、町の負担部分について全額を負担し、水源地域内の下水道事業に対しては、すでに応分の負担をしているところです。

浄化槽の維持管理費等への助成については、対象が恒常に発生するランニングコストという内容から、恒常的な利水者の負担につながるような支援は、困難なものと考えております。

教育庁関係

(要望事項)

1 教職員の広域人事交流について（大磯町）

大磯町では、小・中学校計4校の中のみで教職員の配置替えを実施しているため、教職員の意識等の活性化が図れず、閉塞感が漂っている状況にあります。そこで、児童や生徒への影響も考え、中地区管内（平塚・秦野・伊勢原・大磯・二宮）において教職員の配置替えができるよう要望します。

<措置状況>（教育庁）

広域人事交流については、市町村教育委員会の協力を得ながら積極的に進めており、平成15年度は交流数を増やすことができました。今後も市町村を越えた人事異動が日常的になるように努めてまいります。

(要望事項)

2 子ども読書活動推進のための新たな補助制度の創設について（寒川町）

寒川町は普通交付税の不交付団体であり、子ども読書活動を推進するための予算は自主財源で賄わなければなりません。

厳しい財政状況にあっては教育予算の中で子ども読書活動に必要な予算を確保するのが困難になってきていますので、法の主旨を生かした新たな補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（教育庁）

学校図書館の図書の整備については、その役割の重要性に鑑み、国は平成14年度から5年間で学校図書館の蔵書の充実を図るために地方交付税措置を講じているところです。

交付税制度の趣旨を踏まえれば、当該自治体の自主財源で措置すべきものと考えられますので、新たな補助制度の創設は困難であります。

なお、子どもの読書活動推進については、今般、「神奈川県子ども読書活動推進計画」を策定しましたので、今後は、その計画に基づく取組みを行ってまいります。

(要望事項)

3 国指定史跡箱根関跡保存整備事業及び国指定史跡箱根旧街道保護対策事業に係る文化財保存修理等県補助金の増額について（箱根町）

国指定文化財に関わる文化財保存修理等県補助金については、従来、国庫補助金（補助率2分の1）を除いた補助対象経費の3分の1（全体経費の6分の1）を県が事業者に対し補助していたのですが、平成12年度においては補助率の約50%、平成13年度においては補助率の約20%、平成14年度においては、箱根関跡保存整備事業については約22%、箱根旧街道杉並木保護対策事業については50%、平成15年度においても引き続き箱根関跡保存整備事業については約29.4%、箱根旧街道杉並木保護対策事業については約48.8%の交付という大幅な減額となっています。

箱根関跡及び箱根旧街道は、ともに多くの県民が見学や散策という方法等によりその史跡のもつ歴史価値を享受していますので、県は県民共有の財産との認識のもと、適正な補助金の交付を行うよう要望します。

<措置状況>（教育庁）

国指定史跡の保存整備等については、文化財を保存・継承し、積極的な活用を図り、広く県民に親しまれるようにするため、推進していくべきものと考えております。

県財政は大変厳しい状況にありますが、今後とも、予算確保等に努めてまいります。

警察本部関係

(要望事項)

1 寒川駅前交番の設置について（寒川町）

寒川駅周辺は町の中心に位置し、商業の中心地であることや相模線の電化等により通勤者や通学者、買い物客等が集中し、人や車の往来が多い地域です。

地域の交通安全・防犯意識の向上や駅前及び駅周辺の交通安全、治安維持の向上を図るため、交番の設置及び警察官の常駐化を強く要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、交番を必要とする地域の犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

寒川駅前地区は、岡田交番の管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記の事項を検討しますと、現時点での交番新設は困難といわざるを得ません。なお、今後とも各地区の開発状況および治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、現存する交番体制の充実強化を優先することにより、治安の間隙を生じないよう努力してまいります。

(要望事項)

2 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

小田急開成駅は、昭和60年3月に開設されて以来、年間222万人もの乗降客が利用する駅となりました。駅周辺の開発や乗降客の増加によるさまざまな事件・事故への対応等を考え、平成8年12月に警察官が立ち寄れるようにと開成駅前連絡所を設置しました。

その後、駅周辺の治安の悪化に伴い、地元住民や駅利用者の交番設置についての要望が強まり、平成10年度には開成町自治会長連絡協議会の働きかけにより地元住民や開成駅利用者など多くの署名が集まり、嘆願書として町に提出されました。

さらに、開成駅周辺は住宅地や商業地に開発が進み、急激な人口増加が見込まれており、比較的治安の良かった開成町でも駅周辺において痴漢や乗物盗などの犯罪が増加しています。また、隣接する市町でも凶悪な犯罪が相次いで発生しています。現在、交番ボランティアなどで夜間パトロールなどが実施されていますが、何の権限も持たない者のパトロールには限界があります。

つきましては、住民の安全と財産の保護及びその他公共の安全・秩序を維持するため、一日も早く開成駅前への交番設置を要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、交番を必要とする地域の犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所の管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記の事項を検討しますと、現時点での交番新設は困難といわざるを得ません。なお、今後とも各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、現存する交番体制の充実強化を優先するとともに、既存の開成駅前連絡所に、交番及び駐在所勤務員のほか、パトカー勤務員による立ち寄り・駐留警戒を強化し、治安の間隙を生じないよう努めてまいります。

(要望事項)

3 春日台交番の移設整備促進について（愛川町）

愛川町の交通事故・犯罪の発生状況について、平成9年と14年を比較すると、交通事故件数は1.04倍、犯罪件数は1.77倍と著しく増加し、地域住民の生活が脅かされている状況です。

昨年度、春日台駐在所は交番昇格要望の実現が図られたところですが、現在の施設は、車両交通量が増加し、大型スーパー・コンビエンスストア等が立ち並ぶ幹線道路から離れた住宅街にあり、また、来客者への駐車スペースもない状況にあります。

さらには、交番に昇格した現在では、町内に2ヶ所ある駐在所の管轄区域における夜間の事故・犯罪も担当することとなり、より高い機動性が必要とされています。

つきましては、事件・事故の未然防止や迅速な対応、さらには他の管轄区域への応援体制を一層強化するため、幹線道路沿いに交番用地が確保されていますので、早期移設を要望します。

<措置状況> (警察本部)

春日台交番については、平成15年3月27日付けで愛甲郡愛川町春日台4丁目1番45号に所在する元春日台中小企業従業員共同宿舎跡地の一部140m²を交番建設用地として、県財産管理課より管理換えを受けました。

なお、平成16年度当初予算で建設工事費を措置しております。